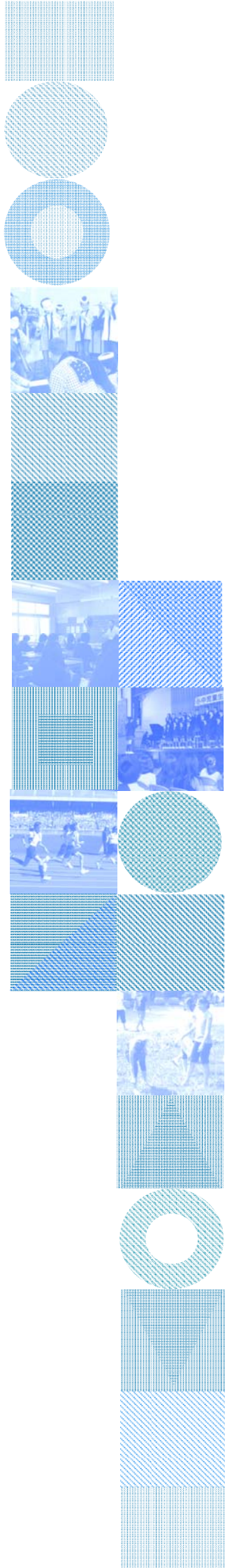


# 横浜市 教育振興 基本計画



平成 23 年 1 月

横浜市教育委員会

# 目次

はじめに	1
第1章 横浜市教育振興基本計画について	2
1 「横浜教育ビジョン」について	
2 「横浜市教育振興基本計画」の策定	
第2章 横浜が目指すこれからの教育	4
1 横浜が目指す教育の姿	
2 5つの目標	
第3章 今後5か年で重点的に取り組む施策	10
1 施策の体系と14の重点施策	11
重点施策 1 横浜らしい教育の推進	13
重点施策 2 確かな学力の向上	17
重点施策 3 豊かな心の育成	22
重点施策 4 健やかな体の育成	27
重点施策 5 特別なニーズに対応した教育の推進	30
重点施策 6 魅力ある高校教育の推進	35
重点施策 7 優れた人材の確保	38
重点施策 8 教師力の向上	41
重点施策 9 学校の組織力の向上	44
重点施策 10 適確・迅速・きめ細かな学校支援	47
重点施策 11 家庭教育への支援	49
重点施策 12 地域と学校との連携	51
重点施策 13 教育環境の整備	53
重点施策 14 市民の学習活動の支援	56
2 成果の把握	58

第4章 計画の推進にあたって…………… 60

- 1 市長部局及び関係者との連携・協力
- 2 新たに検討が必要となる事項への対応
- 3 進捗管理

資料編…………… 62

- 1 教育基本法
- 2 関連データ
- 3 意見募集の結果
- 4 横浜市中期4か年計画との関連

## はじめに

近年、少子高齢化や高度情報化、グローバル化などが急速に進んでおり、これまで以上に変化の激しい社会が到来し、国際競争が激しさを増すことが予想されます。

このような中、全ての子どもが自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を育てるとともに、社会を支え、発展させる人材を育成することがますます重要となります。

平成 18 年 12 月には、制定から約 60 年を経て教育基本法が改正され、新しい時代の教育の基本理念が明示されました。同法では、教育の目的として、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と規定されています。また、教育の目標として、「知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間の育成」、「公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民の育成」、「我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成」を目指すことが示されました。

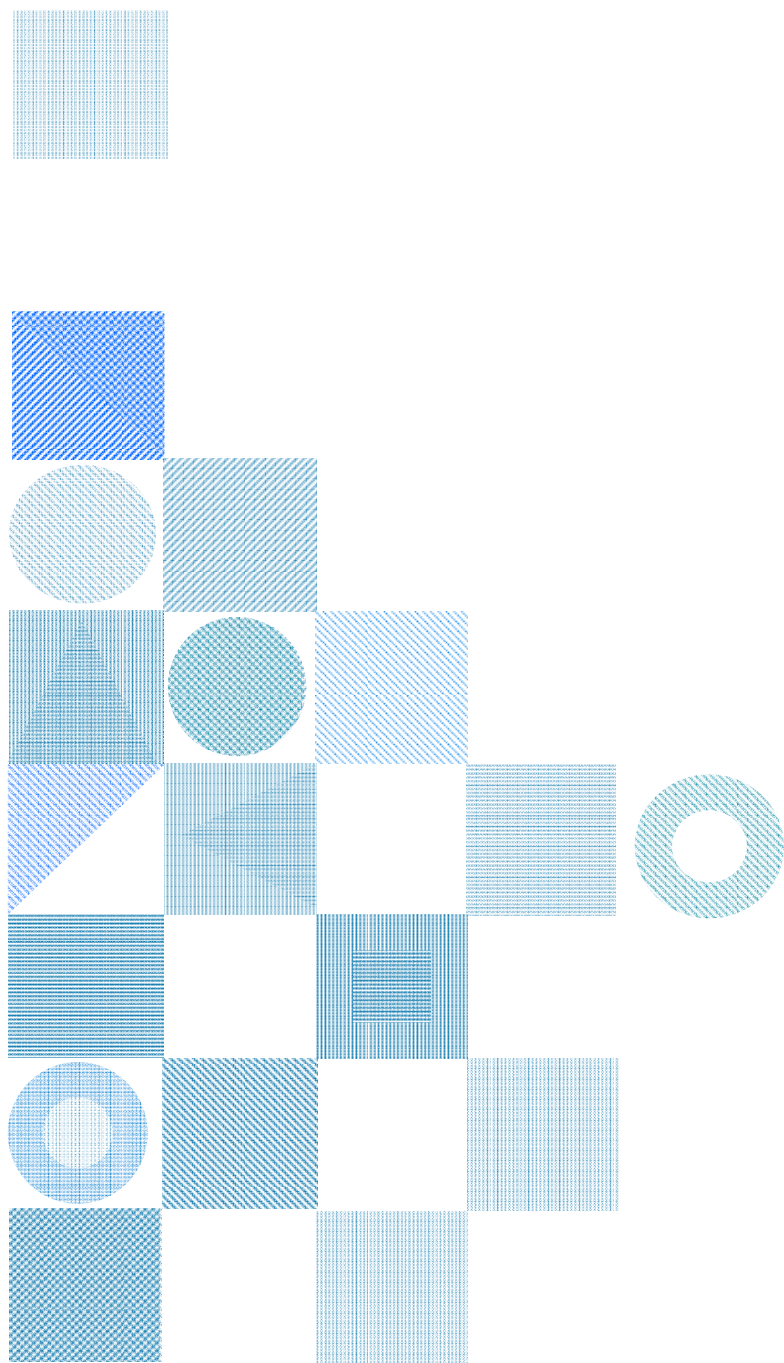
横浜市では、社会状況の変化や改正教育基本法などを踏まえ、このたび「横浜市教育振興基本計画」を策定しました。この計画は、おおむね 10 年間の目指すべき姿を描いた「横浜教育ビジョン」（平成 18 年 10 月策定）の実現に向けた後期 5 か年の計画であり、教育施策推進にあたっての基礎となるものです。

横浜市は、本計画に基づいて、教育の質の向上に全力で取り組んでまいります。

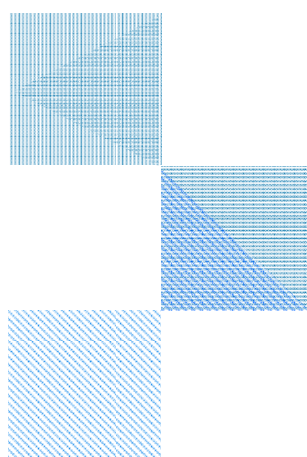
市民の皆様におかれましても、引き続き横浜の教育への御支援、御協力をお願い申し上げます。

平成 23 年 1 月 横浜市教育委員会

# 第1章



## ● 横浜市教育振興基本計画について



## 1 「横浜教育ビジョン」について

横浜市教育委員会では、教育基本法改正に先立って、平成 18 年 10 月に、おおむね 10 年を展望し、横浜の教育の目指すべき姿を描いた「横浜教育ビジョン」を策定しました。

「横浜教育ビジョン」は、「横浜市基本構想（長期ビジョン）」の都市像の実現に向け、「教育」が果たしている普遍的な役割に加え、横浜が目指す「人づくり」の観点から、“横浜の子ども”を育む上で大切にすべき 3 つの基本「知・徳・体」と 2 つの横浜らしさ「公・開」、5 つの目標と 7 つの基本的方針などを示しました。

## 2 「横浜市教育振興基本計画」の策定

「横浜教育ビジョン」の実現に向けて、平成 19 年 1 月には「横浜教育ビジョン推進プログラム」を策定し、最初の 5 か年である平成 18 年度から平成 22 年度までに取り組むべき教育施策を 15 の重点政策として整理し、34 の最重点事業と 71 の関連重点事業としてまとめました。

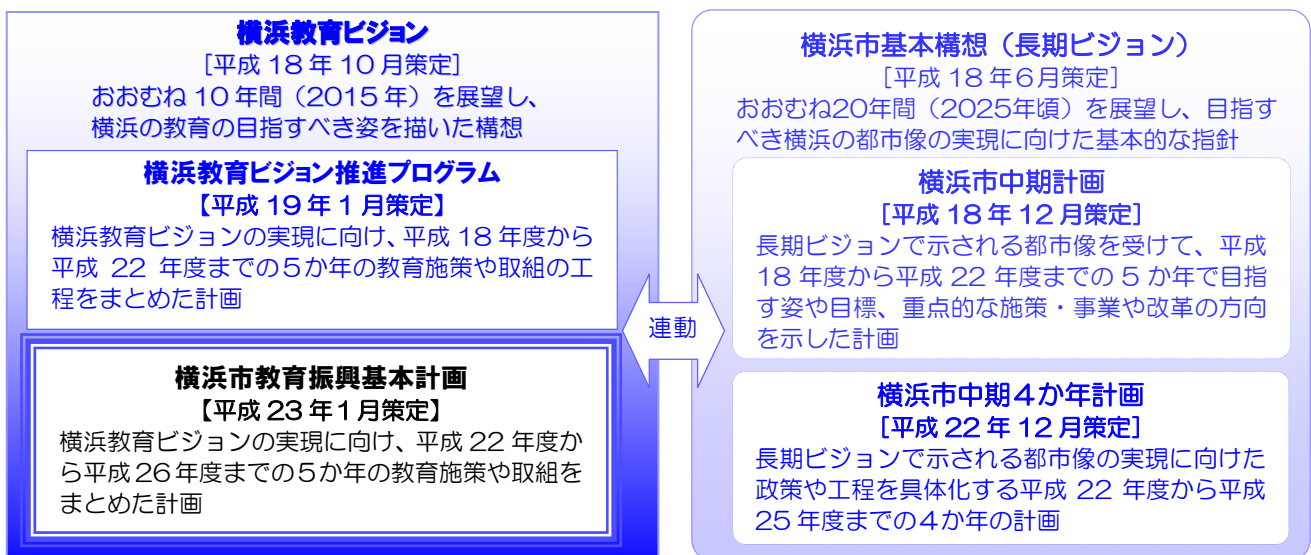
国においては、平成 18 年 12 月に改正された教育基本法第 17 条第 1 項で、政府が国の教育の振興に係る基本的な計画を定めることが規定されました。これを受けて、平成 20 年 7 月には「教育振興基本計画」が策定されました。

また、同条第 2 項において、「地方公共団体は、前項の計画（国の計画）を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」とされました。

「横浜市教育振興基本計画」は、同項の規定に基づき、改正教育基本法の理念や国の「教育振興基本計画」を踏まえて、後期 5 か年である平成 22 年度から平成 26 年度までの教育の振興のための基本計画として定めるものです。

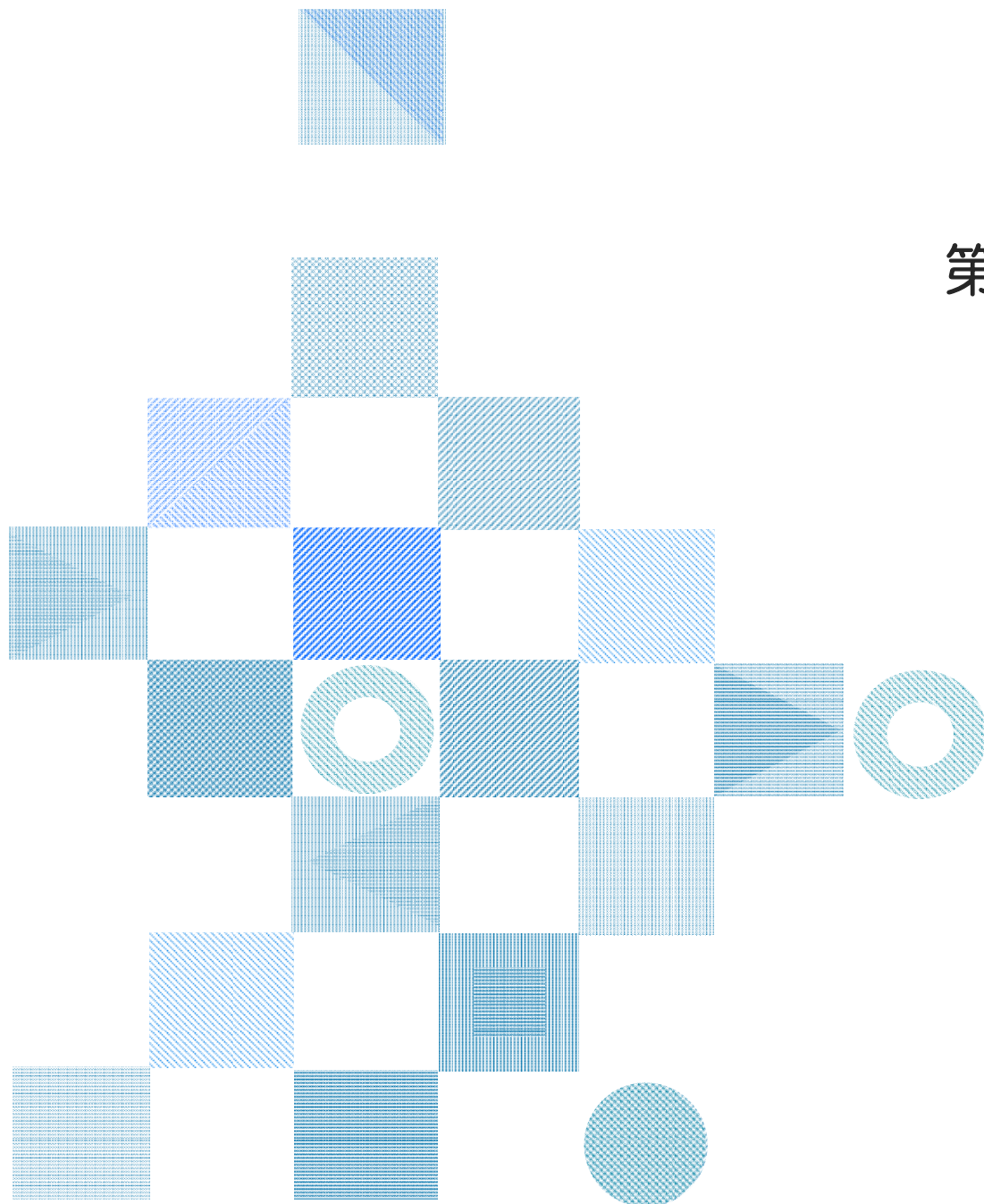
平成 22 年度は「横浜教育ビジョン推進プログラム」の最終年度にあたるため、計画期間における 5 つの目標の主な課題や事業ごとの達成状況について検証を行いました（平成 22 年 6 月公表）。この検証結果も生かし、また「横浜市中期 4 か年計画」\*1とも連動を図りながら、「横浜教育ビジョン」の実現に向け、「横浜市教育振興基本計画」を策定しました。

### ■ 「横浜市教育振興基本計画」の位置づけ



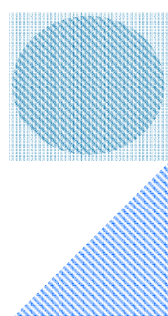
\*1 「横浜市教育振興基本計画」と「横浜市中期 4 か年計画」との関連については、資料編(83、84 ページ)に掲載しています。

## 第2章



---

### ● 横浜が目指すこれからの教育





# 1 横浜が目指す教育の姿

## (1) 「横浜教育ビジョン」に掲げる教育の使命

- 子どもたちの**確かな学力と豊かな心、健やかな体**を育むことで、人格の完成を目指し、社会を担う者としての資質を身に付けた「市民」を育成すること。
- 先人が築き上げたものを大切にしつつ新たな挑戦をしていく姿勢、自らが幸せに生きるとともに他者の幸せにも寄与しようとする姿勢を育むこと。

「横浜教育ビジョン」では、「教育の使命」として、横浜が目指す教育の基本理念を示しました。

「教育の使命」には、子どもたち一人ひとりの個人としての**人格の完成**を目指し、自立した**幸福な生涯**を実現する上で必要な**資質・能力**を育成するという点と、**社会の形成者たる国民・市民**を育成するという二つの側面があります。それは今後いかに時代が変わろうとも普遍的なものであり、国の「教育振興基本計画」においても同様にとらえられています。

## (2) 横浜が目指す「人づくり」

21世紀は、著しく急速な科学技術の高度化や情報化の進展などにより、新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤となり重要性を増す、「知識基盤社会」の時代であると言われています。このような変化の激しい社会ではグローバル化の進展とあいまって、必要な知識・技術を習得・更新する力や、自らを律し他と協調しながら、その生涯を切り拓いていく力が一層求められます。このため、学校教育段階はもとより、生涯を通じて自らを磨き高めていくために、生涯学習の振興<sup>\*1</sup>を図ることが重要です。

横浜は、平和や人権の尊重を基調として、世界との窓口として歴史的に果たしてきた役割を常に認識しながら、知恵と活力を最大限に発揮し、市民が生き生きと暮らせる魅力あふれる都市であり続けること、また、年齢や性別、障害の有無や国籍にとらわれることなく、多様な個性を尊重し、市民自らが多様な力を地域社会で発揮することができる都市を目指しています。<sup>\*2</sup>

この中で、**教育の果たすべき責務は『人づくり』**です。横浜では、次の3つの力を育み、未来を担う『市民』の育成を図ります。

- 学ぶ楽しさと創り出す喜びを原動力に、夢や希望に向けて努力する力
- お互いの違いを認識したうえで、協働・共生する力
- 進取の精神と多様性を認める柔軟さを持ち、変化する社会を生き抜く力

<sup>\*1</sup> 改正教育基本法第3条では、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と、生涯学習の理念が示されました。また、横浜市は、平成11年11月に策定した「第2次横浜市生涯学習基本構想」に基づき、生涯学習を推進しています。基本構想の策定から10年が経過し、社会情勢も大きく変化していることから、現在、改定の作業を進めています。

<sup>\*2</sup> 横浜市基本構想(長期ビジョン)



また、学校・家庭・地域が連携して、3つの基本【知】【徳】【体】の調和がとれ、2つの横浜らしさ【公】【開】を身に付けた“横浜の子ども”を育てていきます。

## “横浜の子ども”

### 【徳】豊かな心

豊かな体験を通して感動する心を大切にするとともに、礼儀や規律を重んじ、人格や生命を尊重して行動します

### 【知】確かな学力

基礎・基本の定着とともに、それまでに学んだことを活用して課題を解決する力や自ら進んで学習する態度を身に付けます



### 【体】健やかな体

健康で安全な生活を心がけるとともに、運動に親しみ、自らの健やかな体をつくります



3つの基本  
(知・徳・体)  
2つの横浜らしさ  
(公・開)



### 【公】公共心と社会参画意識

横浜を愛し、公共の精神を尊び、積極的に社会に関わり、貢献します

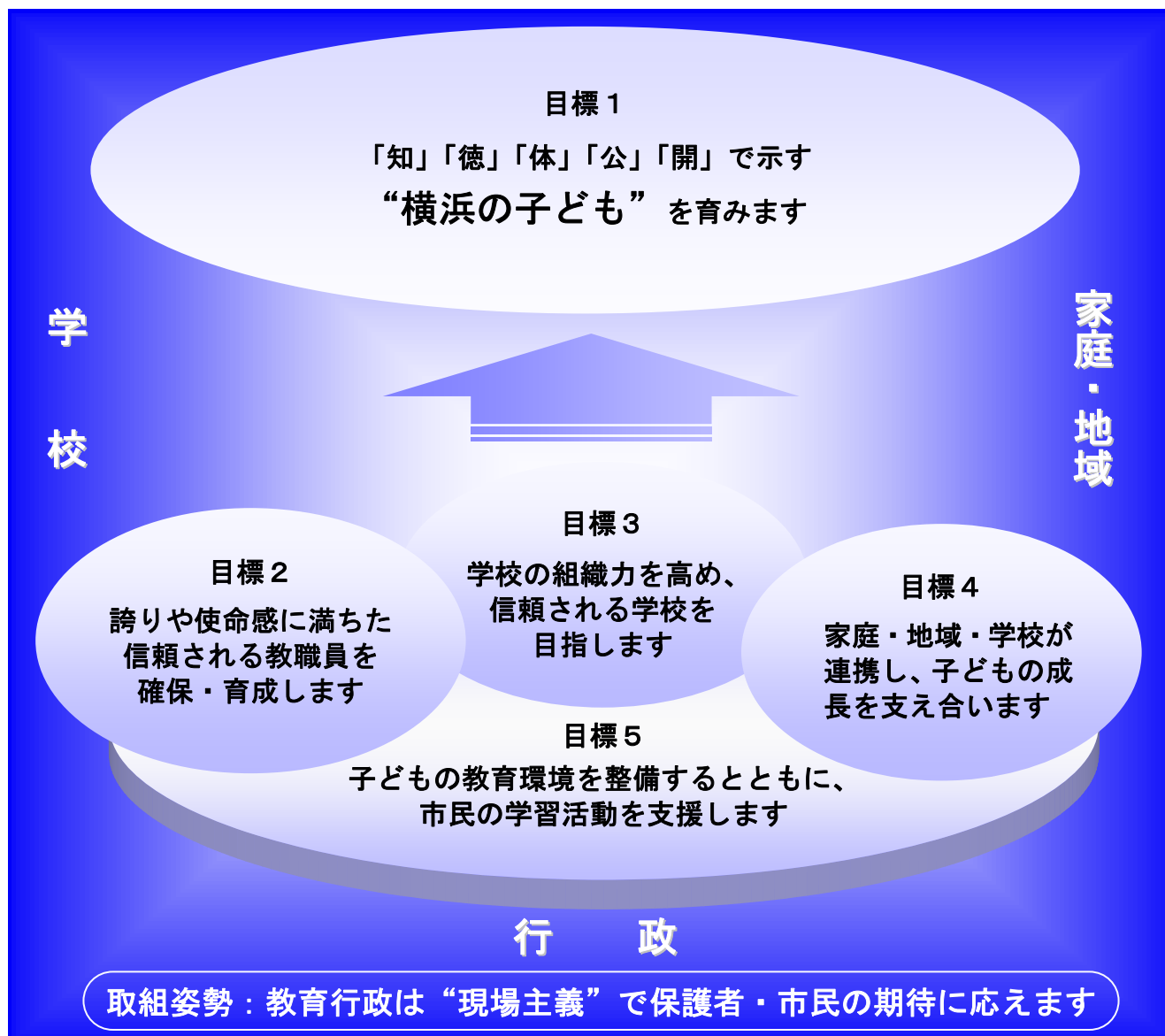


### 【開】国際社会に寄与する開かれた心

日本の伝統や文化を尊重しながら、国際社会の平和と発展に貢献します

## 2 5つの目標

「横浜市教育振興基本計画」では、「横浜教育ビジョン」の理念に基づき、「5つの目標」と「取組姿勢」を次のとおり定めます。



### 目標1 「知」「徳」「体」「公」「開」で示す“横浜の子ども”を育みます

- 学校では、一人ひとりの能力を伸ばしつつ、規範意識や公共心、自ら考え判断し行動できる力を育み、社会において自立的に生きる基礎を培います。
- 教職員は、子どもが身に付けるべきことはしっかり教え、未来に向かって生きようとする子どもの学習意欲や良いところ、可能性、能力を引き出しながら、子ども一人ひとりに応じた適切な指導を行います。
- 一人ひとりの学ぶ意欲や確かな学力を向上させるとともに、豊かな心、健やかな体を育成します。

## 目標2 誇りや使命感に満ちた信頼される教職員を確保・育成します— 尊敬される教師 —

- 多様な採用形態や研修体制などを整えるとともに、教職員の意欲・能力・実績などを的確に評価し、優れた教職員を確保・育成します。
- 教職員研修を充実し、自らの資質能力の向上に努める教職員を支援することで、教員の授業力・指導力の向上を図り、人権感覚を持った信頼される教職員を育成します。

## 目標3 学校の組織力を高め、信頼される学校を目指します— 信頼される学校 —

- 学校は、校長のリーダーシップによる自主的・自律的な学校運営を行います。社会の変化に対応しつつ学校教育の目的を実現するために、教職員一人ひとりの持つ力量を存分に生かし、チームとして組織的な学校運営を進めます。
- 学校は、その役割と説明責任を果たすために「中期学校経営方針」を明らかにするとともに、それに基づく年度ごとの「学校経営計画」を策定し、学校情報の公開を進めます。
- 客観的な学校評価を推進し、その結果を学校運営に生かすとともに、保護者や地域の人々などとの協働による特色ある学校づくりを進めます。
- 教育委員会は、より現場に近い4方面の学校教育事務所において、「適確」「迅速」「きめ細か」な学校支援を行うことなどにより、校長の学校経営を効果的に支援します。

## 目標4 家庭・地域・学校が連携し、子どもの成長を支えます

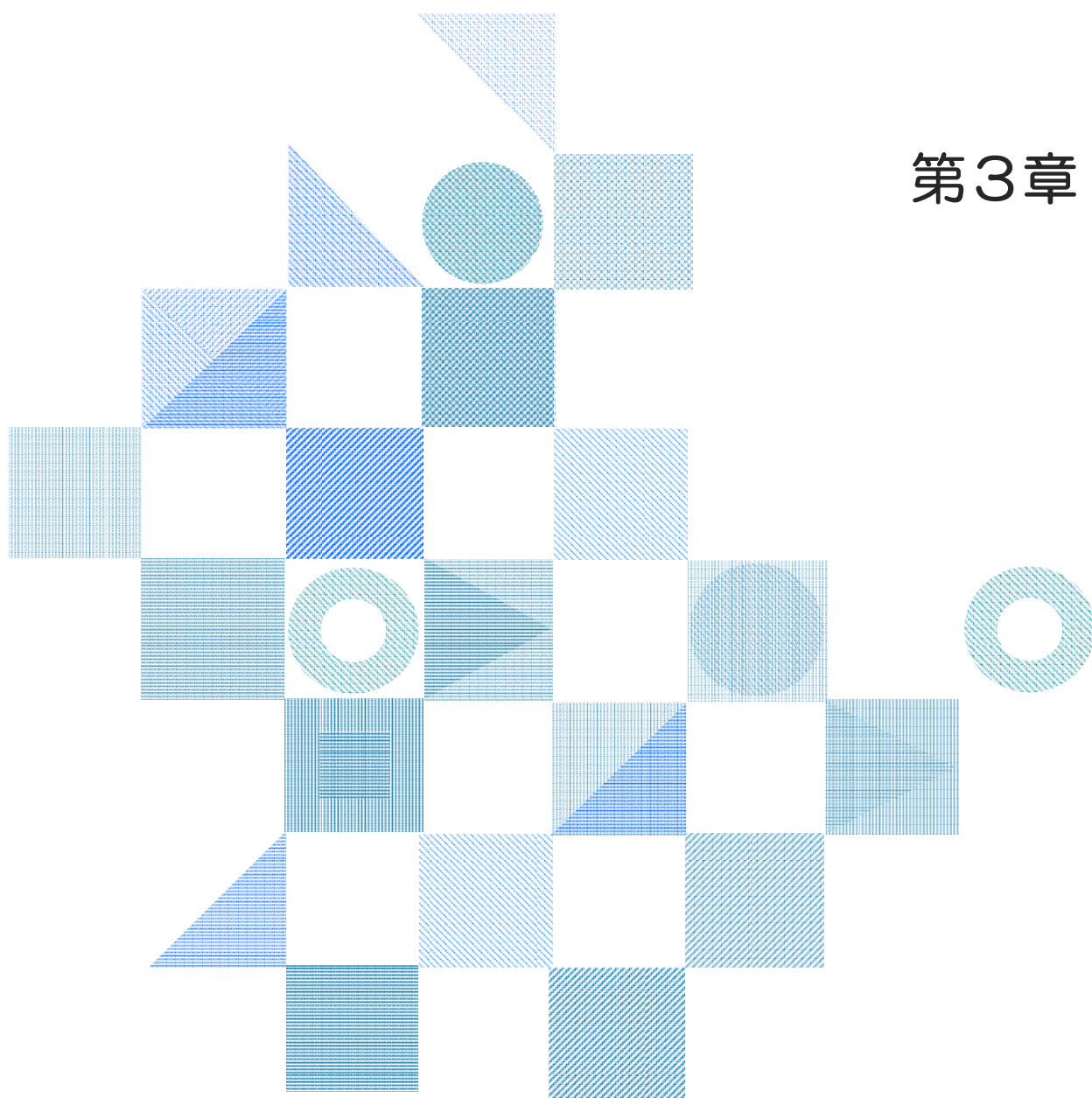
- 子どもの健全な育成や学力の向上を図るためには、子どもの基本的な生活習慣の定着が重要であり、家庭はその第一義的役割を担っています。
- 地域の人々が様々な形で学校を支援することや、学校を地域活動の場として活用することは、地域の絆や相互の関係を強化し、地域全体で子どもを育む基盤づくりにつながります。
- 保護者が家庭教育について学ぶ機会を提供するとともに、今後も、家庭・地域・学校がそれぞれの役割と責任を再認識し、連携・協力を一層進めます。

## 目標5 子どもの教育環境を整備するとともに、市民の学習活動を支援します

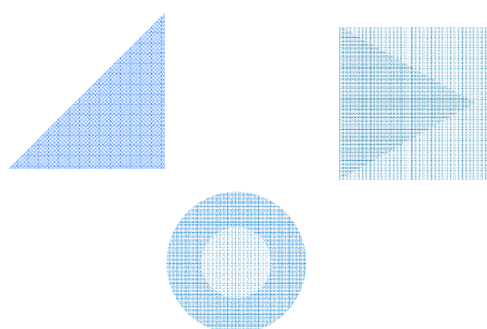
- 子どもが、より安全・安心に学ぶことができるよう、学校施設の長寿命化や学校規模の適正化を進めるとともに、普通教室への空調設備の設置や校務の情報化など教育環境の整備に取り組みます。
- 生涯学習の理念を踏まえ、地域住民の身近な学習拠点として重要な役割を果たしている図書館や歴史博物館・横浜開港資料館などにおいて、市民にとってより魅力ある施設となるよう、学習の機会や場を充実させます。



## 第3章



### ● 今後5か年で重点的に取り組む施策



# 1 施策の体系と14の重点施策

「横浜市教育振興基本計画」では、「横浜教育ビジョン」が示す“横浜の子ども”の実現を目指し、「5つの目標」と「取組姿勢」に沿って、14の重点施策を進めていきます。

計画期間：平成22年度から平成26年度までの5年間

## 目標1 「知」「徳」「体」「公」「開」で示す“横浜の子ども”を育みます

### 重点施策1

#### 横浜らしい教育の推進

- 1 横浜型小中一貫教育の推進
- 2 豊かな体験を通じた学習の推進

### 重点施策2

#### 確かな学力の向上

- 1 「横浜市子ども学力向上プログラム」に基づく学力の向上
- 2 言語力の育成
- 3 理数教育の推進
- 4 ICT活用能力と情報モラルの育成

### 重点施策3

#### 豊かな心の育成

- 1 「『豊かな心の育成』推進プログラム（仮称）」の策定と取組の推進
- 2 道徳教育の推進
- 3 人権教育の推進
- 4 いじめや不登校などへの対応と教育相談体制の充実

### 重点施策4

#### 健やかな体の育成

- 1 「体力アップよこはま2020プログラム」に基づく体力づくり
- 2 食育の推進などによる健康な体づくり

### 重点施策5

#### 特別なニーズに対応した教育の推進

- 1 特別支援教育の推進
- 2 日本語指導が必要な児童生徒への支援

### 重点施策6

#### 魅力ある 高校教育の推進

- 1 特色ある高校づくり
- 2 選ばれる高校づくり



目標 2 誇りや使命感に満ちた信頼される教職員を確保・育成します -尊敬される教師-

重点施策 7

優れた人材の確保

総合的な人材確保策の展開

重点施策 8

教師力の向上

- 1 教職員の資質能力の向上
- 2 教職員の心の健康づくり

目標 3 学校の組織力を高め、信頼される学校を目指します -信頼される学校-

重点施策 9

学校の組織力の向上

- 1 校長、副校長のマネジメント力の向上
- 2 学校のチーム対応力の強化
- 3 学校評価の充実

重点施策 10

適確・迅速・きめ細かな  
学校支援

学校教育事務所による学校支援

目標 4 家庭・地域・学校が連携し、子どもの成長を支えます

重点施策 11

家庭教育への支援

- 1 親の学びの支援
- 2 相談・サポート体制

重点施策 12

地域と学校との連携

- 1 地域の教育力を生かした  
学校運営の支援
- 2 地域における  
幼稚園・保育所・小学校の連携

目標 5 子どもの教育環境を整備するとともに、市民の学習活動を支援します

重点施策 13

教育環境の整備

- 1 より良い教育環境の整備
- 2 通学区域及び学校規模の適正化

重点施策 14

市民の学習活動の支援

- 1 図書館サービスの充実
- 2 横浜の歴史に関する学習の場の充実
- 3 「武家の古都・鎌倉」世界遺産登録

取組姿勢：教育行政は“現場主義”で保護者・市民の期待に応えます



## 重点施策1 横浜らしい教育の推進

### 施策の方針

- 横浜型小中一貫教育を推進し、学力向上と児童・生徒指導上の課題の解決を目指します。
- 横浜に愛着を持ち、公共の精神を尊び、日本の伝統や文化を尊重しながら、地域や国際社会に貢献しようとする心を育みます。

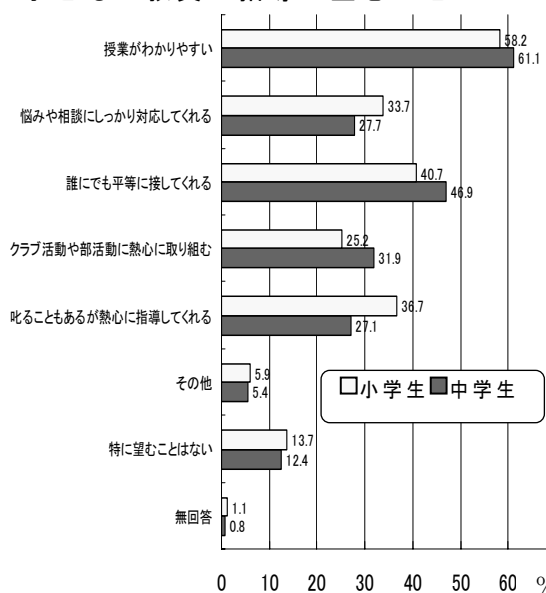
### 現状と課題

#### ●横浜版学習指導要領に基づく教育の推進 ■子どもが教員の指導に望むこと

国の学習指導要領の実施<sup>\*1</sup>に合わせて、横浜市の教育内容や方法に係るスタンダードとして「横浜版学習指導要領」を作成し、義務教育9年間の連続した学びを実現する**横浜型小中一貫教育<sup>\*2</sup>**を推進しており、更なる取組が必要です。

今後は「横浜版学習指導要領」に基づいて各学校でカリキュラムを編成し、**授業の質的な向上**を通して子どもにとって「わかる授業、魅力ある授業」を行うことが求められています。

また、**幼児教育と小学校教育の円滑な接続**を図るため、連携を進める必要があります。



<出典>横浜市教育意識調査  
(平成19年度/横浜市教育委員会)

#### ●体験学習や地域を学ぶ学習の重要性

都市化や少子化が進み、人間関係の希薄化や自然体験の減少など、子どもを取り巻く生活環境の変化は学習にも大きな影響を与えています。こうしたことから、多くの人と関わりながら体験を通して学習する『**横浜の時間**』<sup>\*3</sup>を創設しました。小中学校では『横浜の時間』を中心に環境教育やキャリア教育などを進め、**体験を通じた学習**を基盤にして、**問題解決能力やコミュニケーション能力**を育成することが求められています。

また、横浜は開港以来、世界に開かれた窓口として、新しい文化を取り入れて発展してきた「まち」です。『横浜の時間』や社会科などで、**横浜を教材にした学習**や日本の伝統・文化を学び、世界に目を向ける教育を推進し、横浜に誇りや愛着を感じる心情や世界に貢献しようとする広い視野を育むことが大切です。

\*1 小学校:平成23年度、中学校:平成24年度、高校:平成25年度から年次進行、特別支援学校:小・中・高校の実施スケジュールに準拠

\*2 小中学校間の連携を深めることにより、義務教育9年間の学習指導と生活指導の円滑な接続を図る教育。横浜市では、敷地や校舎の共有を条件とせず、既存の中学校区を基本として進めています。

\*3 「総合的な学習の時間」を中心に道徳、特別活動、小学校外国語活動及び各教科と関連して、横浜(まち)の特色(自然、歴史、文化)や毎日の生活の中から問題を見つけて解決していく学習

## 重点取組

## 1 横浜型小中一貫教育の推進

## (1) 小中一貫教育の推進による教育の充実

小中学校では、「横浜版学習指導要領」に基づいて9年間を見通したカリキュラムを編成します。

小中一貫教育推進ブロック\*<sup>4</sup>ごとに、地域特性を生かした取組テーマを設定し、小中学校の連携を一層強化して、学力向上と児童・生徒指導の充実に取り組みます。

また、小中一貫教育推進ブロックにおける合同授業研究を推進し、小中学校が学力観・指導観・評価観の共有を図り、授業力の向上を目指します。

さらに、小中一貫した特色ある教育課程を編成し、小中学校間の連携をより強めた小中一貫教育校\*<sup>5</sup>の設置拡充を検討します。

取組内容	21年度末	26年度までの目標
①「横浜版学習指導要領」に基づくカリキュラムの編成と実施	—	小学校：23年度から実施 中学校：24年度から実施
②小中一貫教育推進ブロックにおける合同授業研究会の実施	—	全ブロックで 年1回以上実施

## (2) 9年間一貫した英語教育

小中学校では、小学校1年生から中学校3年生までの9年間一貫した英語教育に平成22年度から本格的に取り組みます。

平成23年度に「中学校外国語科事例集（仮称）」を作成・配布して、小学校の英語活動との円滑な連携を図ります。

小学生を対象に、英語を通して異文化を実践的に体験する場を設定し、英語のコミュニケーション能力と国際性を養う「横浜英語村」を継続して実施します。

また、小中一貫教育推進ブロックに外国語が堪能な人材\*<sup>6</sup>を配置して、9年間を通じた英語教育を行い、中学校卒業までに、相手の文化や考え方を理解・尊重しながら初歩的な英語でコミュニケーションを図ることができる子どもを育成します。

\*<sup>4</sup> 小中一貫教育を進める基本的な単位。中学校区を基本として平成22年度に全市で141のブロックを設置

\*<sup>5</sup> 平成22年度に横浜市立小中一貫校として、西金沢小中学校（金沢区）、霧が丘小中学校（緑区）を設置

\*<sup>6</sup> 外国語を母国語・公用語とするAET（英語指導助手）をブロックごとに配置

### (3) 幼稚園・保育所と小学校の円滑な接続

子どもが安心して意欲的に小学校生活を過ごすことができるよう、幼稚園・保育所のアプローチカリキュラム\*7との接続を図ったスタートカリキュラム\*8を全小学校で平成22年度に作成し、幼児期の教育の成果を生かした学習を展開します。

取組内容	21年度末	26年度までの目標
スタートカリキュラムの実施	—	23年度から全小学校で実施

## 2 豊かな体験を通じた学習の推進

小中学校では、環境、キャリア、伝統・文化、国際理解・多文化共生、食、健康、福祉、安全や横浜（まち）の特色（自然、歴史、文化）について、『横浜の時間』を中心に、体験的・問題解決的な学習を行います。

### (1) 『横浜の時間』の充実 ～まちに学ぶ まちと学ぶ～

小中学校では、学校ごとの『横浜の時間』の全体計画に基づいて、多くの人と関わる経験を積み重ねながら、豊かな体験を通して、コミュニケーション能力を高めます。

各学校で『横浜の時間』を進めやすいように、平成23年度に「『横浜の時間』学習ガイド（仮称）」を作成するとともに、協力施設や「出前講座」、授業に協力できる方の情報を学校に提供します。また、平成21年度に作成した『横浜の時間』の副読本「わかるヨコハマ」及び「わたしたちの横浜」については、「かながわ検定・横浜ライセンス」\*9との連携を図りながら、改訂を行います。

### (2) 身近な体験から持続可能な社会\*10を考える環境教育

小中学校では、身近な自然環境の中での体験学習や河川・公園などの清掃、緑化推進活動（緑のカーテン、花壇づくり、植樹）などを通して、環境保全の大切さを実感できるようにします。また、環境教育実践推進校での取組成果を、公開授業や教員研修会で全市に向けて発信します。

これらにより、将来にわたって地球温暖化対策などの環境問題に関心を持ち、行動できる人材を育成します。

\*7 小学校入学に向けての幼稚園・保育所で取り組む「入学前のカリキュラム」。協同的な遊びや体験を充実させるとともに、就学への期待を高め、学校生活への移行を円滑に行うことを目的にしています。

\*8 小学校入学期に取り組む「入学後のカリキュラム」。小学校で徐々に学校生活に慣れ、教科学習に移行できるように工夫しています。

\*9 「かながわ検定協議会」が横浜の歴史や文化、観光などについての知識を問うご当地検定

\*10 豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない経済発展を図りながら、持続的に発展することができる社会

取組内容	21年度末	26年度までの目標
環境教育実践推進校の指定 (17年度からの累計)	23校	56校を指定

### (3) 小中9年間を通して自立を育むキャリア教育

小中一貫教育推進ブロックで9年間連続したキャリア教育を推進し、働くことの意義や尊さを理解し、明確な目的意識を持って人生を切り拓くことができる力を育みます。

小学校では、地域で働く人を中心に、仕事に携わる多くの人と交流し、働くことや夢を持つことの大切さや社会生活の中で人々が果たしている役割について理解を深めていきます。中学校では、職場体験や地域の人材、技能職者を招いての職業講話など、「職業体験プログラム」を全校で実施することで、仕事に対する意識や自覚、将来の生活や進路などについて考えを深めていきます。

また、キャリア教育推進校を指定して、研究の成果を発信します。

取組内容	21年度末	26年度までの目標
中学校における職業体験プログラム (職場体験や職業講話など)の実施	(参考値:1日以上の職場体験実施校 137校)	全中学校で年2日以上実施

### (4) 地域や日本の伝統・文化を学び、世界へ目を向ける教育の推進

「横浜を愛し、公共の精神を尊び、積極的に社会に関わり貢献する」、「日本の伝統や文化を尊重しながら、国際社会の平和と発展に貢献する」子どもの姿<sup>\*11</sup>の実現を目指し、小中学校では、地域の人と関わりながら住んでいる「まち」や横浜について理解を深める学習や、日本の伝統・文化について体験をして関心を深める学習を推進します。また、様々な国からの外国人非常勤講師による国際理解教室<sup>\*12</sup>を継続的に小学校6年間で実施し、国際平和スピーチコンテストの全小中学校の参加を進めるなど、異文化理解の学習や国際社会の平和や発展について考えを深める学習などを推進します。

各学校における取組を支援するために、効果的な指導法や分かりやすい教材などの資料を作成し、優れた取組や実践を全小中学校に発信していきます。

#### コラム

#### パイオニアスクールよこはま事業（PSY事業）

横浜市では、特色ある学校教育を推進するために、「パイオニアスクールよこはま事業（PSY事業）」を実施しています。公募により、先進的な取組や全市のモデル的な取組について指定校を認定し、成果を発信しています。

\*11 “横浜の子ども”として示した3つの基本と2つの横浜らしさのうち、【公】【開】として示した子どもの姿(6ページ)

\*12 様々な国の言葉や文化に触れて異文化理解、自国の文化再認識、さらにコミュニケーション能力の育成を図る取組

## 重点施策2 確かな学力の向上

### 施策の方針

○基礎・基本の定着を図るとともに、それまでに学んだことを活用して課題を解決する力や自ら進んで学習に取り組む態度を育みます。

### 現状と課題

#### ●基礎的・基本的な知識・技能の定着と活用に課題

全国学力・学習状況調査の結果では、全教科とも全国の平均正答率とほぼ同じか上回っている状況ですが、全体的な傾向として、「知識・技能の定着」に一部課題が見られ、主として「活用」に関する問題の正答率に課題が見られました。

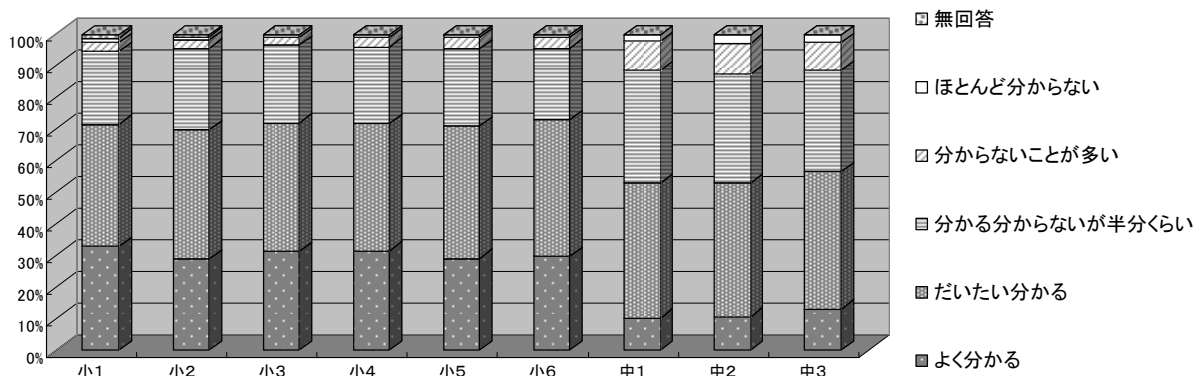
全小中学校の児童生徒を対象に実施している横浜市学習状況調査の結果からは、基礎的・基本的な内容の理解をもとにした学習の積み重ねが大切な教科において、高得点と低得点の学習集団に分かれる傾向が見られます。また、小学校中学年までに、授業以外の時間に学習をしていない子どもと、少しでもしている子どもの正答率に差が生じ始め、学年が進むにつれて、授業以外の学習時間に比例して正答率が高くなる傾向があります。「学校の勉強はどのくらい分かりますか」という設問については、「よく分かる」「だいたい分かる」と答えた子どもは中学校に入ると減少しています。

こうした状況を受け、平成 21 年度に、子どもの学力向上に向けた計画として「横浜市子ども学力向上プログラム」を策定しました。

今後は、義務教育 9 年間を通して、一層の授業改善を図り、基礎的・基本的な知識・技能を定着させるとともに、思考力・判断力・表現力などの能力や学習への意欲を高めていくことが求められます。

また、学習習慣の定着に向けた取組を進めることも必要です。

#### ■学校の勉強はどのくらい分かりますか



<出典>横浜市学習状況調査(平成 21 年度/横浜市教育委員会)



## ●言語力育成の必要性

近年、人間関係の希薄化などに伴うコミュニケーション能力の低下や読解力の育成が課題となっています。これらの課題を解決するためには、子どもたちの知的活動、感性・情緒等、コミュニケーション能力の基盤である言語力<sup>\*2</sup>を育成することが求められます。

教科などのあらゆる場面を通じた言語活動の充実や読書活動の推進などにより、言語に関する豊かな環境を整え、言語力の向上に取り組む必要があります。

## ●理数の学習への関心・意欲に課題

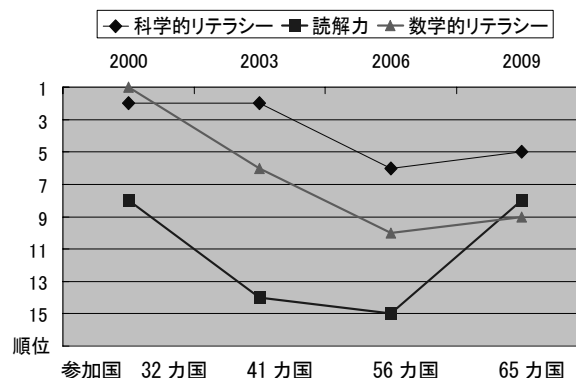
横浜市学習状況調査の結果からは、理科や算数・数学が好きな子どもが、学年進行に伴って減少する傾向が大きく、学習内容の高度化などにより学習意欲の低下や全体的な理数離れの状況が見られます。そのため、観察や実験、問題解決的な学習の展開を通して、理科や算数・数学への学習意欲を高め、科学的に探究する力を育てる必要があります。

## ●情報社会を生き抜く力の必要性

コンピュータ・携帯電話の普及やインターネットの広がり、生活に大きな利便性をもたらす一方で、情報の受け手に様々な危険をもたらす側面も持っています。

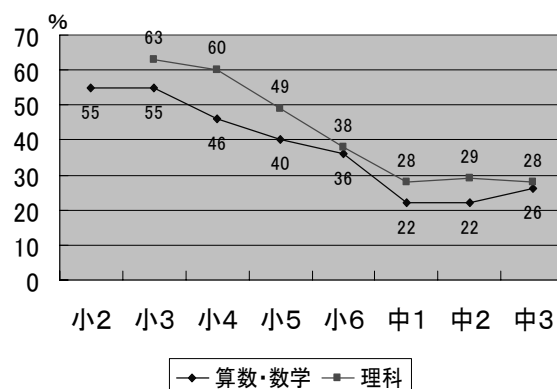
こうした中、学校では、様々な情報ツールを活用して、子どもたちが情報を選んで集めたり、見極めたり、発信したりする学習活動を展開し、正しい知識とモラルのもとで情報社会を主体的に生き抜いていくための能力を育成する必要があります。

■生徒の学習到達度調査（PISA調査）<sup>\*1</sup> 日本の順位



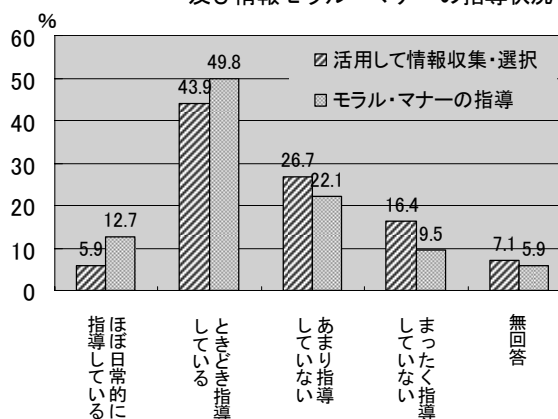
＜出典＞OECD 生徒の学習到達度調査  
2009年調査国際結果の要約(平成22年度/文部科学省)  
に基づき横浜市教育委員会が作成

■理科、算数・数学が好きと答えた子どもの割合



＜出典＞横浜市学習状況調査(平成21年度/横浜市教育委員会)

■インターネットやコンピュータの活用及び情報モラル・マナーの指導状況



＜出典＞横浜市教育意識調査(平成19年度/横浜市教育委員会)

<sup>\*1</sup> Programme for International Student Assessment

OECD(経済協力開発機構)が実施している15歳の生徒を対象とした国際的な学習到達度調査。読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシー、問題解決力の中から、3年に一度分野を定めて実施しています。

<sup>\*2</sup> 文部科学省は、言語を、「知的活動、感性・情緒等、コミュニケーション能力の基盤として、生涯を通じて個人の自己形成に関わるとともに、文化の継承や創造に寄与する役割を果たすものである」と位置付けています。また、言語力については、「知識と経験、論理的思考、感性・情緒等を基盤として、自らの考えを深め、他者とコミュニケーションを行うために言語を運用するのに必要な能力である」としています。＜文部科学省「第8回言語力育成協力者会議配付資料」平成19年8月16日＞

## 重点取組

## 1 「横浜市子ども学力向上プログラム」に基づく学力の向上

## (1) データに基づく課題の把握と各学校の取組の推進

各学校が横浜市学力・学習状況調査のデータなどから子どもの学力・学習の状況を多面的に分析し、課題を明らかにするとともに、その課題の解決に向けた「学力向上アクションプラン」を策定します。各学校は、これに基づいて、基礎的・基本的な知識・技能の習得、これらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力などの育成、学習意欲の向上のための取組を学校全体で継続的に進めます。

取組内容	21年度末	26年度までの目標
「学力向上アクションプラン」の策定	—	毎年度 全小中学校、特別支援学校 で策定

## (2) 子どもの考える力を育む授業力向上への取組

子どもの問題解決力や知的探究心を育むための一層の授業改善を図ります。このため、これまでの授業研究の取組を基盤に、授業力向上推進校などによる先進的な実践を通して授業力向上に向けた効果的な方法や体制などについての研究を推進し、その成果を発信・共有します。

また、全ての教員の授業力の一層の向上を図るため、小中一貫教育推進ブロックにおける合同授業研究を推進します。

取組内容	21年度末	26年度までの目標
①授業力向上推進校の指定 (22年度からの累計)	—	小学校 40校・中学校 20校 を指定
②小中一貫教育推進ブロックにおける合同 授業研究会の実施 <再掲>	—	全ブロックで 年1回以上実施

## (3) 基礎学力の向上に向けた支援システムの構築

子どもたちが自分の学習進度に合わせて学習スキルを磨き、学習習慣を身に付けられるようにするため、小学校1年から中学校3年までの基本的な知識・技能に関する問題やこれを活用する問題をインターネットから取り出して利用できる「はまっ子学習ドリル」を作成します。

また、学習ドリルの内容の定着状況を確認、子どもの学習上のつまずきを見付けて対応していくため、「はまっ子学習検定システム」を構築します。



取組内容	21年度末	26年度までの目標
「はまっ子学習ドリル・検定システム」の運用	—	23年度に国語及び算数・数学、24年度に英語の「はまっ子学習ドリル・検定システム」を運用

## 2 言語力の育成

### (1) 言語活動の充実

平成 21 年度に策定した「言語活動サポートブック」の活用を推進するとともに、国語科をはじめとする全ての教科などにおいて、授業の中に言語活動を取り入れる様々な工夫を図ることを通して、子どもたちが自分の考えを深め、他者とのコミュニケーションを行うために必要な言語力を育成します。

### (2) 読書活動の推進

#### ア 「横浜市子ども読書活動推進計画（二次計画）」の推進

子どもたちが読書に親しみ、主体的に読書する習慣を身に付けられるようにするため、平成 22 年度に「横浜市子ども読書活動推進計画（二次計画）」を策定し、学校・家庭・地域・市立図書館において、子どもの発達段階に応じた読書活動を推進します。

#### イ 学校における読書活動の充実

小中学校における学校図書館の活性化に向けて、平成 23 年度に「学校図書館教育指導計画作成の手引」を策定するなど、学校図書館を活用した授業づくりを支援します。また、市立図書館と連携して、学校図書館の整備・充実と学校図書館ボランティアの育成を推進します。

学校では、蔵書管理の電算化など学校図書館の環境を整えるとともに、読み聞かせボランティアや図書ボランティアなどの積極的な活用、「はまっ子読書の日」\*3を生かした取組などを通して読書活動の一層の充実を図り、その成果を発信します。

また、「はまっ子読書ノート」\*4の配布などを通して、本に関する多様な情報を積極的に提供することにより、子どもたちが良書と出会い、新たな知識を獲得したり、新鮮な感動を味わったりできる機会の充実を図ります。

\*3 2010 年の「国民読書年」を契機として、児童生徒・教職員・保護者への読書の啓発や学校図書館の活性化に向けた意識の高揚を図るため、毎年 11 月の第一金曜日を「はまっ子読書の日」と制定しました。

\*4 小学校での毎日の読書活動の充実を図り、児童の読書習慣を形成するため、児童に出会わせたい本のリストや市立図書館のガイド、読書記録のページなどを盛り込んだ冊子。平成 19 年度に小学校の全児童に配布し、以後、毎年度、小学校 1 年生全員に配布しています。

### 3 理数教育の推進

子どもたちの発達段階に応じて、科学への関心や意欲を高め、身の回りの物事を科学的に理解したり、問題を発見・追究したりする態度や能力を育てるため、専門的な支援体制や様々な体験の機会を充実させ、理数教育を推進します。

小学校では、理科支援員を配置することで観察や実験による学習活動を充実させ、その結果を考察するとともに、そこから結論や真理を導き出す過程を大切にする授業を推進し、理科が好きだと答える子どもの割合を増やします。

また、理数教育の拠点である横浜サイエンスフロンティア高校を活用して、小中学生を対象とする自然体験、科学体験を実施するとともに、小学校、中学校、高校が連携した理科実験教室の充実などを図ります。

### 4 ICT活用能力と情報モラルの育成

急速かつ世界的なICT<sup>\*5</sup>の広がりに対応するため、「ICT学習よこはまスタンダード」（平成21年度改訂）に基づいて、子どもの発達段階に応じた情報活用能力の育成を目指すとともに、学習用コンテンツの充実や教育用コンピュータの計画的整備、教員のICT活用指導力<sup>\*6</sup>を高めるための研修などを進めてきました。

引き続き、これらの教育環境の維持向上に努め、教員研修の充実を図ることを通して、子どもたちが効果的に情報を集めたり、必要な情報を選んで活用したりできる能力や、情報に関するモラル・マナーを育成します。

取組内容	21年度末	26年度までの目標
教員のICT活用指導力を高めるための研修の実施	教員のICT活用指導力 70%	教員のICT活用指導力 85%

\*5 Information and Communication Technology 情報通信技術

\*6 文部科学省は、教員のICT活用指導力を、「A:教材研究、指導の準備・評価などにICTを活用する能力」、「B:授業中にICTを活用して指導する能力」、「C:児童生徒のICT活用を指導する能力」、「D:情報モラルなどを指導する能力」、「E:校務にICTを活用する能力」の5つに分類し、これをもとに整理した18項目について、全教員を対象に毎年度調査を実施しています。〈文部科学省「教員のICT活用指導力の基準」〉  
横浜市では、この調査の各設問において、「できる」「ややできる」と答えた教員の割合を平均した数値を、教員のICT活用指導力として把握しています。

## 重点施策3 豊かな心の育成

### 施策の方針

○豊かな体験を通して感動する心を大切にするとともに、礼儀や規律を重んじ、人格や生命を尊重して行動できる子どもを育みます。

### 現状と課題

#### ●子どもの道徳心や規範意識の低下

近年、子どもの生命尊重の精神や自尊感情の乏しさ、規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下など、心の活力が弱まっているとの指摘がなされています。

子どもの豊かな心を育むために、学校では、道徳の時間を要とした教育活動全体を通じた道徳教育の充実や、人権尊重の精神を基盤とする教育（人権教育）を推進するとともに、集団宿泊体験活動、職場体験活動、ボランティア活動、伝統や文化に触れる機会を提供するなど、体験活動の充実を図る必要があります。

#### ●いじめ、暴力行為、不登校などの増加

いじめや不登校、いわゆる学級崩壊、暴力行為など子どもを取り巻く課題は、多様化するとともに増加しています。

学校では、児童生徒一人ひとりの状況に応じた組織的な対応を図り、未然防止と早期対応・再発防止などに取り組むことが重要です。

#### ●問題行動への毅然とした対応

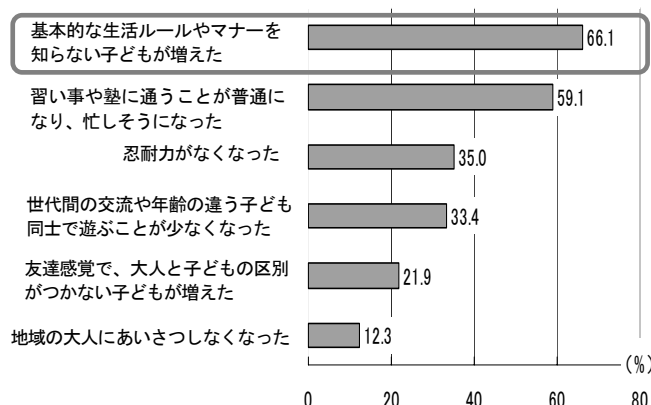
暴力行為など、児童生徒の生命や安全に係る問題行動に対しては、学校内での規律の維持や児童生徒の規範意識の醸成を図るために指導体制の強化が求められています。

学校においては、「社会で許されないことは学校でも許されない」という毅然とした姿勢で、児童生徒一人ひとりに寄り添った指導を組織的に推進していくことが重要です。

#### ■最近の子どもについてどう思いますか

（複数回答）

対象：18歳から49歳の市民5,000人と49歳以上の市民5,000人（合計10,000人）のうち、有効回収数4374件



<出典>次世代育成支援に関する市民意識調査報告書  
(平成21年度/横浜市子ども青少年局)

#### ■児童・生徒指導上の諸問題に関する調査

「暴力行為」の状況（対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊の合計件数）

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
小学校	376	398	559	693
中学校	2,166	2,464	2,826	2,755
高校	10	3	12	13
計	2,552	2,865	3,397	3,461

<出典>横浜市教育委員会調べ

#### ■不登校児童生徒の状況 [ ]内は出現率

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
小学校	991人 [0.52%]	1,032人 [0.54%]	943人 [0.49%]	1,066人 [0.55%]
中学校	2,663人 [3.69%]	2,841人 [3.84%]	2,847人 [3.80%]	2,796人 [3.67%]

<出典>横浜市教育委員会調べ

## 重点取組

## 1 「『豊かな心の育成』推進プログラム（仮称）」の策定と取組の推進

「豊かな体験を通して感動する心を大切にするとともに、礼儀や規律を重んじ、人格や生命を尊重して行動する」子どもの姿<sup>\*1</sup>の実現を目指し、「『豊かな心の育成』推進プログラム（仮称）」を策定し、学校、家庭、地域の役割を明確にするるとともに、効果的な指導の在り方などを示します。また、これに基づき、子どもの「豊かな心」を育成するための施策の検討や取組を進めます。

取組内容	21年度末	26年度までの目標
「『豊かな心の育成』推進プログラム（仮称）」の策定	—	23年度策定

## 2 道徳教育の推進

豊かな情操や規範意識、公共心、伝統や文化を尊重する心など、横浜の未来を担う子どもの人格形成の基盤となる道徳性<sup>\*2</sup>を育成するため、道徳教育の充実を図ります。学校では、道徳教育全体計画に基づき、道徳教育推進教師<sup>\*3</sup>を中心とした全教職員による校内推進体制により、道徳の時間を中心に、計画的な指導に取り組みます。また、道徳教育の推進や校内推進体制などの充実に向けて、道徳教育推進教師を対象とした研修を実施します。

平成22年度に作成した「中学生のための礼儀・作法読本」の活用を通して、社会のルールを守り自律的に生きる態度の育成を図ります。

## コラム

大人への入り口 基本的な「礼儀・作法」を知り、実践するための手引  
「中学生のための礼儀・作法読本」の作成と活用

「子どもたちに礼儀・作法があまり身に付いていない」「規範意識が低下している」などの指摘がなされています。これらの課題には、学校と家庭や地域が連携して取り組んでいく必要があります。

そこで、中学生対象の「中学生のための礼儀・作法読本」を作成し、礼儀・作法の基本として、正しい姿勢と動作、あいさつの仕方、敬語の使い方、食事のマナー、電話の受け方・応え方、手紙の書き方などについて具体的な事例を示しました。

これを中学校・特別支援学校中学部1年生全員に配付し、儀式的行事（卒業式など）や校外学習の指導をはじめ、全ての教育活動を通して活用し、子どもたちの意識の啓発や向上を図るとともに、家庭との共通理解を図っていきます。

「中学生のための礼儀・作法読本」については、書店などにおいても販売しています。

\*1 “横浜の子ども”として示した3つの基本のうち、【徳】として示した子どもの姿（6ページ）

\*2 道徳教育の目標は、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととされています。＜文部科学省「学習指導要領 第3章道徳」平成20年3月告示＞

\*3 横浜市では、平成21年度から小学校、中学校、特別支援学校において主幹教諭から「道徳教育推進教師」を選任して、教職員全員が取り組む道徳教育の全体計画の作成や保護者・地域社会等との連携体制の整備に取り組んでいます。

### 3 人権教育の推進

確かな人権感覚を持った教職員のもとで人権教育を推進し、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校を目指します。

学校では、人権教育のための全体計画に基づく取組を推進し、子どもの自尊感情を高め、自分の人権を守り、他の人の人権を守ろうとする意識・意欲・態度の育成を図ります。また、同和問題、職業、外国人、障害者及び男女共同参画など、様々な人権に関わる問題について児童生徒の発達段階に応じて適切に指導し、差別意識の克服を図るとともに、人権問題の解決に向けた教育を推進します。

取組内容	21年度末	26年度までの目標
人権教育のための全体計画の作成	7校	24年度までに 全市立学校で作成

### 4 いじめや不登校などへの対応と教育相談体制の充実

#### (1) 児童生徒のいじめ、暴力行為などへの対策

「子どもの社会的スキル横浜プログラム」\*4や「児童・生徒指導の手引き」\*5などを活用し、いじめや暴力行為など、児童生徒の問題行動の未然防止・早期解決に向けた取組を継続して実施します。

子どもに関する諸課題の対応への校内の中心的役割と、地域連携を進める対外的な窓口を担う児童支援専任教諭を全小学校へ配置します。また、小学校の児童指導担当教諭・児童支援専任教諭と中学校の生徒指導専任教諭、特別支援教育コーディネーター\*6による合同研修会を実施するなど、小中学校の連携を密にした指導体制を構築します。

さらに、小学校では、はまっ子ふれあいスクール指導員なども参加する「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用した研修会を実施するなど、放課後児童育成施策\*7との連携を図ります。

取組内容	21年度末	26年度までの目標
児童支援専任教諭の配置	—	全小学校に配置

\*4 子どもが、いじめ問題や日常生活の様々な問題を自らの力で解決できるよう、年齢相応の社会的スキルを育成する指導プログラムと、学級や個人の社会的スキルの育成の状況を把握し改善の方法を探るY-Pアセスメントにより構成。これらを併せて活用することによって、子どもの社会的スキルの効果的な育成を図ります。

\*5 いじめ、暴力行為、ネットいじめ、児童虐待、いわゆる「学級崩壊」、不登校などの16の今日的な児童・生徒指導上の課題に対して、横浜市独自の視点からそれぞれの「事例」「原因・背景」「対応」「用語・関連法規」などを整理してまとめたもの

\*6 各学校の特別支援教育の充実に向け、校内委員会の企画運営や校内支援体制の整備、保護者対応などについて、その中心的な役割を担う教諭(兼務)。児童支援専任教諭配置校(小学校)については、同専任教諭が特別支援教育コーディネーターを兼務します。

\*7 全ての子どもにとって安全で快適な放課後の居場所の提供と健全育成を目的とした「放課後キッズクラブ」「はまっ子ふれあいスクール」「放課後児童クラブ」の3事業



コラム

「ケータイ・ネット」から子どもを守る取組

横浜市教育委員会が事務局を務める「『ケータイ・ネット』から子どもを守る連絡会議」は、平成 20 年 10 月に、「『ケータイ・ネット』から子どもを守るための提言」を、社会に向けて発表しました。

この提言に基づき、子どもたちが「ケータイ・ネット」（携帯電話、インターネット利用）に関わる犯罪被害・加害や、依存など生活習慣上の問題に巻き込まれないよう、フィルタリングの普及促進や家庭内ルールづくりの推進に取り組んできました。

引き続き、学校では、PTAなどと協働して、携帯電話の取扱ルールを明確にし、指導や対応を徹底します。また、子どもや保護者などに対し、フィルタリングなどの啓発に取り組み、フィルタリング普及率の維持・向上に努めます。

フィルタリング普及率	横浜市	全国
小学生	85.6%【小4～小6】	63.3%【小6】
中学生	69.7%【中1～中3】	43.2%【中2】

<出典>横浜市:子どもの携帯電話利用についてのアンケート調査(平成 21 年度/横浜市教育委員会調べ)  
全 国:子どもの携帯電話等の利用に関する調査(平成 20 年度/文部科学省)

## (2) 不登校児童生徒への支援

「不登校対策アクションプラン」(平成 22 年度改訂)に基づき、不登校の予防、早期発見・早期対応、再登校に向けた支援に取り組めます。

小中学校では、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用や、「登校支援アプローチプラン(仮称)」の作成により、自校の状況に応じた不登校対策に取り組めます。また、「不登校を一緒に考える『保護者向けパンフレット』」(平成 21 年度作成)の活用などにより、保護者への支援を行います。

教員に対する「不登校児童生徒理解研修」の推進や、NPO、民間教育施設、区役所など関係機関との連携の促進などに努めます。

不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じて、ハートフルフレンド\*<sup>8</sup>による家庭訪問(話し・遊び相手)や、ハートフルスペース(適応指導教室)\*<sup>9</sup>、ハートフルルーム(相談指導学級)\*<sup>10</sup>での再登校や社会的自立に向けた相談・指導を継続して実施します。

取組内容	21 年度末	26 年度までの目標
「登校支援アプローチプラン(仮称)」の作成	—	23 年度から 全小中学校で作成

- \*<sup>8</sup> 不登校で家庭にひきこもりがちな児童生徒に対し、心理の専門家等の指導のもとに、大学生・大学院生を家庭に派遣し、状態の緩和と保護者の不安の解消を図ります。
- \*<sup>9</sup> 不登校状態にある児童生徒に対して、自己肯定感と相互の信頼関係を育み、再登校、社会的自立に向けた相談・指導を実施(週 2～3 回の通室)
- \*<sup>10</sup> 不登校状態にある児童生徒に対して、基本的な生活習慣の確立、基礎学力の補充、学校生活への適応などを図り、再登校に向けた相談・指導を実施(毎日通室)

### (3) 教育相談体制の充実

教育総合相談センターでは、区役所や関係機関との連携強化を図るとともに、平成 23 年度から新たに学校教育事務所に配置するスクールソーシャルワーカー\*11とも連携し、相談における総合的なネットワークづくりを推進します。

引き続き、カウンセラーや教育相談員が学校を訪問し、児童生徒や保護者、教職員を対象とした教育相談を実施します。また、平成 20 年度から開始した小中連携型カウンセラーの配置\*12の効果を検証し、カウンセラー体制の充実と工夫を図るなど、相談支援体制の充実を目指します。

#### <主な教育相談>

##### ●教育総合相談センター

- 一般教育相談<電話相談>
  - ・不登校や友人関係、学習・進路、海外転出入などの教育に関する相談
- 専門相談
  - ・教育に関する心理相談<面接>・医療相談<面接>・幼児相談<電話相談>
- 「いじめ 110 番」<電話相談（365 日 24 時間体制）>
- 学校での教育相談
  - ・カウンセラー（臨床心理士など）や教育相談員（元校長）が学校を訪問し、児童生徒や保護者などの相談に対応
    - ◇学校カウンセラー
      - 区役所での相談業務を行うとともに、主として小学校を訪問し、児童生徒・保護者及び教職員の相談に対応
    - ◇教育相談員
      - 区役所での相談業務を行うとともに、小中学校を訪問し、教職員の相談に対応
    - ◇スクールカウンセラー
      - 全中学校と一部の小学校・高校を訪問し、児童生徒・保護者及び教職員の相談に対応

##### ●各区役所福祉保健センター

- 「子ども・家庭支援相談」<電話相談・面接相談>
    - ・学校カウンセラー、教育相談員、保健師、保育士など、専門の相談員による、乳幼児期から学齢期、思春期までを対象とした教育相談、子どもや家庭の問題に関する専門機関などの情報提供を実施
- ※この事業は、こども青少年局が教育委員会との連携により各区で実施しています。

\*11 教育分野に関する知識に加えて、社会福祉など専門的な知識・技能を用いて、家庭や友人関係など児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関などとの連携・調整を行います。

\*12 中学校区の小中学校へ同一のカウンセラーを配置し、児童生徒・保護者の心理的な安定や小中学校の情報の共有化を推進



## 重点施策4 健やかな体の育成

### 施策の方針

○健康で安全な生活を心がけるとともに、運動に親しみ、自らの健やかな体をつくる子どもを育みます。

### 現状と課題

#### ●運動能力及び体力の低下

横浜市の児童生徒の体力・運動能力の状況は、神奈川県平均と比較するとほぼ同水準か、やや上回るものの、全国平均との比較では、平成 21 年度は全種目中、ほとんどの項目において下回っている現状<sup>\*1</sup>です。

こうした状況を踏まえ、平成 21 年度に「体カアップよこはま 2020 プラン」<sup>\*2</sup>を策定し、平成 32（2020）年までに児童生徒の体力がピークだった昭和 60 年の横浜市の体力水準に回復させることを目標にしました。

今後は、これに基づいて運動能力及び体力向上の各取組を推進していくことが必要です。

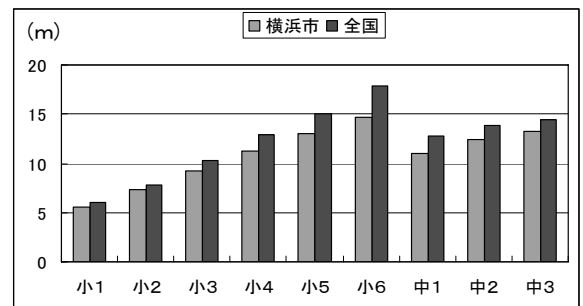
#### ●健康で安全な生活習慣の確立

子どもの心身のバランスのとれた成長を図るためには、体力の向上とともに、健康で安全な生活習慣を実践していくことが必要です。

20mシャトルランや反復横とびでは、「朝食を毎日食べる児童生徒」は、「時々食べない、全く食べない児童生徒」の数値を上回っている結果<sup>\*3</sup>が見られます。このことから食習慣を含む生活習慣の改善が体力の向上・増進に必要であることがうかがえます。

健康で安全な生活習慣の確立に向けて、食育の推進など、健康教育を充実していくことが求められています。

#### ■女子ボール投げの全国との比較 (小学校はソフトボール投げ) (中学校はハンドボール投げ)



<出典>新体力テスト  
(平成 21 年度/文部科学省・横浜市教育委員会)

\*1 平成 21 年度新体力テストの結果については、資料編(70 ページ)に掲載しています。

\*2 「横浜市子どもの体力向上推進計画 体カアップよこはま 2020 プラン」(平成 22 年3月策定)

\*3 朝食摂取状況と運動能力の関係(20mシャトルラン)については、資料編(71 ページ)に掲載しています。

## 重点取組

## 1 「体力アップよこはま2020プラン」に基づく体力づくり

## (1) データに基づく課題の把握と各学校の取組の推進

「体力アップよこはま2020プラン」では、平成32（2020）年までに、児童生徒の体力がピークだった昭和60年の横浜市の体力水準に回復させることを目標としています。目標達成に向けた具体的な取組を示す「横浜市子どもの体力向上プログラム（仮称）」を平成22年度に策定します。

小中学校では、毎年、全児童生徒を対象に新体力テストを実施し、データに基づいた課題の把握や改善に取り組んでいきます。子どもの体力状況については積極的に公表し、家庭・地域との連携による運動習慣・生活習慣の改善を図ります。

また、各学校の特色を生かした計画に基づいて「体力向上1校1実践運動（仮称）」を展開するとともに、体力向上推進拠点校を拡充して先進的な取組成果を情報発信するなど、これまでの実践も踏まえながら多様な取組を推進し、子どもの体力向上を図ります。

取組内容	21年度末	26年度までの目標
「体力向上1校1実践運動（仮称）」の実施	—	全小中学校で実施

## (2) トップアスリートたちに学ぶ機会の充実

横浜熱闘倶楽部<sup>\*4</sup>を通じたプロ野球やJリーグの選手・コーチによる学校での技術指導や交流事業など、トップアスリートやプロスポーツ選手の技術に触れる機会の提供により、子どもの運動意欲を向上させます。

## 2 食育の推進などによる健康な体づくり

## (1) 食育の推進

「横浜市食育推進計画」（平成22年9月策定）や「食教育推進計画」（平成22年度改訂）に基づいて学校における食育を推進し、子どもが自らの健やかな体づくりに関心を持ち、健康や食生活に関わる能力を育成します。

\*4 市民とともに地元プロスポーツの支援を行い、市民が誇れるプロスポーツチームが育つ街の実現を目的として、平成7年2月に設立。横浜ベイスターズ、横浜F・マリノス、横浜FCの応援や観戦機会の提供、市民とチームの交流促進などの活動を行っています。

全市立学校では、学校ごとに作成した食育計画に基づき食育の実践・充実を図ります。

子どもたちの食に関する現状も踏まえて、家庭や地域との連携を進め、学校における望ましい食育を推進します。「食育だより」の発行やシンポジウムの開催を通じて情報発信を行うなど、望ましい生活習慣の普及啓発を行います。

小学校の学校給食において、県・市内産物を使用する割合を増やすなど、食への関心を高め学習に生かしていきます。

取組内容	21年度末	目標
市立小学校の学校給食において 県・市内産物を使用する割合	15.3%	27年度までに 県・市内産物を20.0%使用 〔「横浜市食育推進計画」(22~27年度)に基づく目標〕

## (2) 健康・安全教育の推進

病気の予防に関する教育や喫煙、飲酒、薬物乱用の防止に関する教育、交通事故などのけがの防止に関する教育について、関係機関や家庭などと連携して取り組み、健康な体づくりを進めます。

## 重点施策5 特別なニーズに対応した教育の推進

### 施策の方針

- 特別な教育的ニーズのある児童生徒の自立と社会参加を目指し、一人ひとりの状況に応じた指導の充実を図ります。

### 現状と課題

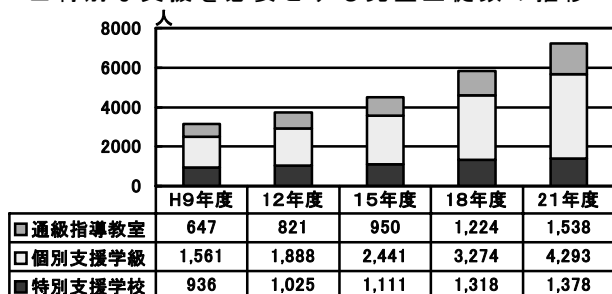
#### ●特別な支援を必要とする児童生徒の増加

小中学校では、個別支援学級に在籍する児童生徒数が急増しています。また、一般学級においても、発達障害など特別な支援を必要とする児童生徒の増加が顕著となり、それに伴い、通級指導教室\*<sup>1</sup>利用児童生徒数も増加の一途をたどっています。

特別支援学校では、障害の重度・重複化や多様化に対応した指導の充実が求められています。また、過大規模化が課題となっており、県との連携を図りながら取り組む必要があります。

平成21年12月に策定した「特別支援教育を推進するための基本指針」に基づき、教育内容・指導体制の充実や必要な教育環境の整備を図ることが必要です。

■特別な支援を必要とする児童生徒数の推移



<出典>横浜市教育委員会調べ

■一般学級に在籍し、学校が特別な支援を必要と判断した児童生徒数（1校あたり）の推移

	H19	H20	H21
小学校	18.6人	23.8人	24.2人
中学校	9.6人	11.1人	13.2人

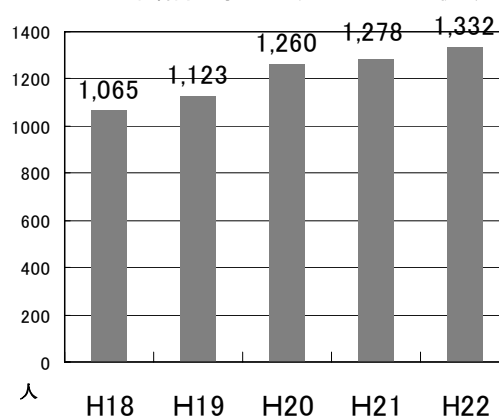
<出典>横浜市教育委員会調べ

#### ●日本語指導が必要な児童生徒の増加

外国人児童生徒などの増加に伴い、日本語指導が必要な児童生徒が増えています。

こうした中、国際教室\*<sup>2</sup>の機能強化や日本語教室\*<sup>3</sup>の充実を図るとともに、区役所や関係機関との連携を進め、日本語指導が必要な児童生徒の学校へのスムーズな適応や学習の充実に向けた支援策を進めることが求められています。

■日本語指導が必要な児童生徒数



<出典>横浜市教育委員会調べ

\*<sup>1</sup> 一般学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒が特性に応じた指導を受ける教室  
 \*<sup>2</sup> 日本語指導が必要な外国人児童生徒が5名以上いる学校に設置。対象となる児童生徒の学校教育への適応を促進するための指導を行う教室(平成22年度:59校)  
 \*<sup>3</sup> 日本語の初期指導が必要な児童生徒に対して、一定期間、基礎的な日本語指導を行うために開設。児童生徒が通う集中教室(市内4校に設置)と日本語指導講師の派遣指導があります。

## 重点取組

## 1 特別支援教育の推進

## (1) 教育内容の充実

## ア 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成・活用

特別支援学校及び小中学校の個別支援学級においては、個別の教育支援計画<sup>\*4</sup>及び個別の指導計画<sup>\*5</sup>が全ての児童生徒について作成されています。今後は、その一層の活用を進めるなど、一人ひとりに応じた指導の充実に努めます。

小中学校の一般学級においても、特別な支援を必要とする全ての児童生徒について、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、全教職員が共通理解のもとに指導にあたります。

取組内容	21年度末	26年度までの目標
一般学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の「個別の指導計画」の作成	(参考値) 93.6% <sup>*6</sup>	対象となる全ての児童生徒について作成

## イ 支援・指導の充実

各学校の校内支援体制を充実させるために、一人ひとりの障害に応じた適切な指導ができる人材の育成を図ります。

特別支援教育に携わる教員について、特別支援学校教諭免許取得率の向上を図るとともに、全市立学校で指名されている特別支援教育コーディネーター<sup>\*7</sup>のスキルアップを目指した研修の充実を進めます。また、発達障害に対する理解を促進するため「自閉症教育の手引き（仮称）」を平成23年度に作成し、学校では、これらを活用して校内研修を行うことなどにより、全教職員の特別支援教育に関する理解を深めます。

さらに、小中学校全校に設置されている「特別支援教室」の活用を含む効果的な学習支援の在り方<sup>\*8</sup>や、個別支援学級における効果的な指導方法と環境整備などについて、モデル校での具体的な取組を通じた研究を進めます。

<sup>\*4</sup> 子ども一人ひとりのニーズを把握し、医療などの関係機関と連携を図りつつ、学校卒業後まで含んだ長期的な視野に基づいて立てた個人の支援計画

<sup>\*5</sup> 学校における教育課程や指導計画を踏まえ、教育的ニーズに対応しつつ教育内容や教育方法を盛り込んだ個別の計画

<sup>\*6</sup> 参考値：平成21年度文部科学省調査において、「通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の個別の指導計画を学校で作成しているか」「年度内に作成する予定があるか」に「すでに作成している」「作成の予定である」と答えた学校数の割合

<sup>\*7</sup> 各学校の特別支援教育の充実に向け、校内委員会の企画運営や校内支援体制の整備、保護者対応などについて、その中心的な役割を担う教諭（兼務）。児童支援専任教諭配置校（小学校）については、同専任教諭が特別支援教育コーディネーターを兼務します。

<sup>\*8</sup> 平成22・23年度に研究開発協力校を指定し、学習支援員や特別支援教室を活用した効果的な指導の在り方などを研究しています。

小中学校では、引き続き、特別な支援を必要とする児童生徒の校内生活や通学を支援する学校生活支援事業<sup>\*9</sup>を実施します。

特別支援学校においては、障害種別に応じた教育課程を充実させます。また、副学籍を含めた交流及び共同学習の取組や、児童生徒を対象とした余暇活動の支援を推進します。さらに、その専門性を生かし、地域や小中学校のニーズを把握してセンター的機能を発揮するとともに、開かれた学校づくりを進めます。

## コラム

### 一般学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもたちへの支援

横浜市では、各学校の特別支援教育を一層充実させるために、平成19年5月、「LD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒への教育的支援のためのガイドライン」を作成し、教育的判断や指導方法について明示しました。

ガイドラインでは、「気づきから支援」までの一連の流れを示すとともに、モデル校による実践事例等を紹介し、それぞれの学校が活用しやすいように工夫しています。

一般学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の中には、「発達障害」の傾向が見られる場合もあります。中でも「自閉症」は、特性理解の難しさと適切な支援の必要性が指摘されています。「自閉症」について正しい理解を促進し、「自閉症教育」を推進していきます。

#### 〈参考〉

- 発達障害（発達障害者支援法より）  
自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥/多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの
- 学習障害（LD）  
基本的には全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得や使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの
- 注意欠陥/多動性障害（ADHD）  
年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの
- 自閉症及び高機能自閉症  
自閉症とは、他人との社会的関係の形成の難しさ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害があるもの。高機能自閉症は、自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの

## （２）教育環境の整備

### ア 特別支援学校の教育環境の改善

特別支援学校の児童生徒数の増加による過大規模化の解消を図るために、新治特別支援学校<sup>\*10</sup>（肢体不自由特別支援学校、緑区）を旧若葉台東小学校（旭区）へ移転します。これに併せて、軽度の知的障害等のある生徒を対象に、就労などによる自立と社会参加を目指す知的障害高等部を新たに設置し、知肢併置の特別支援学校として整備します。

また、児童生徒の増加により施設が狭隘化<sup>きょうあいか</sup>している中村特別支援学校<sup>\*11</sup>の教育環境の改善を図ります。

<sup>\*9</sup> 小中学校に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対し、学校生活支援員を配置し、校内支援の充実や通学時の介助者の負担軽減を図る学校生活支援事業を実施してきました。平成22年度から、学校生活支援員の利用についての要件を緩和しました。

<sup>\*10</sup> 地域福祉連携モデルとして、子どもたちが授業の一環として積極的に地域に出かけたり地域の人との関わりを深めたりすることで、自立と社会参加の意識を高めることを目指します。

<sup>\*11</sup> 小学校併設モデルとして、小学校の児童との日常的な交流及び共同学習を推進することで、お互いに学び合い育ち合うことを目指します。



取組内容	21年度末	26年度までの目標
①新治特別支援学校の移転整備	基本設計	24年度移転整備 25年度知的高等部設置
②中村特別支援学校の再整備	—	25年度整備

## イ 通級指導教室の再編・整備

一般学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対するきめ細かな支援を行うため、小中学校及び特別支援学校19校に設置されている通級指導教室（弱視、難聴・言語<sup>\*12</sup>、情緒）の再編・整備を行います。

取組内容	21年度末	26年度までの目標
通級指導教室の再編・整備	計 27 教室	計 32 教室
	【小】【中】【特支】	【小】【中】【特支】
	弱 視 1 1 0	弱 視 0 0 1
難聴・言語 10 1 1	難聴・言語 11 4 1	
情 緒 10 3 0	情 緒 11 4 0	

### （3）就学・教育相談と学校支援の充実

特別支援教育総合センターでは、保護者・本人の教育的ニーズを的確に把握し、適正な就学・教育相談を進めるとともに、4方面の学校教育事務所と連携し、継続的な相談に努めます。また、特別支援学校のセンター的機能や通級指導教室による支援センター機能の充実を図るとともに、関係機関とのネットワークづくりを促進し、学校支援を充実します。

さらに、医師などの専門家チームの派遣やP T(理学療法士)、O T(作業療法士)、特別支援学校教員、通級指導教室担当教員による学校訪問など、学校支援<sup>\*13</sup>を進めます。

\*12 難聴通級指導教室と言語障害通級指導教室は、指導内容に共通する部分が多いため、横浜市では、多くの場合併せて設置しています。

\*13 このほかの学校支援として、地域における障害児療育の中核施設である地域療育センターの有する経験と専門性を生かし、専門スタッフが小学校を訪問し、技術的支援や教職員への研修を実施しています。



## 2 日本語指導が必要な児童生徒への支援

年々増加する日本語指導が必要な児童生徒への効果的な指導や支援の方策について、平成 23 年度に調査・検討を行い、日本語教室の充実を図ります。

また、国際教室担当教諭など、日本語指導が必要な児童生徒の指導にあたる教員の専門性を高め、日本語指導の充実を図ります。

さらに、日本語指導や転入時の保護者対応の方法、「学校用語対訳集」などで構成された「日本語指導が必要な児童生徒の受入・指導マニュアル（仮称）」を作成し、学校に配布するなど、学校を支援する体制<sup>\*14</sup>を整えます。

取組内容	21 年度末	26 年度までの目標
①国際教室担当教諭指導研修の実施	年間 5 回	年間 10 回以上実施
②「日本語指導が必要な児童生徒の受入・指導マニュアル（仮称）」の作成	—	24 年度までに配布

### < 関連施策 >

#### ●学校通訳ボランティア派遣制度

小中学校の依頼に基づき、保護者支援を目的として、学校での転入学の説明、個人面談、入学説明会、家庭訪問などにおける通訳を行います。この制度は、教育委員会が横浜市国際交流協会（Y O K E）に委託し、同協会が国際交流ラウンジと連携しながら実施しています。

#### ●各区における取組・事業例

##### 【鶴見区】

- ・日本語を母語としない子どもたちへの学習支援事業
- ・つるみ学習支援教室

##### 【中区】

- ・外国人生徒のための学習支援教室の開催

##### 【南区】

- ・市民通訳ボランティア、外国人支援ボランティアなどの派遣
- ・外国人保護者対象の教育相談開催
- ・日本語を母語としない児童生徒への市民ボランティアによる学習指導

##### 【金沢区】

- ・国際交流ラウンジ日本語教室への児童生徒の受入れ
- ・外国籍等の子どもたち<sup>\*15</sup>の日本語学習支援ボランティア養成講座
- ・学校通訳ボランティア、母語による学習支援サポーター派遣

##### 【都筑区】

- ・外国籍等の子どもたち<sup>\*15</sup>への学習支援、相談事業
- ・小中学校全教職員向け「外国につながる子どもとともに～考えるためのヒント～」発行

<sup>\*14</sup> 小学校では児童支援専任教諭などが、中学校では生徒指導専任教諭などが、日本語指導が必要な児童生徒の状況に合わせて、さまざまな支援をコーディネートしています。

<sup>\*15</sup> 外国籍の児童生徒や、日本国籍であるが日本語指導が必要な児童生徒などを対象としています。

## 重点施策6 魅力ある高校教育の推進

### 施策の方針

○各高校が、時代や市民のニーズに応じた魅力ある高校づくりを推進し、生徒の能力や個性を生かすことのできる進路の実現を目指します。

### 現状と課題

#### ●個に応じた教育の確立

横浜市立高校は、「横浜市立高等学校改革推進プログラム」（平成 18～22 年度の 5 か年計画）により、10 校 11 課程が特色ある高校づくりを進めてきました。

しかし、近年の社会状況の変化に伴い高校教育へのニーズが多様化\*1 する中、各高校が生徒の可能性を伸ばし、一人ひとりが個性と能力を発揮しながら社会の中で自立する力を育むことが一層求められています。

こうした求めに応じるため、「横浜市立高等学校 教育振興プログラム」（平成 22～26 年度の 5 か年計画）を策定し、その使命を明確にした上で各高校の特色を生かす取組を推進します。

#### ●魅力ある高校教育の推進

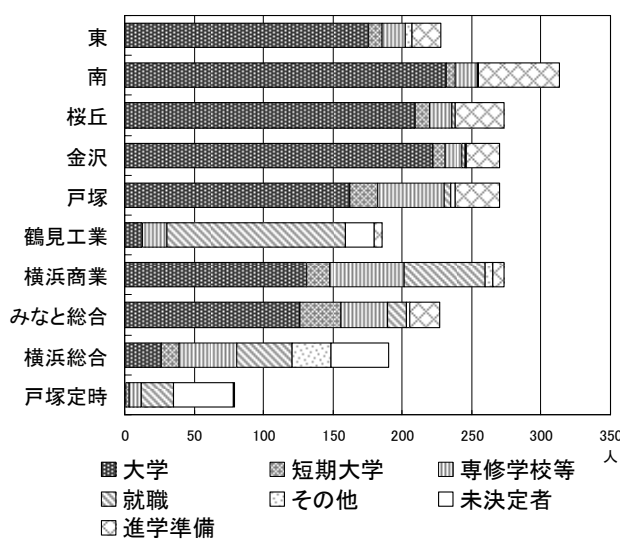
平成 21 年 4 月に、先端科学技術の知識を活用して世界で幅広く活躍する人材の育成を目指し、先進的な教育を推進する「横浜サイエンスフロンティア高校」を開校しました。また、国際社会で活躍する志の高いリーダー育成を目指す併設型の中高一貫教育校の開校に向けて準備を進めています。

今後は、「横浜市立高等学校 教育振興プログラム」に従い、時代のニーズに対応した教育内容の見直しや専門コースなどの設置などにより、「生徒一人ひとりの可能性の伸長・希望する進路の実現」に向けて、魅力ある高校づくりを推進します。

また、多くの大学・企業などが立地する横浜の地域性を生かすとともに、横浜市立大学をはじめとする大学との連携、キャリア教育、客観的な学校評価などを一層効果的に推進し、市立高校全体の質の向上を目指します。

■横浜市立高校卒業生進路状況

平成 22 年 3 月 現在



< 出典 > 横浜市立高校状況調査  
(平成 21 年度 / 横浜市教育委員会)

\*1 近年の卒業生の進路状況を見ると、様々な推薦入試による進学者が増える一方で、国公立大学への進学者は少ない状況があります。また、学校生活などに関する満足度が高い一方で、授業や進路指導に対する満足度を高めていくことが必要な状況です。

## 重点取組

## 1 特色ある高校づくり

## (1) 中高一貫教育校の設置

6年間の安定した環境の中で計画的な教育活動を展開し、国際社会で活躍する志の高いリーダーを育成するため、南高校に附属中学校（仮称）を設置し、併設型の中高一貫教育校を開校します。

取組内容	21年度末	26年度までの目標
中高一貫教育校の開校	—	24年度開校

## (2) 特色ある専門コースなどの設置

市立高校にスポーツや芸術などの専門コースなどを設置し、多様な進路希望の実現を効果的に支援します。

取組内容	21年度末	26年度までの目標
特色ある専門コースなどの設置	—	3校に設置

## (3) 横浜総合高校の移転と教育内容の充実

横浜総合高校を県立大岡高校跡地に移転するとともに、教育内容を見直し、多様化する生徒の状況に対応する進路の実現を目指す高校づくりを進めます。

取組内容	21年度末	26年度までの目標
横浜総合高校の移転整備	—	25年度移転

## (4) 科学技術・理数教育の推進

横浜サイエンスフロンティア高校では、「スーパーサイエンスハイスクール」\*2としての取組を着実に推進するとともに、大学・企業との連携や、理科、数学に重点を置いたカリキュラム開発の研究を進め、生徒の確かな進路実現を目指します。

\*2 将来の国際的な科学技術系人材を育成するため、先進的な理数教育を実施する高校などを文部科学省が指定。略称「SSH」

## 2 選ばれる高校づくり

全ての市立高校が、各高校の教育目標を実現するため、教育内容の充実を図り、選ばれる高校づくりを進めます。

### (1) 大学との連携拡充

横浜市立大学をはじめとする大学との教育連携、接続を効果的に行う仕組みを整え、教育内容や進路指導の一層の充実を図ります。

取組内容	21年度末	26年度までの目標
①横浜市立大学など教育連携協定締結大学との連携事業の実施(18年度からの累計)	3校	6校で実施
②教育連携協定締結大学の拡充(18年度からの累計)	3大学*3	4大学と締結

### (2) キャリア教育の推進

生徒のより良い進路実現を支援するため、各高校が、「横浜市立高等学校におけるキャリア教育の指針」\*4に基づくキャリア教育計画を作成するとともに、職業体験などを通じて、目的意識の明確なたくましい将来設計力を育てます。

取組内容	21年度末	26年度までの目標
①キャリア教育計画の策定と推進	—	全校で実施
②職業体験の実施	4校	全校で実施

### (3) 市民に開かれ信頼される高校づくり

各高校が、第三者による学校評価\*5を活用することにより、学校の状況を客観的に把握し、組織的、継続的な教育活動、教育環境の改善を図ります。

\*3 横浜市立大学、横浜国立大学、慶應義塾大学

\*4 各高校がこれまで取り組んできた進路指導や職業教育の取組などの成果を基に、学習指導や特別活動、進路指導をより効果的に進められるよう、課程や学科の特性に応じたキャリア教育計画を作成するための方策、留意点、作成例を示した指針(平成21年3月策定)

\*5 市立高校では、教職員による学校の自己評価や、保護者や地域の方など学校関係者による学校評価をもとに教育活動や学校運営の改善を図ってきました。平成21年度からはこれに加え、市立高校に直接関わりを持たない専門家などによる専門的、客観的評価を受け、その結果を第三者評価書としてまとめ、教育委員会に提出しています。

## 重点施策7 優れた人材の確保

### 施策の方針

- “求める教師像”に基づき、「教師」としての使命感や情熱、さらには実践的指導力などの資質能力を有し、子どもの豊かな成長を支える優れた人材を確保します。

求める教師像：「横浜を愛し、豊かな人間性・社会性を持つ教師」「教育に情熱を持ち、常に自己研鑽に努める教師」「子どもとの関わりを大切にし、授業で勝負する教師」

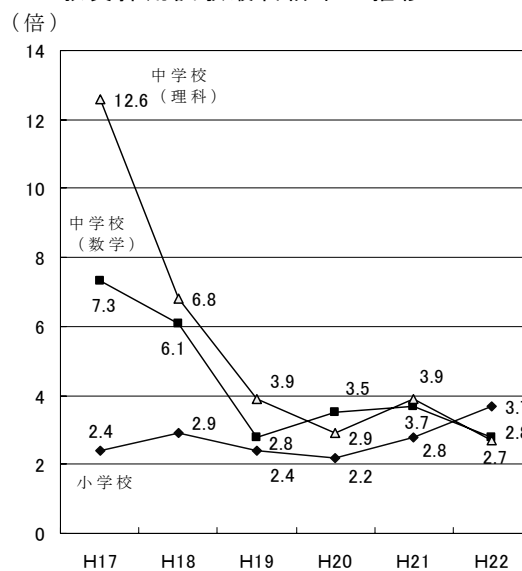
### 現状と課題

#### ●教員の大量退職、大量採用時代における優れた人材の確保

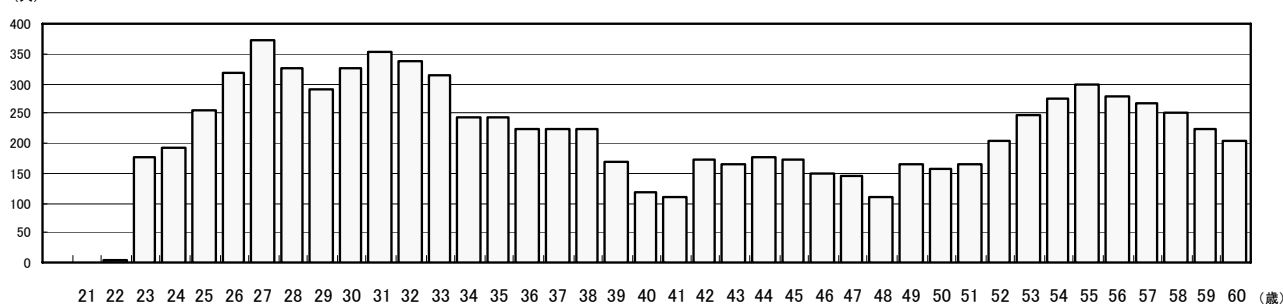
横浜市においては、団塊の世代の教員が退職期を迎え、教員の大量退職、大量採用が続いており、平成 21 年 3 月に「教職員人材確保計画」を策定し、中・長期的視点から計画的な教員採用を行うよう努めています。

しかし、こうした状況は、今後約 10 年間続くことが想定され、依然として人材の確保が課題となっています。特に小学校、中学校理科・数学の教員採用試験の受験倍率は低推移しており、優れた人材を確保していくため、今後も更なる取組を進める必要があります。

■教員採用試験最終倍率の推移



■小学校教員の年齢構成



注)人数には校長など管理職を含む  
平成 22 年 5 月 1 日に在籍している者の平成 23 年 3 月 31 日時点の年齢  
<出典>横浜市教育委員会調べ

#### ●国の動向を踏まえた取組

国においては、学級編制の標準の引き下げや教職員定数の改善、教員の資質向上方策の抜本的な見直しが検討されています。これらの動向も踏まえながら、教育委員会が求める教員を計画的に採用できるよう、更なる取組を進めていく必要があります。

## 重点取組

## 総合的な人材確保策の展開

## (1) 採用における取組の充実

教員採用試験において、特別選考の見直しや地方会場における選考試験の実施など、選考方法の改善を図ります。

また、教職課程のある大学や教職を目指している社会人、地方在住の教職経験者への広報戦略の充実を図ります。

## (2) サポート体制の充実

教員採用試験合格者が安心して横浜に定着するよう、先輩教員の紹介やメンターチーム<sup>\*1</sup>の整備、初任者研修における宿泊研修など効果的な研修の実施、授業改善支援センター（通称：ハマ・アップ）での授業力向上への支援など、サポート体制を充実します。

## (3) 「よこはま教師塾」による教員の確保・養成

即戦力となる教員の確保・養成を図るため、「よこはま教師塾」における実践的な講義・演習の実施及び学校現場での活動などを通じて、横浜の教育の将来を担う人材を育成します。

また、これまで小学校教員志望者を対象としてきましたが、平成23年度の募集から対象となる学校種や人数を拡充します。

## コラム

## よこはま教師塾

教員の大量退職・大量採用が続く中で、教育に対する“理想と情熱と技”や様々な課題解決に積極的に取り組む粘り強さを備えた即戦力となる教員の養成を図るため、平成19年1月から、横浜市教員志望者を対象とした「よこはま教師塾」を設置しています。

「よこはま教師塾」では、原則毎週土曜日に講義・演習を実施しています。また、学校でのアシスタントティーチャーなどを通して授業実践を積み重ね、子ども理解、指導力を培い、授業力や対人対応力、地域との連携力などの向上を図っています。

現在 270 名余りの卒塾者が市立小学校の教員として勤務しており、横浜の教育の将来を担う人材となることが期待されています。

\*1 経験の浅い教員に対し、先輩教員や中堅教員が助言者となり、組織的に校内での人材育成を図るシステム



#### (4) 教員養成段階からの関係機関との連携

大学1～3年生を対象に教員採用試験説明会を実施し、先輩教員からのメッセージを用いるなど、学生が早い時期から具体的に横浜で教員として働くイメージを持てるようにします。

また、大学と連携して、学生をアシスタントティーチャーとして学校現場で受け入れたり、養成段階からカリキュラム内容を調整したりするなど、人材育成を協力して行うとともに、大学推薦特別選考において推薦分野を設定することなどにより、必要な人材の確保に努めます。

取組内容	21年度末	26年度までの目標
教員採用試験説明会の実施	年間 74 回	年間 90 回以上実施

#### <平成 22 年度からの取組例>

- 先輩教員からのビデオレター  
大学説明会の際などに、出身大学の先輩教員から大学在学学生に対してビデオメッセージを送ることにより、大学生に横浜を身近に感じてもらい、受験者の増加につなげます。
- 「ラブコール・フォトレター」  
「横浜市で一緒に教師になろう！」をコンセプトに、学校風景や教員自身を撮影した写真に、各教員が熱いメッセージや卒業年度、ゼミ名などを書き込んで、出身大学に送ります。
- 「横浜教員☆ほっとライン」  
最終合格者のうち希望者を対象に、横浜で教師になるにあたっての不安などを気軽に相談できるように同郷や同じ大学出身の先輩教員を紹介します。

## 重点施策8 教師力の向上

### 施策の方針

○自己の崇高な使命を深く自覚し、その資質能力の向上に努める教職員への支援を行い、尊敬され信頼される教職員を育成します。

教職員に求められる資質能力：人間性に優れ、使命感・責任感・愛情を持って、近隣校や地域と連携しながら、子どもたちに対応できる職員

「横浜市人材育成ビジョン（教育委員会版）」

### 現状と課題

#### ●質の高い教育を支える人材の育成

子どもの成長や発達に大きな影響を与える存在である教職員には、教育者としての使命感や子どもへの教育的愛情はもとより、人間の成長への深い理解や教科などに関する専門的知識、広く豊かな教養、そしてこれらに基づく実践的指導力が求められています。また、社会の変化や保護者が望んでいることなどを把握し、的確に対応していくことが必要です。

そのため、平成22年2月に策定した「教職員のキャリアステージにおける人材育成指標」に基づき、教職員一人ひとりの経験の程度や職務に応じて人材を育成することが重要です。

特に、教員の大量退職、大量採用により、経験の浅い教員の割合が高まっている\*1ことから、経験の浅い教員の実践的指導力を育成することが喫緊の課題です。

#### ●教職員の心の健康づくりに向けた取組

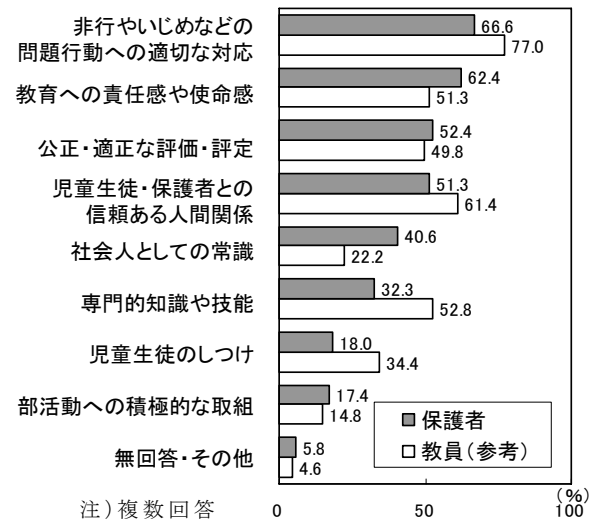
教職員がその資質能力を十分に発揮するには、心身ともに健康であることが何よりも大切です。

近年、教職員の休職者が増加傾向にあり、平成22年3月に「横浜市教職員メンタルヘルス計画」を策定しました。今後も、「話しやすい雰囲気づくり」及び「誰もが気軽に相談できる体制づくり」を柱として、教職員の心の健康づくりに向けた取組を進めていくことが必要です。

#### ■教員の指導に望むこと

保護者に対する設問：「あなたは市立学校の教員の指導に特に何を望みますか。」

(参考)教員に対する設問：「あなたは、市立小中学校の保護者が教員にどのようなことを特に望んでいると思いますか。」



<出典>横浜市教育意識調査  
(平成19年度/横浜市教育委員会)

#### ■休職者の推移

	(人)				
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
休職者	146 (1.04%)	181 (1.27%)	225 (1.57%)	210 (1.44%)	202 (1.38%)
うち精神疾患	91 (0.65%)	112 (0.79%)	141 (0.98%)	146 (1.00%)	138 (0.94%)

注) ( )は在職者(各年度5月1日現在)に対する割合

<出典>横浜市教育委員会調べ

\*1 平成22年度までの5か年に初任者研修の対象となった教員は約26%  
(平成18年度から平成22年度の各年度に初任者研修の対象となった教員の合計(他都市の研修修了者などを除く)を平成22年5月1日現在の教員数で割った割合)

## 重点取組

## 1 教職員の資質能力の向上

## (1) 教職員研修の充実

## ア キャリアステージに応じた研修の実施

平成22年2月に「教職員のキャリアステージにおける人材育成指標」を策定し、キャリアステージに応じて求められる資質能力を明らかにしました。それに基づき、5年次研修や21年目研修などの研修を充実するとともに、横浜型初任者育成研修の実施など研修体系を再構築し、授業力など教職員の資質能力の向上を図ります。

さらに、教員としての専門性や今日的な教育課題への対応力などの向上のため、大学をはじめとする関係機関等との連携も生かし、研修の充実を図ります。

実施した研修については、効果測定などに基づく評価を充実させ、PDCAサイクル<sup>\*2</sup>を確立します。

## ＜教職員のキャリアステージと各期における研修のねらい＞

キャリアステージ	期のねらい	研修対象
基礎能力開発期	学級経営、教科等指導等の担当の業務を中心に、授業力の基礎・基本と教師としての素養を習得する。	初任者※ 初任2年目教員 初任3年目教員
基礎能力活用期	担当業務遂行能力や授業力の更なる向上のため、市や区の研究活動、教育課程、教育課題等での新たな取組にチャレンジする。	5年次教員 10年次教員※
教職経験力活用期	教育専門職としての経験を活用して更に磨きをかけるとともに、教職員へ様々な場面で指導助言を行い、学校運営参画力の向上を図る。	21年目教員 31年目教員
学校運営力開発・活用期	学校内外の研究活動、教育課程、教育課題等の推進に取り組み、学校運営の基礎を習得し、学校改善に向けたマネジメント能力の質的向上を図る。	主幹教諭 副校長昇任候補者
組織・経営マネジメント力開発・活用期	学校経営の責任ある立場として自らのマネジメント力の更なる向上を図るとともに、リーダーシップを発揮して学校経営を担う。	副校長 校長

※は法定研修、無印は横浜市独自研修

## イ 効果的な人材育成の推進

学校外での集合研修と学校での日頃の業務を通じた実践的な研修（OJT）を組み合わせ、効果的な人材育成を進めます。また、人事評価制度と研修の連動を図ります。

各学校では、校内研修として授業の公開と相互評価を実施していますが、学校種を超えた授業研究により研究の視点を広げ、授業力の一層の向上を図るため、小中一貫教育推進ブロックにおける合同授業研究を推進します。

指導力に課題がある教員に対しては、学校と学校教育事務所などが連携して早期に適切な指導・助言や指導改善研修などを実施し、指導力の改善に努めます。

\*2 Plan(計画)Do(実行)Check(評価)Act(改善)を繰り返し、継続的に業務を改善すること

### ウ 経験の浅い教員の育成・支援

経験の浅い教員の育成・支援のため、先輩教員や中堅教員が助言者となるメンターチームを組織し、指導技術や児童生徒理解などの実践的ノウハウを伝えるとともに、日常の悩み相談などに引き続き取り組みます。

また、初任者宿泊研修やキャリアステージに応じた研修などを効果的に実施し、実践的指導力を備えられるよう育成します。

取組内容	21年度末	26年度までの目標
初任者宿泊研修の実施	—	毎年度実施

### (2) 授業改善支援センター（通称：ハマ・アップ）の利用促進

4方面の授業改善支援センターでは、教員のニーズをとらえて、指導主事などによる「授業づくり講座」や「授業づくり相談」などの充実を図り、指導計画の改善や教材の工夫・開発など、「わかる授業、魅力ある授業」づくりに取り組む教員を支援します。

また、新刊教育図書や実践資料である学習指導案、授業ビデオなどの資料を更に充実させ、利用の促進を図ります。

取組内容	21年度末	26年度までの目標
授業改善支援センターの利用の促進 (4方面)	年間延べ 13,319人 (月平均 約1,110人)	年間延べ16,000人が利用 (月平均約1,330人)

## 2 教職員の心の健康づくり

平成22年3月に策定した「横浜市教職員メンタルヘルス計画」に基づき、教職員のメンタルヘルス不調の予防及び早期発見・早期対応に向けて、相談体制の整備や学校への出張カウンセリングを実施します。また、再発の防止に向けて、非常勤講師を配置し、復職者の勤務を軽減するなど、対策の強化を図ります。

研修やメンタルヘルスに関する啓発などにも継続的に取り組みます。

取組内容	21年度末	26年度までの目標
出張カウンセリングの実施 (22年度からの累計)	—	500校で実施

## 重点施策9 学校の組織力の向上

### 施策の方針

○校長のリーダーシップのもと、全教職員が情報と目標を共有し、チーム力を最大限に発揮し、より良い学校運営を行います。

### 現状と課題

#### ●組織的な学校運営の重要性

団塊の世代の大量退職に伴い、学校には採用間もない教職員が増加しています。

また、不登校や発達障害、児童虐待、日本語指導が必要な児童生徒など、子どもを取り巻く課題は多様かつ複合的になっています。子どもの抱える課題に対応するためには、教職員が情報と目標を共有し、組織的に対応していくことが必要です。

これまで校長、副校長のマネジメント力を強化するため、管理職研修や管理職選考の改善、教員以外からの管理職の登用、副校長複数配置など、管理職の育成・登用システムの改善を図ってきました。

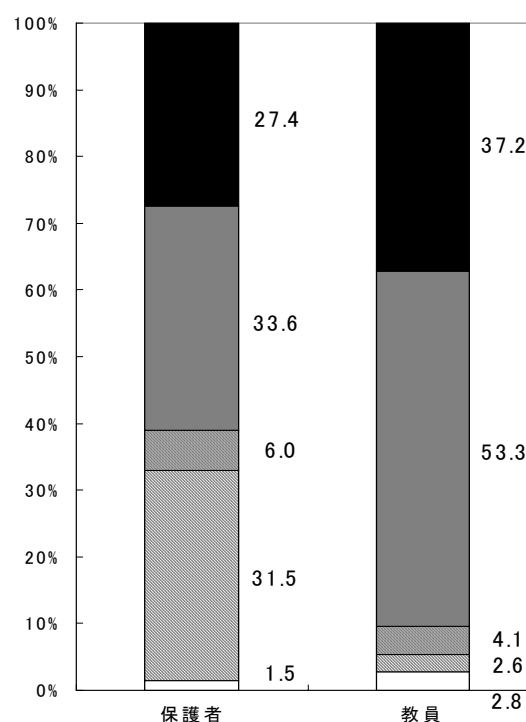
これらの取組の検証を行い、校長、副校長のマネジメント力を一層高め、校長のリーダーシップのもと、各学校が特色を生かし、チーム力を最大限に発揮できる組織を作ることが求められています。

#### ●学校評価の活用

平成20年度から「横浜市学校評価ガイド」に基づいて、全小中学校で自己評価と地域・保護者などの学校関係者による評価を実施してきました。

今後も各学校が的確な情報発信を行うとともに、学校評価をより効果的に活用し、保護者や地域住民の理解や参画も得ながら、継続的に学校運営の改善を図ることが必要です。

#### ■学校の組織としての機能度



■学校全体が組織として十分に機能している  
 ■一部問題はあるが、学校組織としては機能している  
 ■組織として機能していない  
 ■分からない  
 □無回答

<出典>横浜市教育意識調査  
 (平成19年度/横浜市教育委員会)

## 重点取組

## 1 校長、副校長のマネジメント力の向上

学校の組織力の向上においては、校長、副校長の優れたリーダーシップとマネジメント力が極めて重要となります。

平成23年1月に策定した「横浜市立学校管理職人材育成指針」に基づいて管理職研修の再構築を行い、マネジメント力の向上を図ります。

各区などに配置している統括校長が主宰する「学校経営推進会議」では、校長が学校の抱える様々な教育課題などに対応するため、より良い学校経営の在り方について意見交換や情報共有を行います。また、年間を通じて、学力向上、児童・生徒指導、校内人材育成など、様々なテーマで研修を実施することで、校長が相互にマネジメント力を高める機会を充実します。

さらに、副校長を対象にした「よこはま学校経営塾」の充実を図り、次代の横浜の学校を担う管理職を育成します。

## 2 学校のチーム対応力の強化

不登校や発達障害、児童虐待など、子どもを取り巻く課題は、適切な初期対応が必要なものが多く、学校や保護者、関係機関の連携による迅速な対応が不可欠です。

小学校に特別支援教育コーディネーターを兼務する児童支援専任教諭<sup>\*1</sup>を配置するとともに、小中学校をサポートするための非常勤講師の配置やアシスタントティーチャー<sup>\*2</sup>の派遣を行います。

また、平成23年度から新たに学校教育事務所にスクールソーシャルワーカー<sup>\*3</sup>を配置し、学校と関係機関とのネットワークの構築を支援します。さらに、児童支援専任教諭や生徒指導専任教諭などへのアドバイスを行うなど、学校における課題解決を支援します。

学校のチーム対応力を強化し、児童生徒の抱える課題の早期対応・再発防止に取り組むとともに、円滑な学級経営や教育活動の支援を行います。

\*1 子どもに関する諸課題対応への校内の中心的な役割とともに、地域連携を進める対外的窓口を担っています。平成26年度までに全小学校に配置。なお、中学校については生徒指導専任教諭を配置

\*2 小中学校の児童生徒の教育活動を支援するため教員志望の学生ボランティアを派遣

\*3 教育分野に関する知識に加えて、社会福祉など専門的な知識・技能を用いて、家庭や友人関係など、児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関などとの連携・調整を行います。



取組内容	21年度末	26年度までの目標
①児童支援専任教諭の配置 <再掲>	—	全小学校に配置
②小中学校をサポートするための非常勤講師の配置	124校	22年度から 毎年度150校配置
③小中学校へのアシスタントティーチャーの派遣	173人	22年度から 毎年度200人派遣

### <関連施策>児童虐待防止に向けた取組

近年、横浜市児童相談所の児童虐待対応件数は年々増加しています。児童虐待への対応や支援は、一人の支援者や一つの機関だけでできるものではなく、子どもや家族に関わる様々な関係者や関係機関が密に連携をしていくことが重要です。<sup>\*4</sup>

横浜市では、虐待を受けている子どもなど要保護児童の早期発見や適切な保護に向け、児童福祉法に基づいて「要保護児童対策地域協議会」を設置しています。地域の関係者や児童相談所、学校などの関係機関が協議会に参加し、課題解決に向けての支援の方針や役割分担を決定しています。

また、学校では、担任、児童支援専任教諭、生徒指導専任教諭、養護教諭などがそれぞれの立場から児童生徒の様子を観察し、児童虐待の早期発見・早期対応や虐待を受けた子どもへの支援などに向けて組織的な対応を行っています。

今後は、学校教育事務所に配置したスクールソーシャルワーカーなどを活用し、学校と関係機関との円滑な連携を図ります。さらに、児童虐待に関する教職員研修を実施するとともに、平成22年度には、教職員向けリーフレット「児童虐待から子どもを守るための学校の役割」の内容を充実させ、学校への啓発や支援に取り組みます。

## 3 学校評価の充実

各学校は、ホームページや学校だよりなどによる的確な情報発信を引き続き行うことで、学校運営の公開性を高めます。

平成22年度からは各学校で3年間の「中期学校経営方針」を作成しており、これに基づいて全市立学校で学校評価を実施し、継続的に学校運営の改善を図ります。

また、小中一貫教育推進ブロック内での相互評価の実施、第三者評価の試行、評価者の養成研修など、学校評価の充実・改善を図り、信頼される学校づくりを進めます。

<sup>\*4</sup> 横浜市では、児童虐待に係る局と、その対応に直接携わる児童相談所、区福祉保健センターの職員によるプロジェクトチームを平成22年9月に立ち上げました。プロジェクトでは、関係者へのヒアリングを実施しながら、総合的な児童虐待防止対策の検討を進めています。

## 重点施策 10 適確・迅速・きめ細かな学校支援

### 施策の方針

- 学校教育事務所が中心となり、学校により近いところで、教育活動の支援や人材育成を行うなど、適確・迅速・きめ細かな学校支援を充実します。

### 現状と課題

#### ●学校により近いところでの学校支援体制の整備

横浜市には500校を超える市立学校があり、これを一つの教育委員会事務局で直接所管してきたため、きめ細かな支援体制が必ずしも十分に取れないという課題がありました。こうした課題に対応するため、平成22年4月に学校教育事務所を市内4か所に開設し、より学校に近いところで、学校の課題に対して適確・迅速・きめ細かな学校支援を行う体制が整いました。

今後、これまで以上に学校支援を充実させ、校長の学校経営をサポートし、学校と教育委員会事務局が一体となって保護者・市民の期待に応える教育を一層推進することが求められています。

#### ■教育委員会の所管学校数

平成21年5月1日現在

	教育委員会数	小中学校数(校)	小中学校児童生徒数(人)
横浜市	1	491	269,650
静岡県	40	797	313,568
茨城県	47	802	251,399
広島県	23	816	231,389
山形県	37	462	97,714
大分県	18	477	97,373

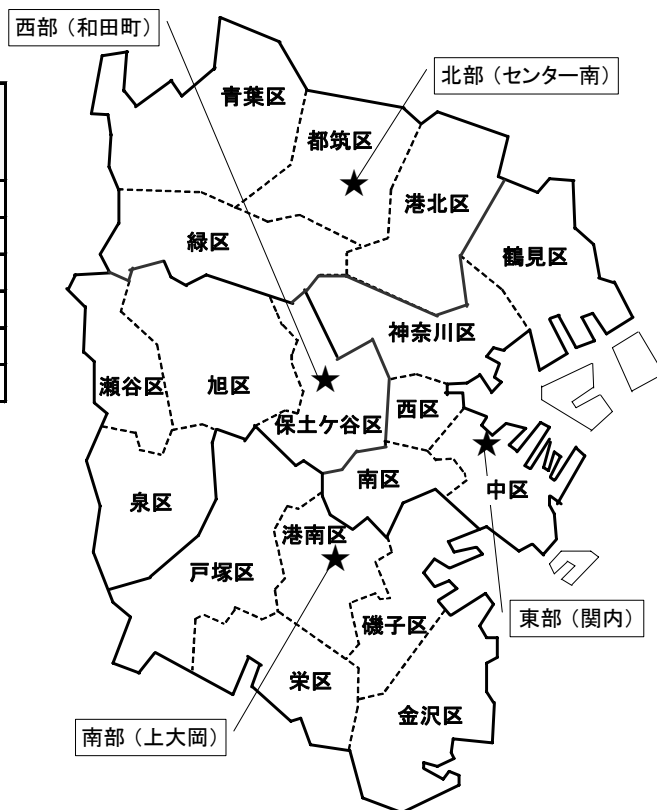
<出典>横浜市教育委員会調べ

#### ■学校教育事務所

平成22年4月1日現在

	東部	西部	南部	北部
行政区	鶴見区 神奈川区 西区 中区 南区	保土ヶ谷区 旭区 泉区 瀬谷区	港南区 磯子区 金沢区 戸塚区 栄区	港北区 緑区 青葉区 都筑区
小学校数	76校	76校	100校	93校
中学校数	35校	33校	43校	35校

<出典>横浜市教育委員会調べ



★ 学校教育事務所

## 重点取組

## 学校教育事務所による学校支援

## (1) 教育活動の支援

学校担当の指導主事による計画的な学校訪問や学校の要請に応じた学校訪問により、学校の情報や課題を共有し、指導主事の専門性を生かしたより適切な支援を行います。

また、指導主事、学校支援員（元校長）、心理・教育学・法律・医療の専門家などからなる「学校課題解決支援チーム」が、課題発生の未然防止や学校の抱える様々な課題への対応を支援します。

## (2) 人材育成

指導主事の学校訪問の中で、適確に教職員の情報を把握することで、適材適所の人事を行います。

また、学校に近い学校教育事務所で研修を行うことで、教職員が研修に参加しやすい環境を整えるとともに、授業改善支援センター（通称：ハマ・アップ）において「授業づくり講座」を実施するなど、教職員の能力向上に向けた支援を行います。

## (3) 学校事務支援

方面別の拠点校に配置された学校事務支援員が、新採用や経験の浅い事務職員の育成、学校事務に関する支援などを行います。

また、学校事務経験者を教育委員会事務局に配置し、学校事務支援員の派遣などについて学校との調整、学校事務支援員への支援を行っています。

今後、学校からの事務支援要請に迅速に対応するための体制の充実について検討を行うとともに、事務職員の研修を充実していきます。

## (4) 地域連携の推進

保護者や地域住民から構成される学校安全ボランティアである「よこはま学援隊」の運営、学校運営協議会<sup>\*1</sup>の設置に関する支援を行います。

また、「横浜教育支援隊」<sup>\*2</sup>の登録・活用、地域コーディネーターの活動状況の把握など、より学校に近い場所で地域の教育力を生かした学校運営を支援します。

\*1 保護者や地域の方々などが、一定の権限を持って学校運営に参画し、教育委員会、校長とともに学校運営に携わることで、地域に開かれた特色ある学校づくりを進めるための組織

\*2 学校の様々な教育活動を支援するボランティア

## 重点施策11 家庭教育への支援

### 施策の方針

○家庭において、子どもの基本的な生活習慣が身に付き、健全な育成が図られるよう、家庭における教育への支援を行います。

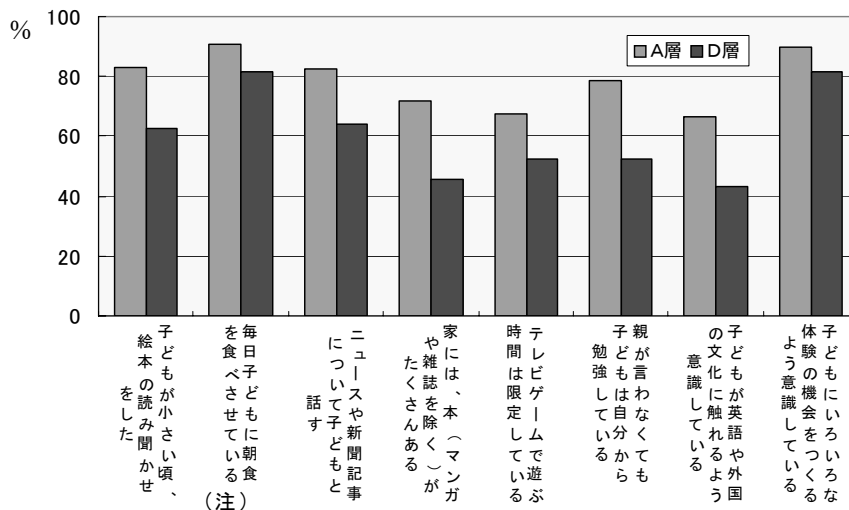
### 現状と課題

#### ●家庭教育支援の必要性

家庭教育は、全ての教育の原点です。子どもの基本的な生活習慣や生活能力、健康な心身の育成、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自制心や自立心などを身に付ける上で、重要な役割を果たします。

しかしながら、近年、核家族化や少子化、地域における人間関係の希薄化など家庭を取り巻く社会状況の変化の中、子どもの教育に第一義的責任を持つ家庭の教育力の低下が指摘されています。平成22年11月には、「横浜市社会教育委員会議」から、家庭教育力の向上に関し教育委員会に提言が出されました。このような中、家庭教育支援の必要性が高まっています。

#### ■親の子どもへの接し方と子どもの学力の関係



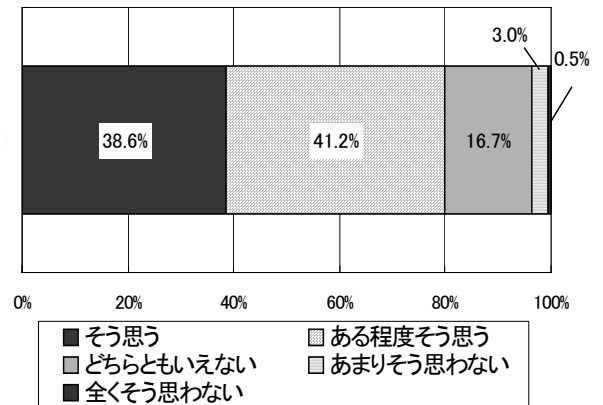
※平成20年度全国学力・学習状況調査結果より、児童を「国語B」の正答率順にA層(最も正答率が高い層)からD層(最も低い層)の4つの層に分け、A層とD層で比較。

※アンケート項目に対し、「とてもあてはまる」「まああてはまる」と答えた保護者の割合

(注)は「とてもあてはまる」のみ

#### ■家庭の教育力に関する意識調査

問 あなたは、世の中全般に家庭の教育力が低下していると思いますか。



<出典>家庭教育の活性化支援等に関する特別調査研究  
(平成20年度/文部科学省委託調査)

<出典>  
お茶の水女子大学  
委託研究  
(平成20年度/  
文部科学省)

## 重点取組

## 1 親の学びの支援

家庭教育の意義や役割を親自身が学習する機会を提供するため、親の学びや家庭教育をテーマとした学習会などの開催を支援します。また、家庭教育・家庭学習の参考となる「はまっ子家庭教育応援BOOK」を小中学校の新入生の保護者へ配布し、学校は家庭学習の習慣化を働きかけます。

さらに、小中学校の入学時における保護者向け説明会など、様々な機会をとらえ、子どもの教育に対する家庭の役割を改めて喚起し、礼儀、適切な睡眠時間の確保や朝食摂取など、家庭における基本的な生活習慣の確立を働きかけます。

## 2 相談・サポート体制

各区における「子ども・家庭支援相談」と連携し、教育相談員やカウンセラーなどの専門相談員が、身近なところで子どもや家庭が抱える課題について幅広く相談にのるほか、専門機関の情報提供を行います。

また、スクールソーシャルワーカーが福祉的な視点で関係機関などと連携・調整を図りながら、子どもが置かれた環境へ働きかけ、課題の解決に向けた支援を行います。

＜関連施策＞（横浜市次世代育成支援行動計画「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」より）

●地域における子育て支援

親子が遊びながら交流できる居場所の提供や、子育て家庭向けの相談・情報提供などを行う「地域子育て支援拠点」「親と子のつどいの広場」「幼稚園はまっ子広場」「保育所子育てひろば」などの整備を進めます。

●放課後の居場所づくり

子どもにとって安全で快適な放課後の居場所を提供するため、「放課後キッズクラブ」「はまっ子ふれあいスクール」「放課後児童クラブ」など放課後児童育成施策を推進します。

●多様な体験機会の提供

子どもが多様な人と関わり、様々な体験ができるよう、青少年施設などにおける体験の機会を提供します。

## 重点施策12 地域と学校との連携

### 施策の方針

○学校は地域と連携・協力し、地域とともに子どもを育みます。

### 現状と課題

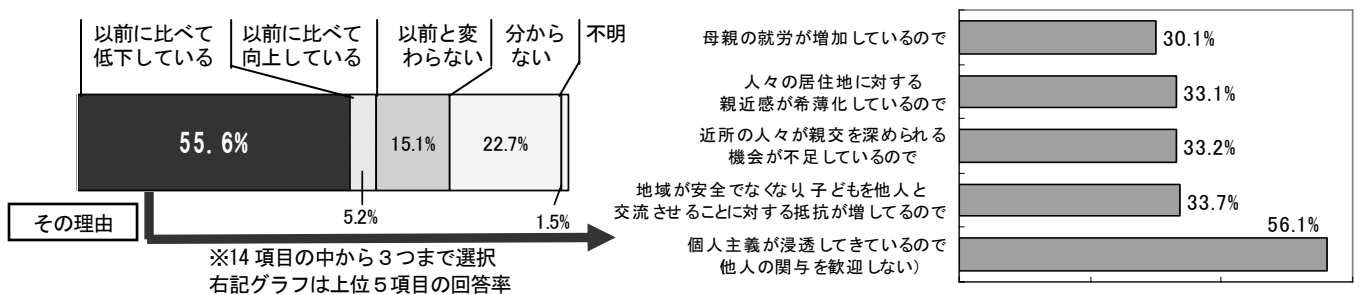
#### ●地域に支えられる学校づくり

近年、子どもを取り巻く環境が変化する中で、学校に様々な役割が期待されてきています。また、子どもが**地域の大人など様々な他者と関わる機会が減少**しており、従来地域が担ってきた子育てや社会性育成などの機能が低下していると言われてしています。

このような状況の中で、積極的に学校の活動に協力する保護者や地域の方も多く、子どもの登下校時の安全確保を図る「よこはま学援隊」や学校支援ボランティアなど様々な形で地域が学校に関わり、活動を行っています。また、平成17年度から学校運営協議会の設置が進んでおり、保護者や地域の方が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することで、学校運営の活性化が図られています。

今後も、**地域の教育力を生かした学校運営**を行うため、学校運営協議会など地域全体で学校を支援する組織の設置や地域と学校とのパイプ役となるコーディネーターの養成・確保、連携・交流の拠点として「地域交流室」などの場の確保が必要です。

#### ■地域の教育力に関する意識



<出典>平成17年度地域の教育力に関する実態調査(文部科学省)

#### ●地域における幼稚園・保育所・小学校の連携の必要性

幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、これまで「**幼保小教育交流事業**」\*1や「**幼保小連携推進地区事業**」\*2などを実施し、幼稚園・保育所・小学校が様々な交流・連携を進めてきました。今後も、幼稚園・保育所・小学校や中学校など**地域の関係機関が交流・連携**していくことにより、子どもを守り育てていくことが必要です。

\*1 区ごとの取組テーマを設定し、幼稚園・保育所・小学校が様々な連携・交流を実施

\*2 幼児教育と小学校教育との円滑な接続と双方の教育の充実を目指し、平成20年度から幼稚園・保育所と学校が協働で連携事業を実施し、その成果を各区内に発信（平成20年度9地区、平成21年度18地区）



## 重点取組

## 1 地域の教育力を生かした学校運営の支援

保護者や地域の方々の意見を聞き、学校運営に対する理解や協力を得ながら、特色ある教育活動を進めるため、学校運営協議会の設置を推進します。

学校や地域の状況に応じて、地域住民などが主体的な担い手として学校を支援できる仕組みづくりを進めるため、学校とのパイプ役を担う地域コーディネーターを養成し、効果的に配置するとともに、学校においても地域連携を担う教職員を明確にし、活動の活性化を図ります。また、連携・交流を進めるための場として「地域交流室」の設置を進めます。

さらに、「横浜教育支援隊」などにより、学校が地域人材や退職後の教職員などのボランティアを活用できるよう支援します。

取組内容	21年度末	26年度までの目標
①学校運営協議会の設置 (17年度からの累計)	36校	120校に設置
②地域コーディネーターの配置 (19年度からの累計)	48校	148校に配置
③地域交流室の設置 (17年度からの累計)	226校	351校に設置

## 2 地域における幼稚園・保育所・小学校の連携

子どもが安心して小学校生活を過ごすことができるよう、地域における幼稚園・保育所・小学校が連携し、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図ります。

「幼保小教育交流事業」において地区ごとの取組テーマを設定し、幼稚園・保育所・小学校が様々な連携・交流を進めるとともに、連携研修会を開催し、相互理解を深められるようにします。

また、「幼保小連携推進地区事業」の実施や、児童支援専任教諭などを中心に、地域の幼稚園・保育所・小学校の連携を進め、幼児期と学童期の滑らかなつなぎを実現することで、子どもの健やかな育ちを支えていきます。

**コラム** 「学校をひらく！」週間

市立学校では、保護者や地域に信頼される開かれた学校づくりを進めるため、授業参観や施設開放など、地域の特色を生かした様々な取組を行っています。横浜市では、平成16年度から毎年10月下旬ごろに「学校をひらく！」週間を設定し、ありのままの学校を地域の皆様に見ていただいています。

## 重点施策13 教育環境の整備

### 施策の方針

○子どもの安全・安心を確保し、より良い教育環境の整備を進めます。

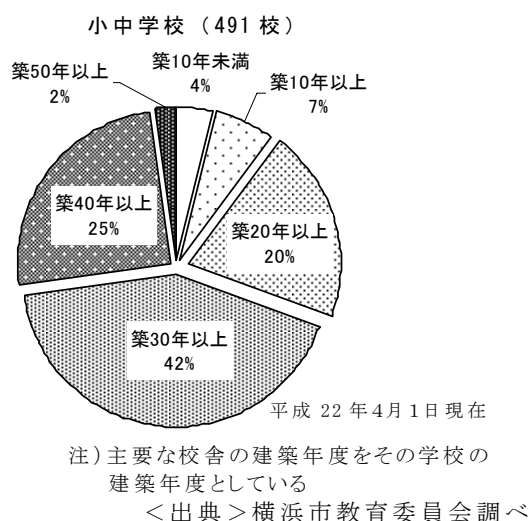
### 現状と課題

#### ●安全・安心な教育環境

学校施設は昭和 40～50 年代に集中的に整備され、老朽化が進んでいます。整備手法の転換など様々な工夫を行い、環境にも配慮しながら、**長寿命化を図ることが必要**です。

また、これまで騒音対策が必要な学校や小中学校の保健室、音楽室などに空調設備の設置を進めてきましたが、子どもにとってより良い教育環境を整えるため、**普通教室の暑さ対策**に取り組む必要があります。

#### ■小中学校施設の経過年数



#### ●ICTの活用

これまで、各学校に教育用・校務用コンピュータなどのICT機器の整備を計画的に進めてきました。これらを有効に活用し、**更なる校務の情報化を進める**ことが必要です。

#### ●学校給食の効率的・効果的な運営

行政が運営主体となる事業の見直しが行われる中、学校給食調理業務については、平成 22 年度までに 125 校で民間委託を実施し、給食内容の充実が図られています。今後も**効率的・効果的に業務を行う**ため、民間委託を進めていくことが必要です。

また、学校給食費については各学校で徴収管理を行っていますが、取扱いをより明確にし、**効率的に徴収管理を行う**必要があります。

#### ●通学区域及び学校規模の適正化

小中学校の通学区域及び規模の適正化については、平成 15 年度に策定した基本方針に基づき、これまで取組を進めてきたところですが、小規模校を解消することが困難な地域が多くなるなどの新たな課題も生じていることから、**新たな方針に基づき対策を進めていく**ことが必要です。

## 重点取組

## 1 より良い教育環境の整備

## (1) 安全・安心な教育環境の整備

学校施設については、耐震化を着実に実施するとともに、「学校施設長寿命化計画（仮称）」を策定し、環境にも配慮しながら計画的に保全を実施します。

また、全市立学校の普通教室に空調設備を設置するとともに、小中学校の校庭の芝生化など、より良い教育環境の整備に取り組みます。

新型インフルエンザ、麻しん、感染性胃腸炎などへの対応については、対応マニュアルの徹底など危機管理体制の強化を図ります。また、引き続き、地域と学校が連携して学校防犯に取り組みます。

耐震補強が必要となっている教育文化センターについては、耐震化事業を進めます。

取組内容	21年度末	26年度までの目標
①「学校施設長寿命化計画（仮称）」の策定と推進	—	23年度に計画を策定・推進
②学校空調設備の設置	一部設置	25年度までに全市立学校の普通教室に設置
③小中学校の校庭の芝生化*1（累計）	17校	40校以上で実施
④新治特別支援学校の移転整備 <再掲>	基本設計	24年度移転整備 25年度知的高等部設置
⑤中村特別支援学校の再整備 <再掲>	—	25年度整備
⑥横浜総合高校の移転整備 <再掲>	—	25年度移転

## (2) 学校のICT環境の整備

校務を効率化し、教職員が子どもと向き合う時間を確保するため、出欠管理や成績処理などの電子化や校内での情報を共有化する仕組みとして校務システムを全小中学校に導入します。

また、学校におけるICT機器の計画的な整備を引き続き行います。

取組内容	21年度末	26年度までの目標
校務システムの導入	—	24年度までに全小中学校に導入

\*1 実施校数には、「横浜みどりアップ計画」及び区の自主事業で整備した校数を含みます。

### (3) 学校給食の効率的・効果的な運営

民間のノウハウや専門性、柔軟性を取り入れて、食物アレルギーへのよりきめ細かな対応など給食内容の充実やコスト削減を行うため、学校給食調理業務の民間委託を進めていきます。

また、学校給食費を公会計化し、学校給食費の管理システムを導入することにより、学校と教育委員会事務局が情報を共有化し、徴収管理事務を効率化します。

取組内容	21年度末	26年度までの目標
学校給食費の公会計化	—	24年度実施

## 2 通学区域及び学校規模の適正化

平成22年度に策定した「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」に基づき、小規模校対策としての通学区域の調整や学校の統合などを推進します。

### 「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」概要

(平成22年12月策定)

#### ●通学区域の適正化・弾力化

住所によって就学すべき学校を指定する通学区域制度を基本とし、通学区域の調整等により適正化を推進。また、通学区域の一層の弾力化を推進。

- ・地域コミュニティとの関係等に加え、横浜型小中一貫教育の推進を考慮した通学区域の調整等を検討。
- ・望ましい通学距離を小学校で片道おおむね2km、中学校で片道おおむね3kmと規定し、小規模校の統合等において、遠距離等の場合は、状況に応じた通学環境改善策、通学支援策も検討。
- ・弾力化に関する制度については、周知方法を工夫。学校選択制については、保護者や地域、学校関係者などからの意見やニーズを把握し、引き続き検討。

#### ●学校規模の適正化

教育効果などの面から適正規模の範囲を定め、小規模校、大規模・過大規模校の解消を推進。

- ・小学校では1学年2～4学級、中学校では4～8学級を適正規模と設定。
- ・大規模・過大規模校については、分離新設だけではなく、通学区域の調整等で適正規模化を検討。
- ・小規模校については、通学区域の調整や学校の統合による適正規模化を検討。少子化の影響で小規模校の増加が見込まれるため、小規模校と適正規模校が近接する地域など、統合の対象となる地域を拡大。

## 重点施策 14 市民の学習活動の支援

### 施策の方針

○ 利便性の高い図書館サービスの提供を図るとともに、横浜の歴史に関する学習の場の充実や文化財の保存・活用を図ります。

### 現状と課題

#### ● 図書館サービス充実へのニーズ

横浜市立図書館は、中央図書館及び地域図書館合わせて18館から構成されていますが、市民からは身近な施設での図書の貸出・返却や資料の充実などの要望が多く寄せられています。

これからの図書館においては、読書活動支援、地域連携、市民の調査支援などの様々な分野で、質の高い図書館サービスを提供していくことが求められています。

■ 図書館数、貸出数などの政令市比較（平成20年度）

	図書館数	1館あたりの人口（千人）	登録率	市民一人あたり	
				貸出冊数	蔵書冊数
横浜市	18	203	27.7%	3.0冊	1.1冊
札幌市	10	190	30.0%	3.9冊	1.3冊
仙台市	7	147	12.3%	4.3冊	1.7冊
さいたま市	23	53	40.1%	8.7冊	2.6冊
千葉市	14	68	50.0%	4.9冊	2.1冊
川崎市	12	117	22.4%	4.2冊	1.3冊
相模原市	4	178	42.0%	4.8冊	1.9冊
新潟市	18	45	21.3%	5.6冊	2.0冊
静岡市	11	65	24.3%	6.2冊	3.1冊
浜松市	21	39	23.6%	5.3冊	2.6冊
名古屋市	20	112	15.4%	4.9冊	1.3冊
京都市	18	81	18.5%	4.7冊	1.2冊
大阪市	24	111	22.4%	4.6冊	1.3冊
堺市	14	60	43.2%	5.2冊	2.2冊
神戸市	11	139	27.7%	4.4冊	1.2冊
岡山市	10	70	46.7%	5.8冊	2.1冊
広島市	11	106	22.6%	4.3冊	1.8冊
北九州市	17	58	24.9%	3.2冊	1.7冊
福岡市	10	144	44.8%	3.5冊	1.3冊

<出典> 横浜市の図書館 2010  
(平成22年度/横浜中央図書館)

#### ● より魅力ある歴史博物館・横浜開港資料館

横浜市歴史博物館は、3万年にわたる市域の歴史に関する資料を展示していますが、開館15年が過ぎ、展示内容も現状にそぐわない部分が増えています。

また、横浜開港資料館は、横浜が開港の地として果たした重要な歴史的役割を踏まえ、幕末から昭和初期までの国内外の貴重な歴史資料を収蔵し、公開しています。しかし、開館29年が過ぎ、資料の保管状況や展示方法の改善が必要となっています。

今後も、市民の学習の場として積極的に活用されるよう、より魅力ある施設づくりが求められています。

しょうみょうじけいたい あさいなきりどおし

#### ● 「称名寺境内」「朝夷奈切通」を含む「武家の古都・鎌倉」世界遺産登録

横浜市金沢区内の国指定史跡「称名寺境内」「朝夷奈切通」を含む「武家の古都・鎌倉」について、今後も貴重な財産としてその保存・活用を図るため、世界遺産登録に向けた取組を進めることが求められています。

## 重点取組

## 1 図書館サービスの充実

平成 22 年度策定の「横浜国立図書館アクションプラン」に基づき、市民の学習活動を支援する資料・情報の収集・提供、家庭・地域や学校での子どもの読書活動の支援など、図書館サービスの充実を図ります。「司書人材育成計画」（平成 22 年 9 月策定）に基づき、資質向上に努めます。

また、効率的・効果的な図書館運営を進めるとともに、指定管理者制度を導入した山内図書館の運営状況について検証を行い、サービスの充実・向上に努めます。

さらに、交通の拠点となる鉄道駅での図書取次サービスなど、市民に身近で便利な図書館サービスの一層の充実について検討を進めます。

## 2 横浜の歴史に関する学習の場の充実

古代から開港期までの横浜の歴史について市民が理解・関心を深め、自ら学習できるように、横浜市歴史博物館の常設展示資料のリニューアルを検討します。

また、開港期を中心に、約 25 万点の貴重な歴史資料を収蔵し、広く公開している横浜開港資料館において、収蔵資料の保管状況や展示方法を改善します。

## コラム

## 開港の地 横浜

ペリー来航から 6 年後の 1859（安政 6）年 7 月 1 日（旧暦 6 月 2 日）、欧米各国と結んだ通商条約に基づいて横浜が開港しました。

開港を契機に、一寒村であった横浜は、日本の玄関口として目覚ましい発展を遂げます。日本の近代化に尽くした多くの先人も、横浜港から世界に旅立ちました。

開港 50 周年にあたる 1909（明治 42）年には、市章と市歌が制定され、1928（昭和 3）年には、市会の決議を経て、旧暦の 6 月 2 日が開港記念日として定められました。

360 万人を超える人口を持つ大都市となった横浜は、平成 21 年には開港 150 周年を迎えました。横浜開港資料館などには、浮世絵や開港当時の写真・新聞など、多くの貴重な資料が収蔵されています。

## 3 「武家の古都・鎌倉」世界遺産登録

国指定史跡「称名寺境内」「朝夷奈切通」を含む「武家の古都・鎌倉」について、早期の世界遺産登録に向けた取組を進めます。



## 2 成果の把握

この計画では、「5つの目標」(7、8 ページ)と14の重点施策(11、12 ページ)を掲げています。  
この計画の推進により、どのような成果が上がったかを客観的に把握するための一つの手立てとして、指標を次のように設定します。

	指標	直近の現状値 (21年度)	目標値 (26年度)
小 中 学 校	①「学校の授業は分かりやすい」と答えた子どもの割合	(参考値) 65.8%*1	70%以上
	②横浜市学力・学習状況調査の基本問題の正答率	63.9%	70%以上
	③新体力テストの測定結果(昭和60年を100とした水準)	90.1	94.6
高 校	④「横浜市立高等学校 教育振興プログラム」において、各学校の特色を生かした進学や就職などの指標を設定		
援 特 学 別 校 支	⑤「個別の教育支援計画*2・個別の指導計画*3に基づいて、個に応じた指導が充実している」と答えた保護者の割合	(参考値) 84.5%*4	90%以上

### 【小中学校】

#### ①「学校の授業は分かりやすい」と答えた子どもの割合 70%以上

横浜市学力・学習状況調査において、「学校の授業は分かりやすいですか」に「よく分かる」「だいたい分かる」と答えた子どもの割合を指標とします。子どもの理解力や教師の授業力の状況を把握します。

小中学校別の直近の現状値(参考値)は、小学校は71.7%、中学校は54.0%です。小中学校が現状値を上回るよう取り組むことで、全体として70%以上を目指します。

#### ②横浜市学力・学習状況調査の基本問題の正答率 70%以上

基本問題とは、正答率70%を想定している問題であり、この問題の正答率を指標とします。基礎的・基本的な知識・技能の習得など基礎学力の定着の状況を把握します。現状値では正答率が70%に達していないため、正答率70%以上を目標とします。

小中学校別の直近の現状値は、小学校は66.0%、中学校は62.5%です。小中学校が現状値を上回るよう取り組むことで、全体として70%以上を目指します。

\*1 参考値:21年度横浜市学習状況調査の生活・学習意識調査において、設問「学校の勉強はどのくらい分かりますか」に「よく分かる」「だいたい分かる」と答えた子どもの割合

\*2 子ども一人ひとりのニーズを把握し、医療などの関連機関と連携を図りつつ、学校卒業後まで含んだ長期的な視野に基づいて立てた個人の教育計画

\*3 学校における教育課程や指導計画を踏まえ、教育的ニーズに対応しつつ教育内容や教育方法を盛り込んだ計画

\*4 参考値:学校ごとに実施したアンケートなど(8校)において、「個に応じた指導が充実しているか」などの設問に対する保護者の回答をもとに算出した割合

### ③新体力テストの測定結果（昭和 60 年を 100 とした水準） 94.6

「体力アップよこはま 2020 プラン」（平成 22 年 3 月策定）では、国の「教育振興基本計画」を受けて、平成 32 年までに昭和 60 年の体力水準に回復することを目標としました。新体力テストにおいて、昭和 60 年と比較できる種目の記録を得点化し、昭和 60 年を 100 として、体力の水準を把握します。

小中学校別の直近の現状値は、小学校は 89.7、中学校は 90.9 です。小中学校が現状値を上回るよう取り組むことで、全体として 94.6 を目指します。

#### 【高校】

### ④「横浜市立高等学校 教育振興プログラム」において、各学校の特色を生かした進学や就職などの指標を設定

平成 22 年度に策定する「横浜市立高等学校 教育振興プログラム」において、各学校の指標を設定します。

#### 【特別支援学校】

### ⑤「個別の教育支援計画・個別の指導計画に基づいて、個に応じた指導が充実している」と答えた保護者の割合 90%以上

学校が行う保護者アンケートなどで、「そう思う」「ややそう思う」と答えた保護者の割合を指標とします。障害の特性や保護者のニーズを把握した上での、一人ひとりに応じた指導の状況を把握します。

#### 教育活動と成果を把握するための指標

教育の成果を客観的に把握し、教育施策を検証することは、難しい課題です。

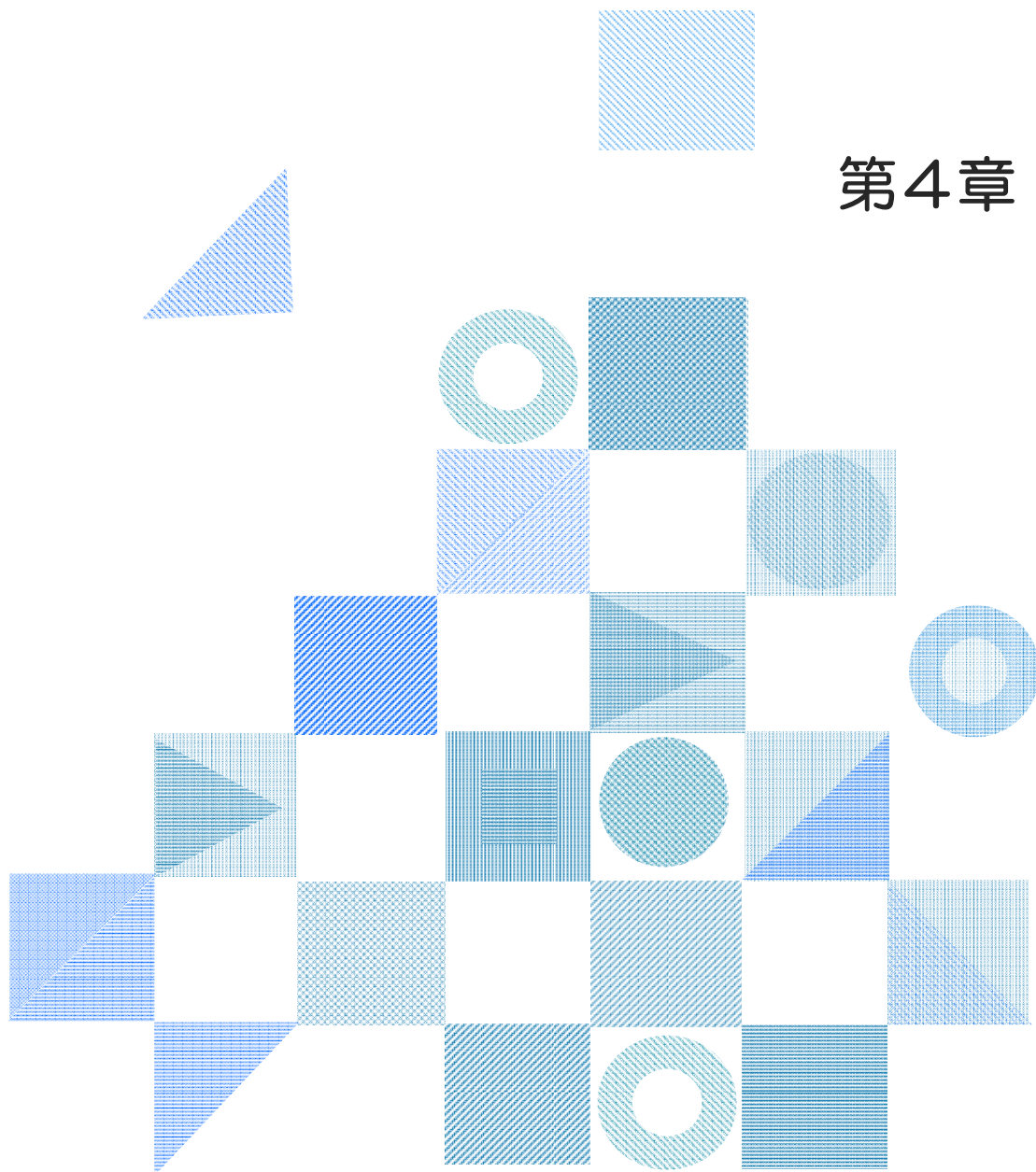
教育の成果は数値で表しにくい面があります。例えば、「学力」は、知識量や技能など数値化しやすいものと、思考力・判断力や意欲など数値化しにくいものによって構成されています。

また、教育には様々な要因が関係し、一つひとつの取組を目標どおり実施しても期待通りの成果が上がるとは限りません。それぞれがどのように成果と結びついたのか、結びつかなかったのかを厳密に把握することは困難な面があります。

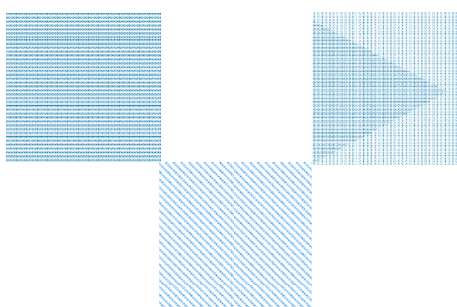
しかし、個々の取組の目標の達成状況だけでは、全体として成果がどれくらい上がったのかを把握しにくいことも事実です。そこで、上記の点を十分踏まえつつ、この計画の成果を客観的に測る“一つのものさし”として、数値を用いて表すことができる指標を設定しました。

目標値に到達するためには、家庭や地域の協力が不可欠です。学校・教育委員会が、保護者・地域と具体的な目標を共有して連携を深めながら、計画を推進してまいります。

## 第4章



### ● 計画の推進にあたって



## 1 市長部局及び関係者との連携・協力

「横浜市教育振興基本計画」には、「横浜教育ビジョン」の実現に向けて重点的に取り組むべき教育施策を掲げています。

教育には、子育て支援や福祉の施策などと深く関連する部分があります。計画の策定にあたっては、「横浜市次世代育成支援行動計画『かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画』」（平成 22～26 年度）など、既に策定されている横浜市の他の計画を尊重しつつ、重なる部分についての整合を図りました。

また、子どもを取り巻く課題は多様かつ複合的になっています。児童虐待や在住外国人市民の増加、保護者の生活困窮などへの対応については、全市的に取り組む必要があります<sup>\*1</sup>。今後も関係する市長部局と相互に連携・協力を図り、効果的に施策を推進していきます。

未来を担う子どもたちを育成するためには、社会全体で子どもの成長と自立を支えていくことが必要です。「横浜市教育振興基本計画」の推進にあたっては、学校・家庭・地域住民の皆様はもとより、教育関係機関、ボランティアの方々、企業や大学などとの連携・協力が不可欠です。今後も多様な主体の協力と参画を得て、教育の更なる充実を目指します。

## 2 新たに検討が必要となる事項への対応

計画期間においては、社会の急速な動きや教育を取り巻く状況の変化などに応じて、新たに対応や検討が必要な課題が発生することが予想されます。また、横浜市の教育に影響を与える国などの動きについても注視していく必要があります。

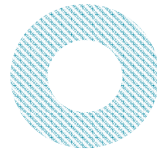
これらを踏まえ、計画内容の適時・適切な見直しや新たな方策の検討などを行い、必要な施策を進めていきます。

## 3 進捗管理

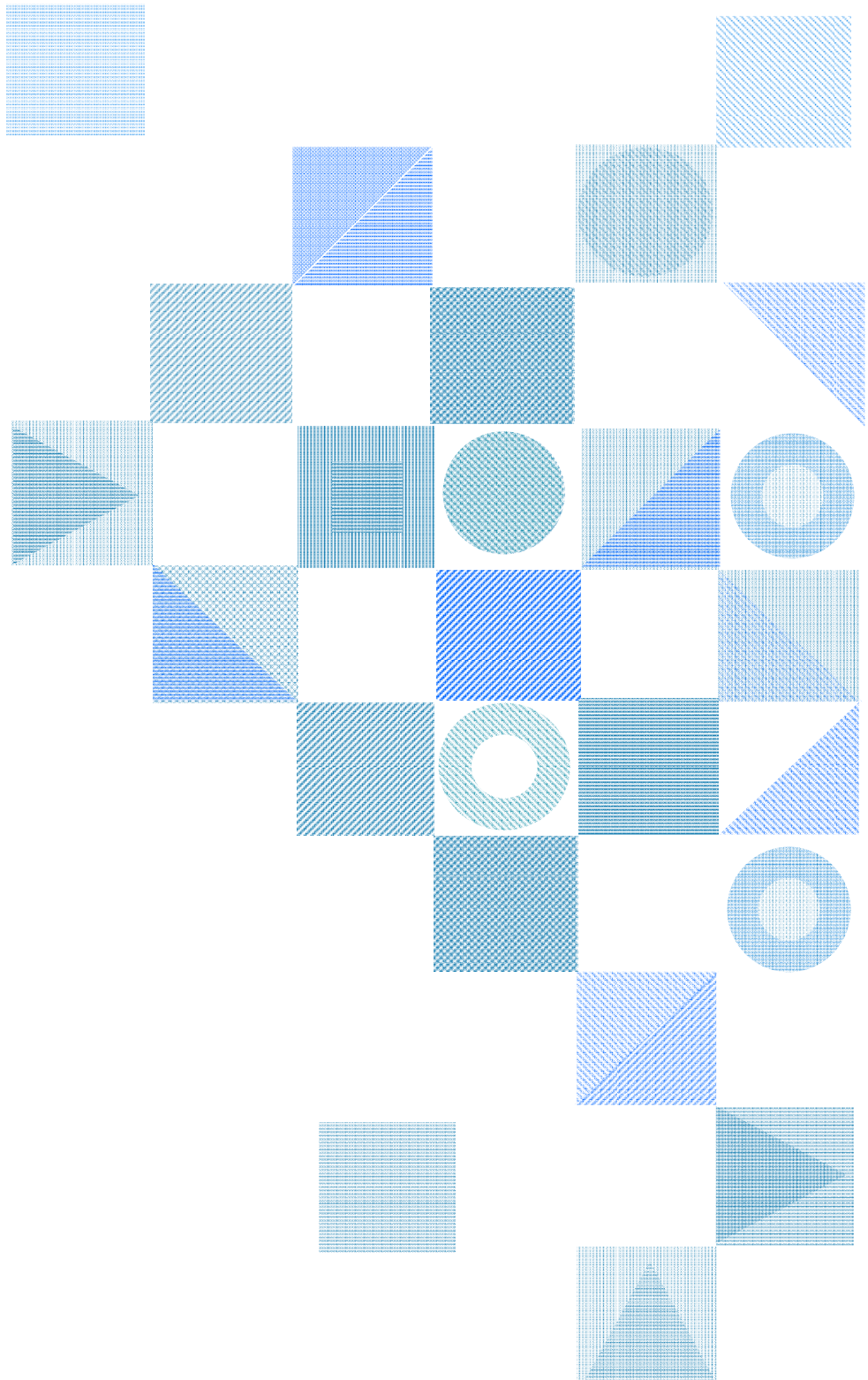
「横浜市教育振興基本計画」を効果的かつ着実に推進するため、毎年度の目標を明確にし、事業や取組を推進します。また、目標の達成状況を検証・公表し、その結果を次年度の事業や取組に生かします。

「横浜市教育振興基本計画」を基本としながら、必要に応じて事業の見直しなどを行いつつ、教育予算の充実に努め、「5つの目標」の実現を図ります。

<sup>\*1</sup> 児童虐待の防止に関しては、第3章1 重点施策9(46 ページ)及び資料編(75 ページ)、日本語指導が必要な児童生徒への支援に関しては、第3章1 重点施策5(30、34 ページ)及び資料編(73 ページ)に掲載しています。また、就学援助や横浜市奨学制度について、資料編(79 ページ)に掲載しています。



# 資料編





我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

**第一条** 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

**第二条** 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

**第三条** 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

**第四条** すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならないが、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

## 第二章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

**第五条** 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

**第六条** 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

**第七条** 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

- 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。



(私立学校)

**第八条** 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

**第九条** 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

**第十条** 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

**第十一条** 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

**第十二条** 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

**第十三条** 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

**第十四条** 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

**第十五条** 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

### 第三章 教育行政

(教育行政)

**第十六条** 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

**第十七条** 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

### 第四章 法令の制定

**第十八条** この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附則 (抄)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

## 2 関連データ

※割合などの数値については端数処理しているものがあります。

### 基礎データ

#### ■横浜市立学校 年度別学校数

各年度5月1日現在

		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
小学校		349	347	346	346	345
中学校		146	145	145	145	146
高校	全日制	8	8	8	9	9
	定時制	2	2	2	2	2
	(計)	9	9	9	10	10
特別支援学校		11	12	12	12	12
計		515	513	512	513	513

※ 高校の「全日制・定時制」は、各課程を置く校数であり、(計)は、実学校数です。

<出典>市立学校現況(平成22年度/横浜市教育委員会)

#### ■横浜市立学校 年度別在学者数

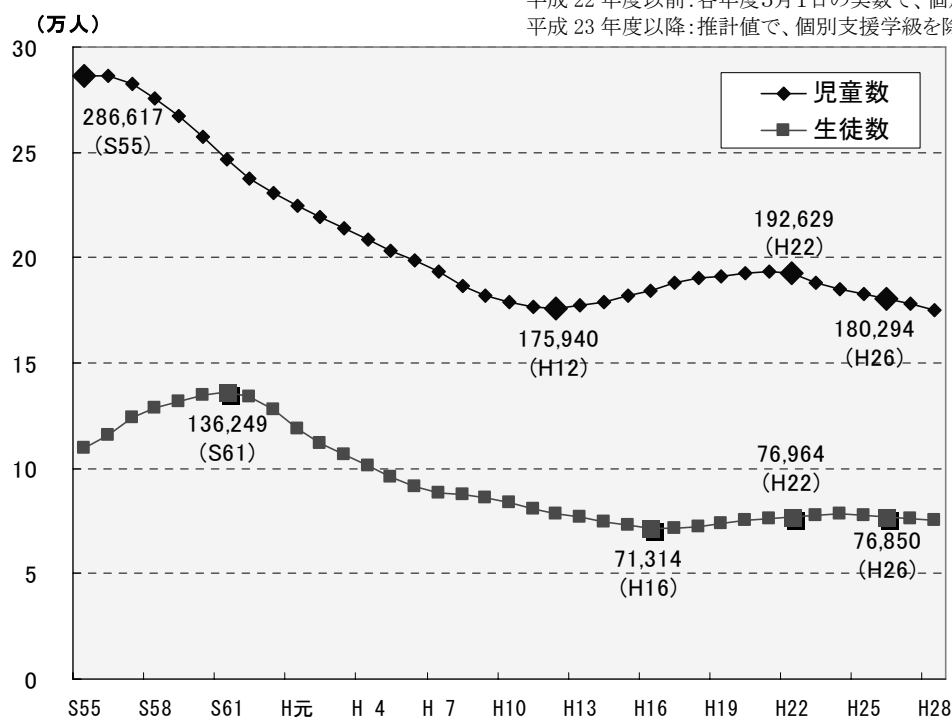
各年度5月1日現在

		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
小学校		190,534	191,127	192,959	193,390	192,629
中学校		72,239	74,038	75,004	76,260	76,964
高校	全日制	6,549	6,498	6,467	6,442	6,525
	定時制	1,432	1,430	1,406	1,441	1,468
特別支援学校		1,318	1,355	1,322	1,378	1,422
計		272,072	274,448	277,158	278,911	279,008

<出典>市立学校現況(平成22年度/横浜市教育委員会)

#### ■横浜市立小・中学校の児童生徒数の推移

平成22年度以前:各年度5月1日の実数で、個別支援学級を含む  
平成23年度以降:推計値で、個別支援学級を除く



<出典>(平成22年度/横浜市教育委員会調べ)

■横浜市立学校 年度別教職員数\*

各年度5月1日現在

	H18年度		H19年度		H20年度		H21年度		H22年度		
	教員	職員	教員	職員	教員	職員	教員	職員	教員	職員	
小学校	9,362	1,853	9,459	1,824	9,522	1,745	9,548	1,662	9,563	1,598	
中学校	4,422	384	4,516	396	4,545	388	4,600	389	4,664	375	
高校	全日制	501	98	499	94	501	86	519	80	512	84
	定時制	127	19	124	18	122	15	118	15	122	15
特別支援学校	854	100	878	99	854	91	882	91	895	90	
計	15,266	2,454	15,476	2,431	15,544	2,325	15,667	2,237	15,756	2,162	

\* 週 38.75 時間以上勤務する教職員

<出典>市立学校現況(平成22年度/横浜市教育委員会)

■横浜市立小学校・中学校 一学級児童生徒数別学級数

平成22年5月1日現在

		1～10	11～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41人	計
		人	人	人	人	人	人	以上	
小学校	学級数* <sup>1</sup>	2	32	338	1,538	2,553	1,419	0	5,882
	割合* <sup>2</sup>	0%	0.5%	5.7%	26.1%	43.4%	24.1%	—	
中学校	学級数* <sup>1</sup>	0	1	13	109	803	1,199	1	2,126
	割合* <sup>2</sup>	—	0%	0.6%	5.1%	37.8%	56.4%	0%	

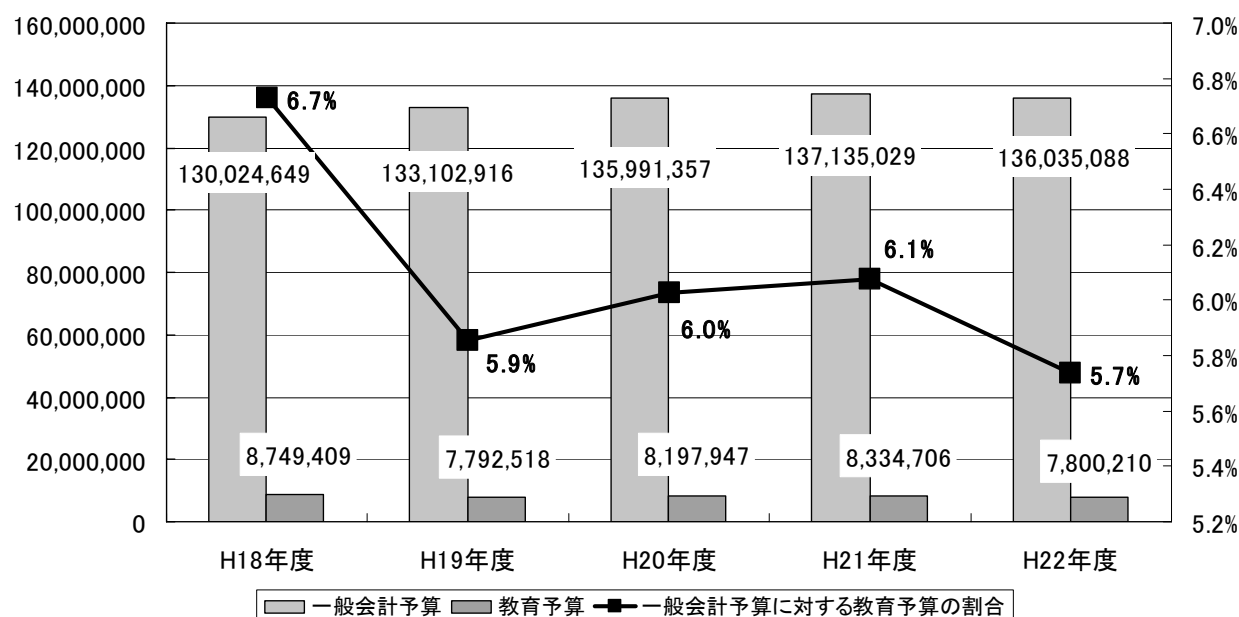
\* 1 学級数には、個別支援学級などは含みません。

<出典>横浜市教育委員会調べ

\* 2 割合については、小数点第二位を四捨五入

■横浜市一般会計予算と教育予算の推移

(単位：万円)



<出典>横浜市教育委員会調べ

# 重点施策関連データ

## 重点施策 1 横浜らしい教育の推進

### ■ 授業時間数

横浜市立学校は、国の総授業時数を基準とするとともに、次の内容を加えて設定します。

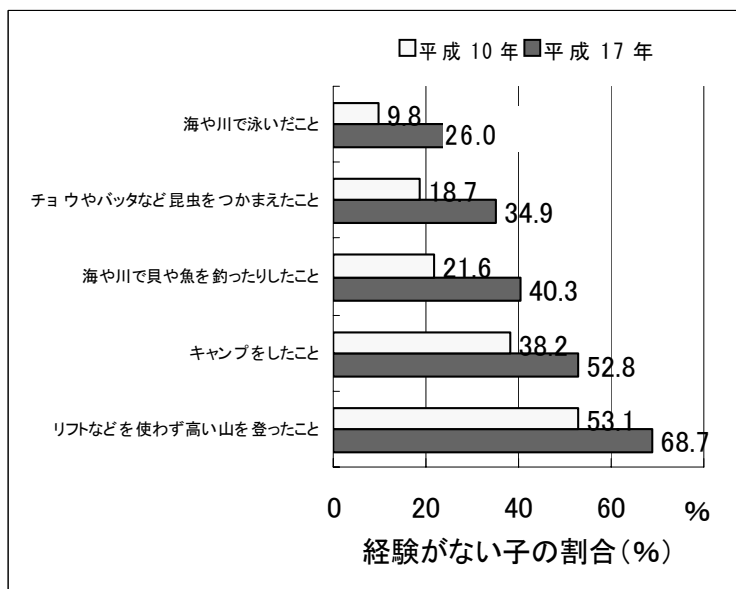
- 小学校 1 年から 4 年に YICA（横浜国際コミュニケーション活動）を年間 20 時間（国際理解教室 5 時間程度を含む）設定します。
- 小学校 5、6 年生については、国の基準に加えて、「知」「徳」「体」「公」「開」で示す子どもの育成へ向けて、学校独自に教科等指導に活用する時間を年間 20 時間位置づけます。

#### ◇ 横浜市立学校の総授業時数

	国語	社会	算数 数学	理科	生活	音楽	図工 美術	家庭 技家	体育 保体	道徳	総合	特活	YICA 外国語	総授業 時数
小 1	306	—	136	—	102	68	68	—	102	34	—	34	20	870
小 2	315	—	175	—	105	70	70	—	105	35	—	35	20	930
小 3	245	70	175	90	—	60	60	—	105	35	70	35	20	965
小 4	245	90	175	105	—	60	60	—	105	35	70	35	20	1,000
小 5	175	100	175	105	—	50	50	60	90	35	70	35	35	1,000
	20													
小 6	175	105	175	105	—	50	50	55	90	35	70	35	35	1,000
	20													
中 1	140	105	140	105	—	45	45	70	105	35	50	35	140	1,015
中 2	140	105	105	140	—	35	35	70	105	35	70	35	140	1,015
中 3	105	140	140	140	—	35	35	35	105	35	70	35	140	1,015

＜出典＞横浜版学習指導要領 総則（平成 20 年度／横浜市教育委員会）

### ■ 自然体験をしたことがない子どもの割合



＜出典＞青少年の自然体験に関する実態調査（平成 18 年度／国立青少年教育振興機構）

## 重点施策2 確かな学力の向上

### ■平成21年度全国学力・学習状況調査平均正答率

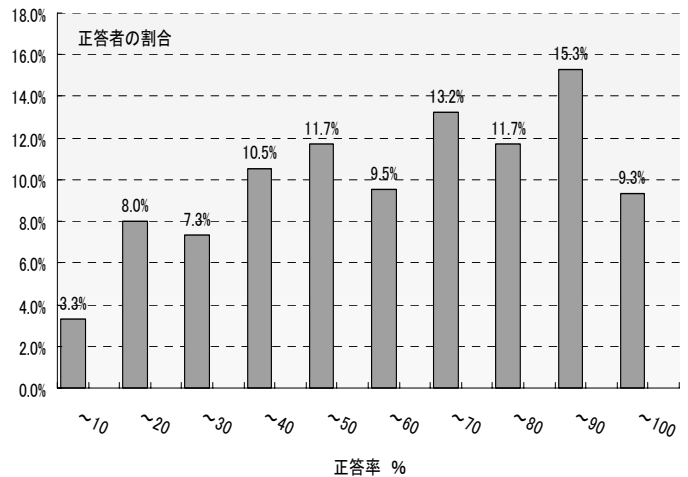
◎小学校	国語 A	国語 B	算数 A	算数 B
横浜市	70.3%	53.4%	80.3%	59.4%
全国との差	+0.4	+2.9	+1.6	+4.6
神奈川県	68.7%	50.8%	78.1%	56.6%
全国	69.9%	50.5%	78.7%	54.8%

◎中学校	国語 A	国語 B	数学 A	数学 B
横浜市	76.0%	73.5%	63.4%	58.1%
全国との差	-1.0	-1.0	+0.7	+1.2
神奈川県	75.6%	73.2%	62.2%	56.7%
全国	77.0%	74.5%	62.7%	56.9%

<出典>平成21年度全国学力・学習状況調査  
(平成22年度/横浜市教育委員会)

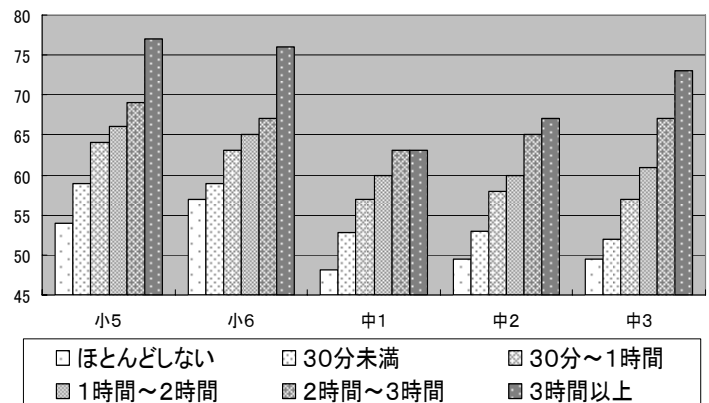
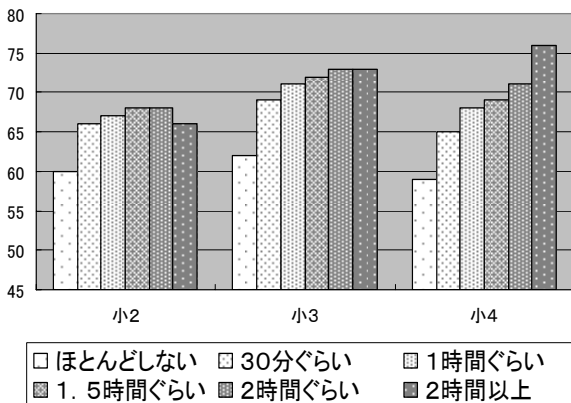
### ■高得点と低得点の分散傾向

(正答率分布 中学校2年数学)



<出典>横浜市学習状況調査  
(平成21年度/横浜市教育委員会)

### ■学校の授業以外の勉強時間と正答率 (%)



<出典>横浜市学習状況調査(平成21年度/横浜市教育委員会)

## 重点施策3 豊かな心の育成

### ■暴力行為の内訳

◇対教師暴力の発生件数(増減件数、増減率は、H21年度の対H20年度比)

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	増減件数	増減率
小学校	151	62	86	103	17	19.8%
中学校	264	313	361	393	32	8.9%
高校	0	0	2	0	-2	-100%
計	415	375	449	496	47	10.5%

<出典>横浜市教育委員会調べ

◇生徒間暴力の発生件数(増減件数、増減率は、H21年度の対H20年度比)

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	増減件数	増減率
小学校	116	189	283	363	80	28.3%
中学校	1,104	1,232	1,334	1,439	105	7.9%
高校	7	3	2	1	-1	-50.0%
計	1,227	1,424	1,619	1,803	184	11.4%

<出典>横浜市教育委員会調べ

◇対人暴力の発生件数（増減件数、増減率は、H21年度の対H20年度比）

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	増減件数	増減率
小学校	6	2	19	8	-11	-57.9%
中学校	37	36	61	16	-45	-73.8%
高校	0	0	1	0	-1	-100.0%
計	43	38	81	24	-57	-70.4%

<出典>横浜市教育委員会調べ

◇器物破損の発生件数（増減件数、増減率は、H21年度の対H20年度比）

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	増減件数	増減率
小学校	103	145	171	219	48	28.1%
中学校	761	883	1,070	907	-163	-15.2%
高校	3	0	7	12	5	71.4%
計	867	1,028	1,248	1,138	-110	-8.8%

<出典>横浜市教育委員会調べ

■いじめの認知件数（増減件数、増減率は、H21年度の対H20年度比）

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	増減件数	増減率
小学校	627	442	399	511	112	28.1%
中学校	716	555	549	656	107	19.5%
高校	14	5	3	2	-1	-33.3%
計	1,357	1,002	951	1,169	218	22.9%

<出典>横浜市教育委員会調べ

■小学校 理由別長期欠席者の人数及び割合 [ ]内は比率

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
病気	605人[31.7%]	520人[27.9%]	440人[25.2%]	385人[21.3%]
経済的理由	2人[0.1%]	4人[0.2%]	0人[—]	5人[0.3%]
不登校	991人[51.9%]	1,032人[55.4%]	943人[54.0%]	1,066人[59.1%]
その他	310人[16.2%]	306人[16.4%]	362人[20.7%]	349人[19.3%]
計	1,908人	1,862人	1,745人	1,805人

※割合については、小数点第二位を四捨五入

<出典>横浜市教育委員会調べ

■中学校 理由別長期欠席者の人数及び割合 [ ]内は比率

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
病気	265人[8.4%]	238人[7.3%]	181人[5.6%]	149人[4.8%]
経済的理由	3人[0.1%]	1人[0.0%]	5人[0.2%]	0人[—]
不登校	2,663人[83.9%]	2,841人[86.9%]	2,847人[87.6%]	2,796人[90.3%]
その他	242人[7.6%]	191人[5.8%]	217人[6.7%]	153人[4.9%]
計	3,173人	3,271人	3,250人	3,098人

※割合については、小数点第二位を四捨五入

<出典>横浜市教育委員会調べ



## 重点施策4 健やかな体の育成

### ■平成21年度新体力テストの結果

#### 男子

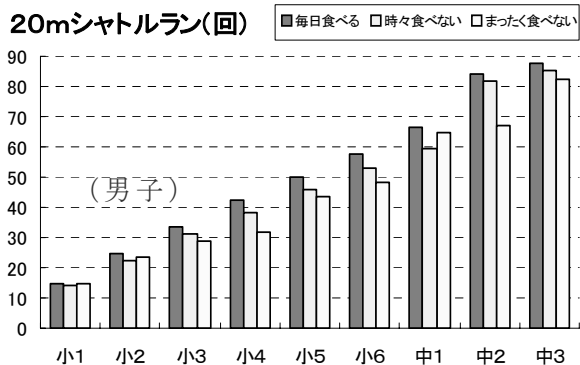
項目		小1 (6歳)	小2 (7歳)	小3 (8歳)	小4 (9歳)	小5 (10歳)	小6 (11歳)	中1 (12歳)	中2 (13歳)	中3 (14歳)
握力 (kg)	横浜市	8.89	10.94	12.79	14.60	16.70	19.68	24.27	29.58	35.07
	全国	9.45	11.15	12.92	14.84	17.21	20.16	24.54	30.30	35.16
上体起こし (回)	横浜市	11.01	13.51	15.59	17.58	19.33	20.91	22.72	26.07	28.74
	全国	11.46	13.82	15.81	17.76	19.52	21.57	23.69	26.74	29.46
長座体前屈 (cm)	横浜市	24.97	27.20	28.62	30.74	32.73	33.74	38.10	41.63	44.79
	全国	26.34	27.06	28.78	30.46	32.82	34.56	38.67	43.64	46.08
反復横跳び (点)	横浜市	24.97	28.57	31.54	35.44	39.04	42.32	45.90	49.25	51.89
	全国	27.01	30.66	34.43	38.34	42.01	45.41	48.17	51.76	54.40
20mシャトルラン (回)	横浜市	14.75	24.34	33.21	41.67	49.38	57.10	65.44	83.14	87.11
	全国	17.31	26.56	35.61	45.80	53.67	62.77	69.25	85.49	92.80
持久走 (秒)	横浜市	—	—	—	—	—	—	430.56	393.71	384.23
	全国	—	—	—	—	—	—	414.23	383.06	369.28
50m走 (秒)	横浜市	11.72	10.72	10.14	9.66	9.32	8.94	8.58	8.08	7.70
	全国	11.58	10.66	10.15	9.62	9.28	8.90	8.44	7.91	7.52
立ち幅跳び (cm)	横浜市	112.10	124.22	134.12	143.31	151.96	160.95	176.72	191.96	206.44
	全国	114.71	126.25	136.96	146.15	155.33	165.37	179.53	196.52	210.39
小学生：ソフトボール投げ 中学生：ハンドボール投げ (m)	横浜市	8.49	12.46	16.56	20.77	24.29	27.96	18.05	20.31	23.00
	全国	9.18	13.33	17.92	22.55	26.37	30.57	18.92	22.04	24.10

#### 女子

項目		小1 (6歳)	小2 (7歳)	小3 (8歳)	小4 (9歳)	小5 (10歳)	小6 (11歳)	中1 (12歳)	中2 (13歳)	中3 (14歳)
握力 (kg)	横浜市	8.12	9.96	11.75	13.51	15.78	18.56	21.38	23.76	25.13
	全国	8.80	10.39	11.93	14.01	16.62	19.89	21.86	24.01	25.36
上体起こし (回)	横浜市	10.27	12.80	14.37	16.17	17.40	18.41	18.68	21.39	22.39
	全国	10.84	12.99	14.81	16.36	17.71	19.48	20.25	22.32	23.16
長座体前屈 (cm)	横浜市	27.43	29.78	31.49	34.43	36.72	38.28	40.53	42.78	43.69
	全国	28.49	29.65	31.21	33.85	36.68	38.91	42.57	43.93	46.03
反復横跳び (点)	横浜市	23.96	27.08	29.63	32.58	35.93	38.61	41.05	43.13	44.38
	全国	26.22	29.36	32.73	36.23	39.48	42.12	43.97	45.71	46.26
20mシャトルラン (回)	横浜市	12.49	17.71	22.79	28.58	35.28	40.33	43.75	55.63	53.51
	全国	14.07	20.72	26.68	34.36	41.15	48.45	50.73	57.64	56.92
持久走 (秒)	横浜市	—	—	—	—	—	—	322.78	301.36	302.09
	全国	—	—	—	—	—	—	293.16	283.53	289.39
50m走 (秒)	横浜市	12.12	11.11	10.51	10.04	9.63	9.29	9.16	8.94	8.90
	全国	11.89	10.97	10.45	9.96	9.61	9.23	9.00	8.75	8.69
立ち幅跳び (cm)	横浜市	102.98	113.73	123.48	133.03	141.69	148.29	157.17	163.36	165.18
	全国	105.81	117.17	126.61	137.27	146.05	154.61	162.75	168.63	169.08
小学生：ソフトボール投げ 中学生：ハンドボール投げ (m)	横浜市	5.55	7.33	9.25	11.22	13.00	14.72	11.03	12.42	13.28
	全国	6.02	7.83	10.32	12.87	15.05	17.82	12.74	13.88	14.45

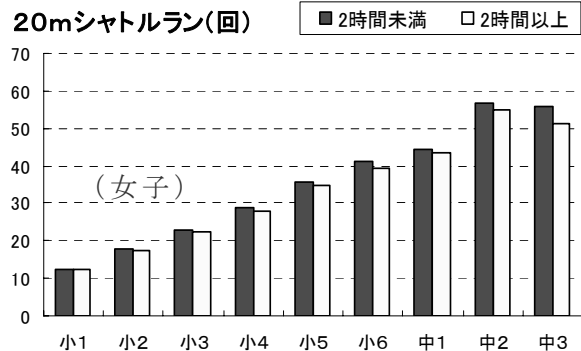
< 出典 > 新体力テスト

■ 朝食摂取状況と運動能力の関係



<出典>横浜市立小中学校児童生徒体力・運動能力調査 (平成21年度/横浜市教育委員会)

■ テレビ視聴時間と運動能力の関係



<出典>横浜市立小中学校児童生徒体力・運動能力調査 (平成21年度/横浜市教育委員会)

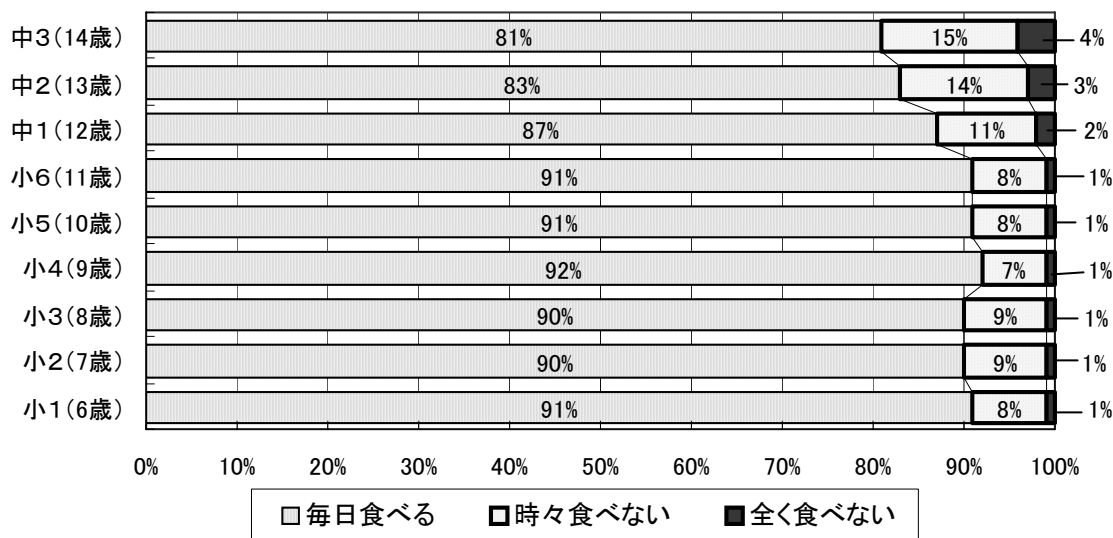
■ 横浜市立中学校生徒の部活動加入状況

各年度5月1日現在

		H18年度		H19年度		H20年度		H21年度	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
生徒総数		72,239	100%	74,038	100%	75,004	100%	76,260	100%
部活動加入数		60,206	83.3%	62,011	83.8%	63,050	84.1%	64,053	84.0%
内訳	運動部	45,090	62.4%	46,250	62.5%	46,654	62.2%	47,389	62.1%
	文化部	15,116	20.9%	15,761	21.3%	16,396	21.9%	16,664	21.9%

<出典>横浜市教育委員会調べ

■ 朝食の摂取状況



<出典>横浜市立小中学校児童生徒体力・運動能力調査 (平成21年度/横浜市教育委員会)

## 重点施策5 特別なニーズに対応した教育の推進

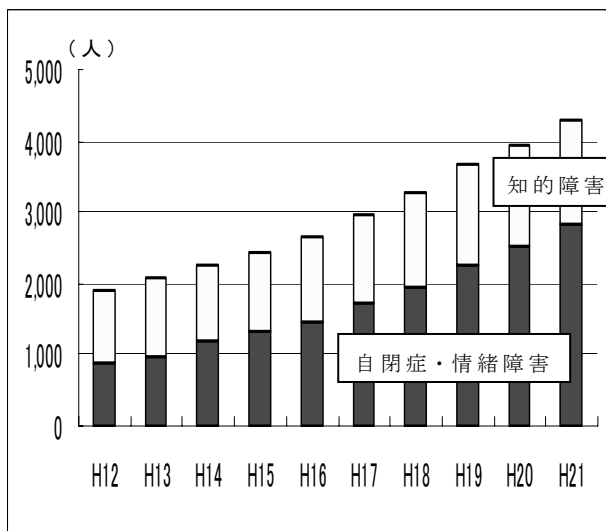
■ 一般学級に在籍し、学校が特別な支援を必要と判断した児童生徒数（一校あたり）

H21 年度	特別な支援を必要と判断した児童生徒数（一校あたり）		
	特別な支援が必要	TT*などの支援が必要	実際に TT などの支援
小学校	24.2 人	13.9 人	8.2 人
中学校	13.2 人	5.4 人	3.1 人

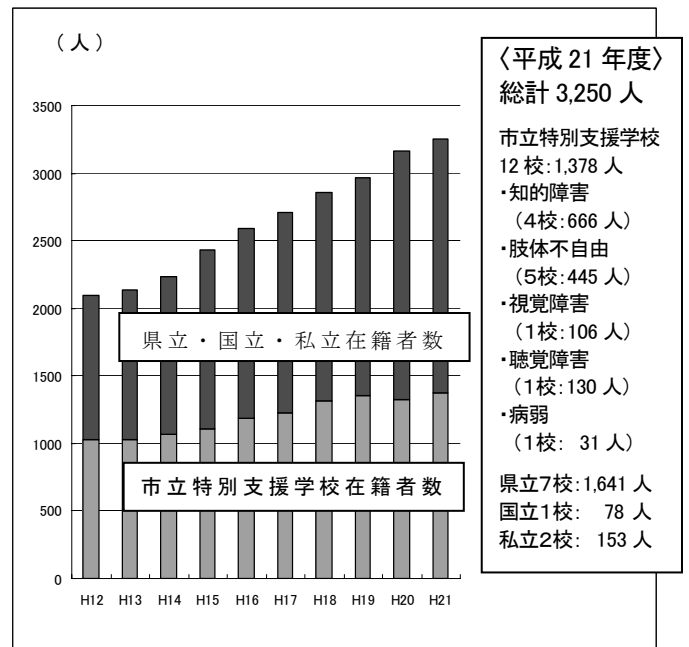
< 出典 > 横浜市教育委員会調べ

\* チームティーチングの略。学級など、一つの集団を複数の教諭によって指導する指導体制

■ 小中学校個別支援学級の児童生徒数の推移 ■ 市内特別支援学校在籍児童生徒数の推移



< 出典 > 横浜市教育委員会調べ



< 出典 > 横浜市教育委員会調べ

■ 特別支援教育総合センターにおける障害別相談件数の推移

(件)

年度	知的障害	特別な支援*	視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢体不自由	病弱	合計
H18 年度	1,413	1,366	14	41	137	107	3	3,081
H19 年度	1,360	1,705	22	33	167	113	7	3,407
H20 年度	1,315	1,661	30	40	216	126	7	3,395
H21 年度	1,314	1,766	15	41	190	134	13	3,473

< 出典 > 横浜市教育委員会調べ

\* 知的な遅れがない発達障害に関わる相談

■ 外国人児童生徒数（小中学校合計）の推移

各年度5月現在（人）

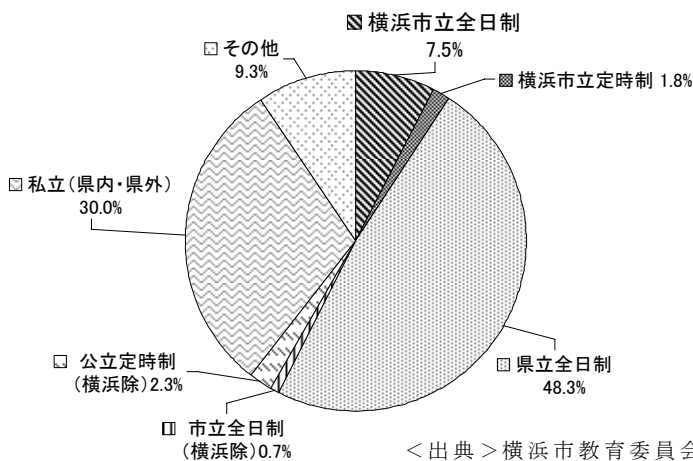
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	
外国人児童生徒数	2,222	2,254	2,324	2,418	2,432	
別国	中国	723	738	793	846	869
	韓国・朝鮮	530	500	464	423	400
	フィリピン	223	232	252	296	293
	ブラジル	149	155	166	172	171
	ベトナム	188	205	219	241	241
	ペルー	137	152	167	166	151
	カンボジア	28	30	27	27	27
	タイ	28	32	29	34	34
	その他	216	210	207	213	246

<出典>横浜市教育委員会調べ

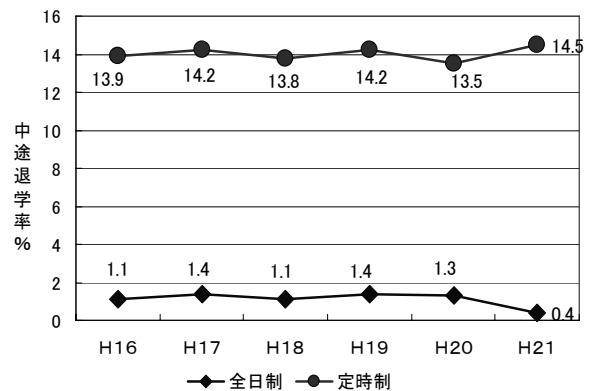
重点施策6 魅力ある高校教育の推進

■ 横浜市立中学校卒業生進路状況（平成22年3月）

■ 横浜市立高校中途退学率の推移



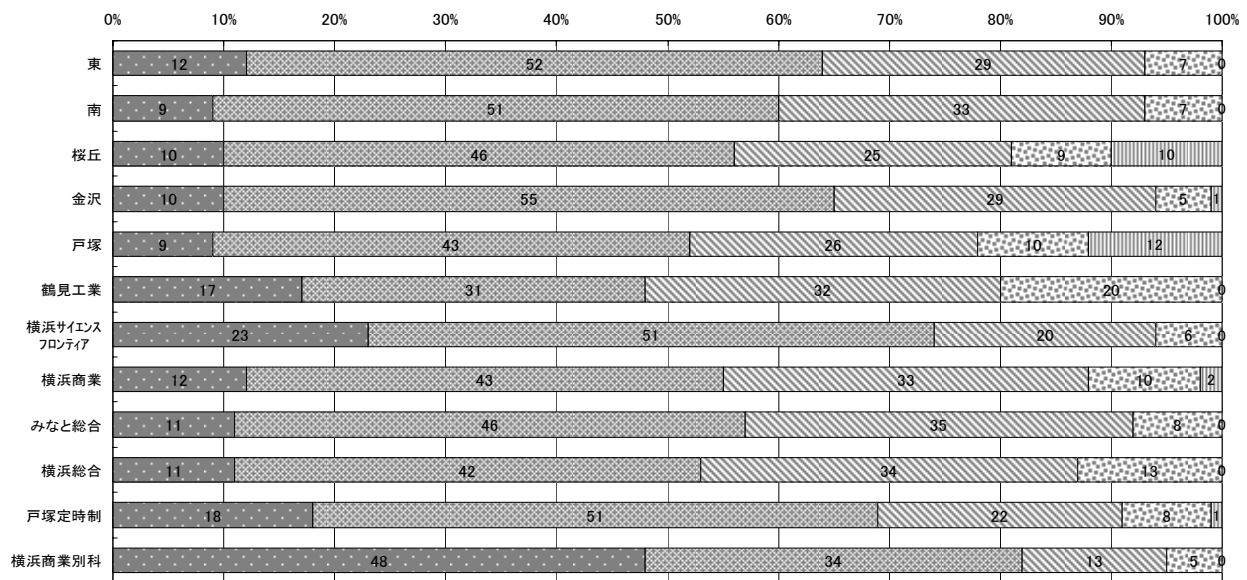
<出典>横浜市教育委員会調べ



<出典>横浜市教育委員会調べ

■ 学力伸長への支援に関する生徒の意識

調査項目「学校はあなたが学力を伸ばすために必要な支援をしていますか」への回答



■ そう思う □ ややそう思う □ あまりそう思わない □ そう思わない □ わからない

<出典>学校評価における学力伸長支援項目生徒アンケート(平成21年度/横浜市教育委員会)

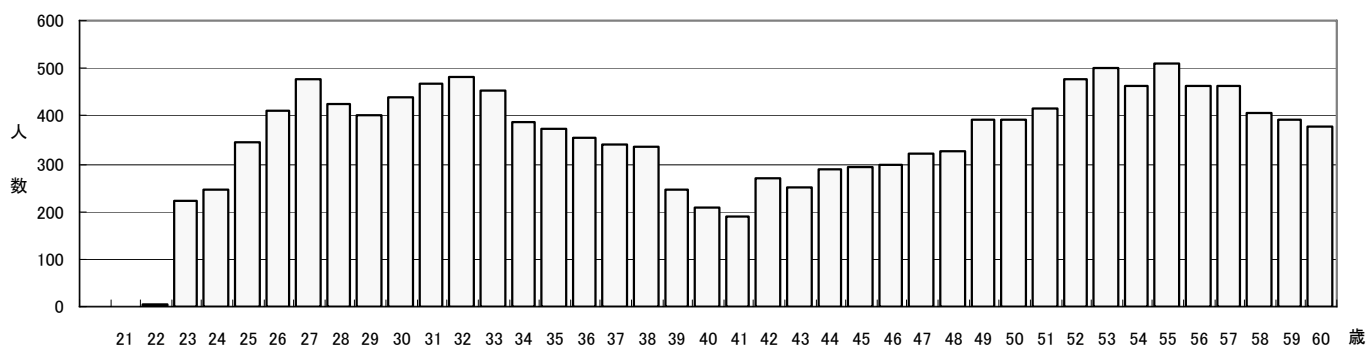
## ■横浜市立高校 後期選抜（志願変更後）の競争率の推移

学校名		平成18年度			平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度		
学校名	学科等	募集人員	志願者数	競争率	募集人員	志願者数	競争率	募集人員	志願者数	競争率	募集人員	志願者数	競争率	募集人員	志願者数	競争率
東	単位制普通科	114	143	1.25	114	167	1.46	114	169	1.48	114	157	1.38	134	156	1.16
南	単位制普通科	222	247	1.11	222	340	1.53	222	251	1.13	191	255	1.34	191	222	1.16
桜丘	単位制普通科	208	268	1.29	208	288	1.38	208	225	1.08	181	235	1.30	181	237	1.31
金沢	普通科(一般)	194	266	1.37	167	241	1.44	167	202	1.21	167	205	1.23	119	193	1.62
	普通科(文理特進)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	55	49	0.89
戸塚	単位制普通科	194	282	1.45	194	252	1.30	194	300	1.55	139	192	1.38	139	234	1.68
鶴見工業	機械科	20	32	1.60	20	37	1.85	20	34	1.70	—	—	—	—	—	—
	電気系	20	21	1.05	20	30	1.50	20	42	2.10	—	—	—	—	—	—
	工業化学科	20	22	1.10	20	29	1.45	20	31	1.55	—	—	—	—	—	—
	建築科	20	27	1.35	20	33	1.65	20	33	1.65	—	—	—	—	—	—
	土木科	20	29	1.45	20	34	1.70	20	38	1.90	—	—	—	—	—	—
	設備工業科	20	28	1.40	20	31	1.55	20	40	2.00	—	—	—	—	—	—
横浜サイエンスフロンティア	単位制理数科	—	—	—	—	—	—	—	—	—	166	326	1.96	166	239	1.44
横浜商業	商業科	119	165	1.39	119	162	1.36	119	166	1.39	119	131	1.10	119	143	1.20
	国際学科	25	22	0.88	25	39	1.56	25	30	1.20	25	36	1.44	25	47	1.88
みなと総合	総合学科	166	221	1.33	166	196	1.18	119	146	1.23	119	179	1.50	119	142	1.19
横浜総合	総合学科Ⅰ部	53	84	1.58	53	124	2.34	60	78	1.30	60	136	2.27	60	98	1.63
	総合学科Ⅱ部	53	99	1.87	53	118	2.23	60	93	1.55	60	148	2.47	60	151	2.52
	総合学科Ⅲ部	53	79	1.49	53	118	2.23	60	72	1.20	60	123	2.05	60	133	2.22
戸塚定時	普通科	96	66	0.69	85	99	1.16	84	45	0.54	84	94	1.12	84	80	0.95
(参考)神奈川県	全日制の課程	21,176	29,252	1.38	21,689	29,870	1.38	21,383	29,259	1.37	21,193	29,259	1.38	22,124	32,587	1.47
	定時制の課程	1,506	1,104	0.73	1,511	2,061	1.36	1,638	1,511	0.92	1,499	1,748	1.17	1,652	2,198	1.33
横浜商業別科	理容科	40	34	0.85	40	33	0.83	40	21	0.53	40	24	0.60	40	37	0.93
	美容科	40	84	2.10	40	67	1.68	40	67	1.68	40	79	1.98	40	66	1.65

<出典>横浜市教育委員会調べ

## 重点施策7 優れた人材の確保

### ■教員の年齢構成（小学校、中学校、高校、特別支援学校の計）



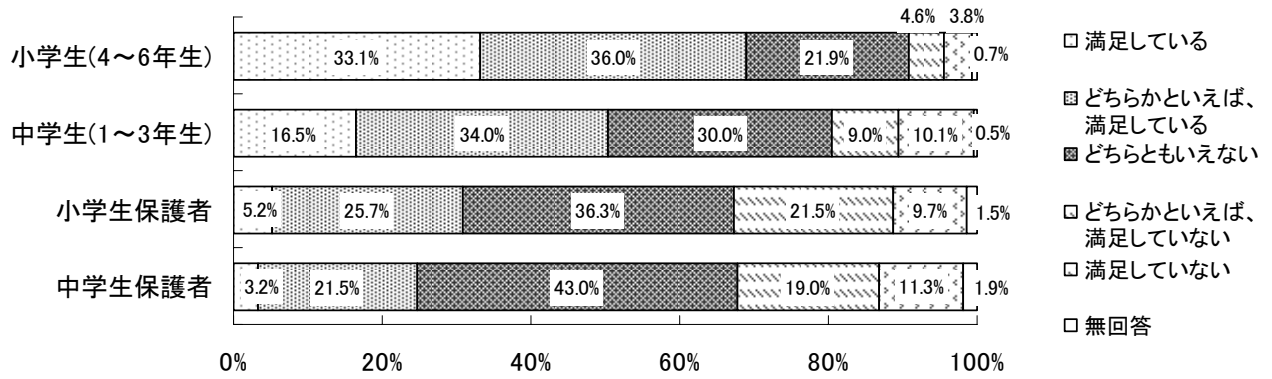
※ 人数には校長など管理職を含む

※ 平成22年5月1日に在籍している者の平成23年3月31日時点の年齢

<出典>横浜市教育委員会調べ

## 重点施策8 教師力の向上

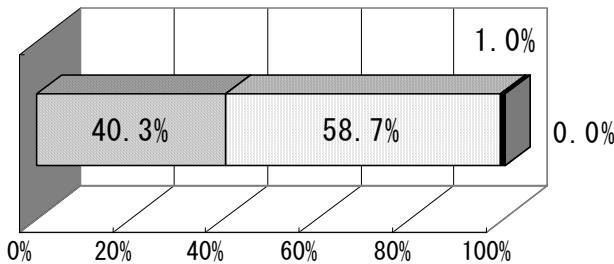
### ■教員の指導に対する満足度



<出典>横浜市教育意識調査(平成19年度/横浜市教育委員会)

## 重点施策9 学校の組織力の向上

### ■公立学校における学校関係者評価実施の学校改善への有用性

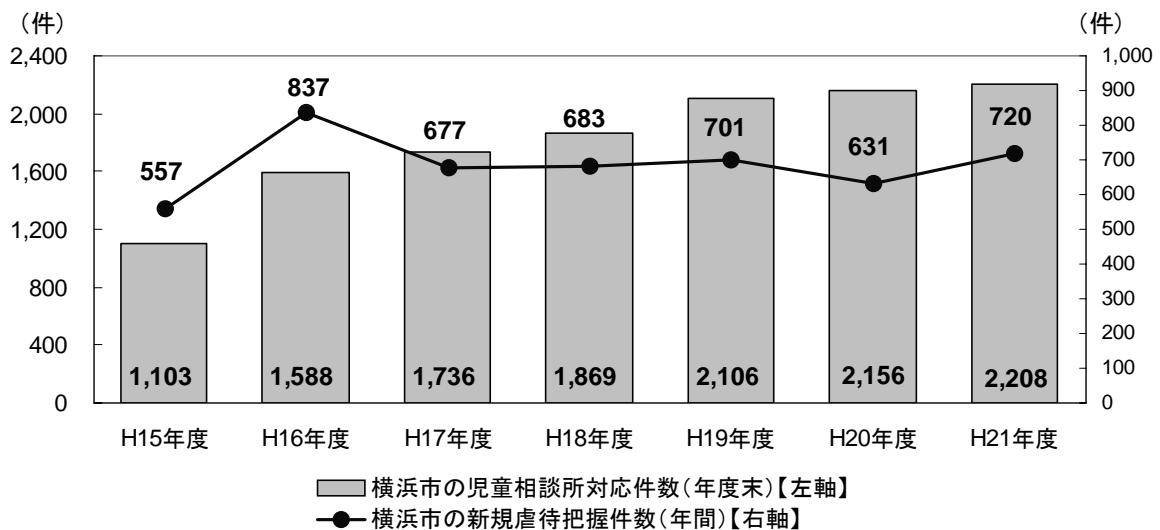


- 大いに役に立った
- ある程度役に立った
- あまり役に立たなかった
- 全く役に立たなかった

※割合の分母＝学校関係者評価を実施した公立学校数

<出典>学校評価等実施状況調査(平成20年度間)(文部科学省)

### ■横浜市の児童虐待対応件数と新規虐待把握件数の推移

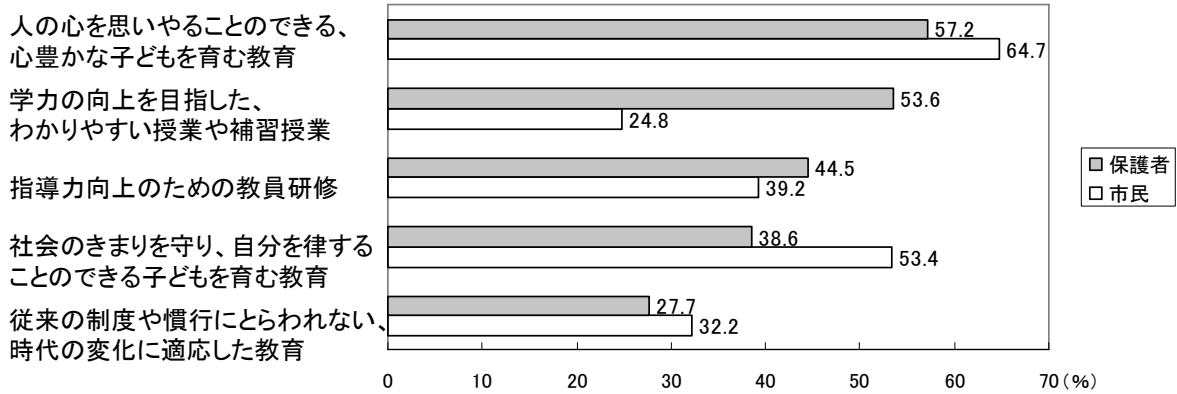


<出典>横浜市こども青少年局調べ



## 重点施策 10 適確・迅速・きめ細かな学校支援

### ■教育委員会や市立小中学校に対する期待や要望



※ 3 つまで複数回答

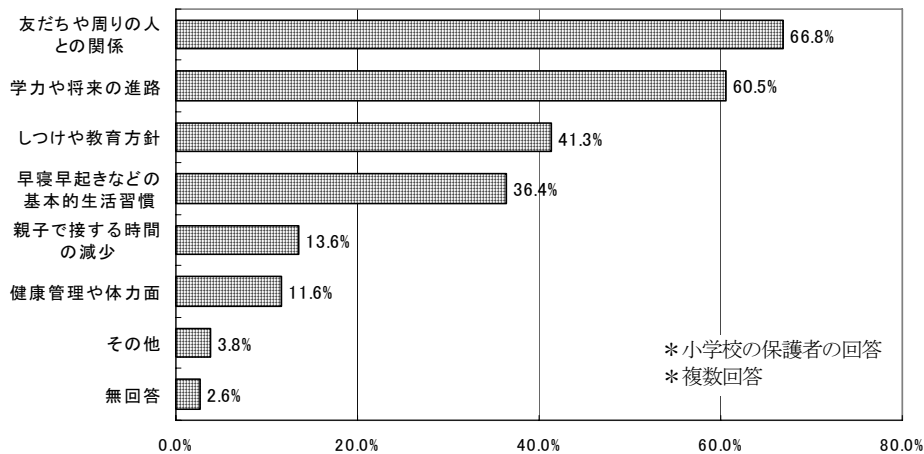
※ 保護者の回答のうち上位 5 つを掲載

< 出典 > 横浜市教育意識調査

(平成 19 年度 / 横浜市教育委員会)

## 重点施策 11 家庭教育への支援

### ■家庭教育に関する悩みと不安

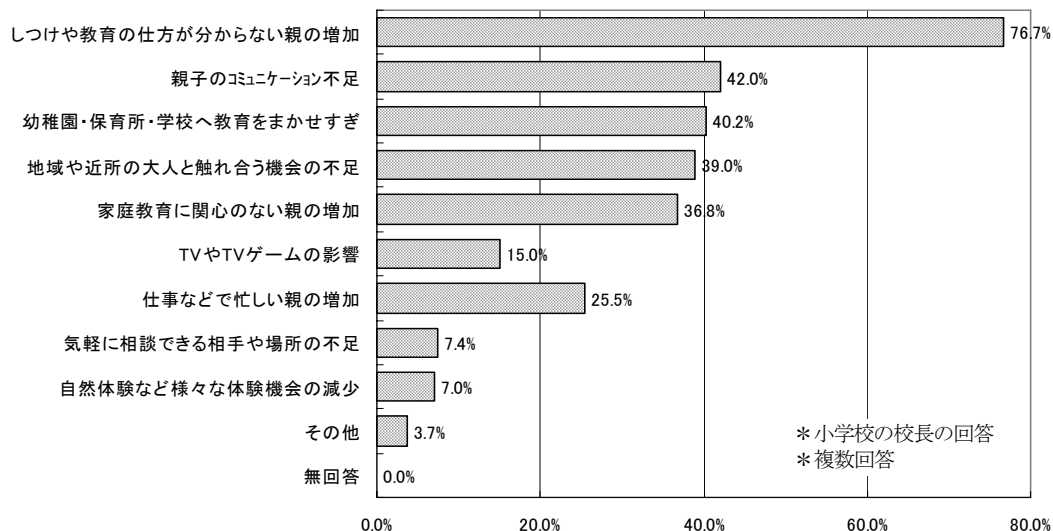


\* 小学校の保護者の回答  
\* 複数回答

< 出典 > 家庭教育に関する意識調査

(平成 21 年度 / 横浜市社会教育委員会)

### ■家庭教育力が低下している理由



\* 小学校の校長の回答  
\* 複数回答

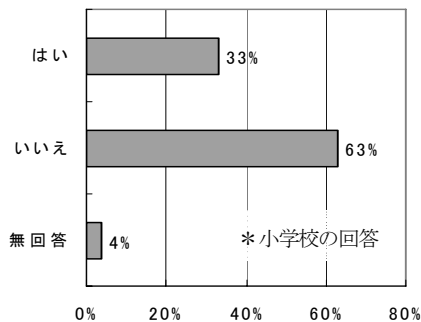
< 出典 > 家庭教育に関する意識調査

(平成 21 年度 / 横浜市社会教育委員会)

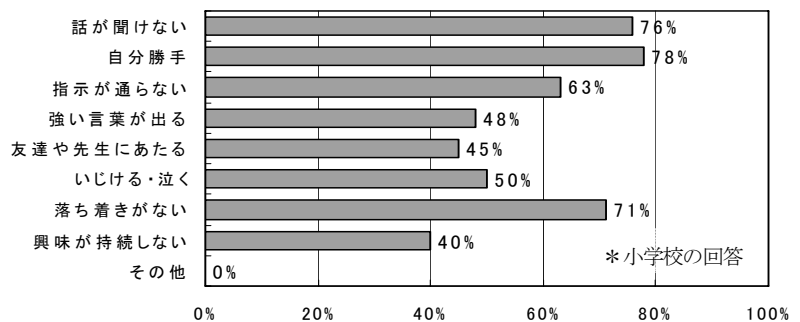
## 重点施策 12 地域と学校との連携

### ■「小1プロブレム」の状況

(問)平成 20 年度に「小1プロブレム」の状況が見られましたか



(問)どのような状況が見られましたか (複数回答)



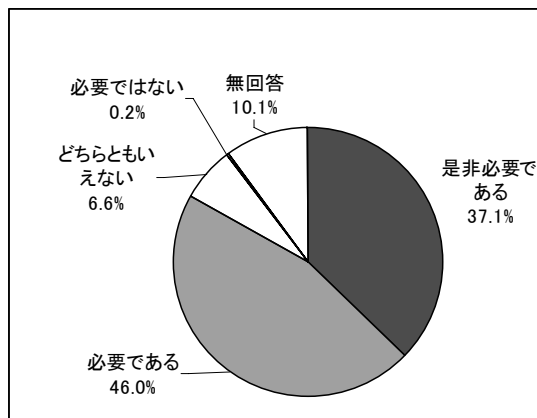
小1プロブレムとは、入学したばかりの1年生の教室において、集団行動が取れない、授業中に座ってられない、先生の話を受けない、すぐにあきらめてしまうなど、学校生活にうまく適応できない状態が続き、学級として機能しないことをいいます。(日本発達心理学会 2008.9)

<出典>横浜市幼・保・小連携に関わる実態調査(平成 21 年度/横浜市子ども青少年局)

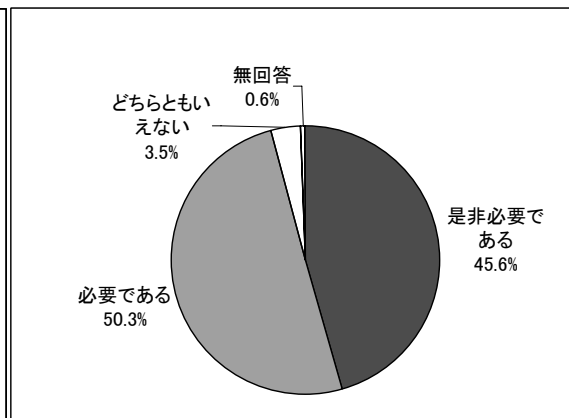
## 重点施策 13 教育環境の整備

### ■校務情報化の必要性

学校 (5,846 校)



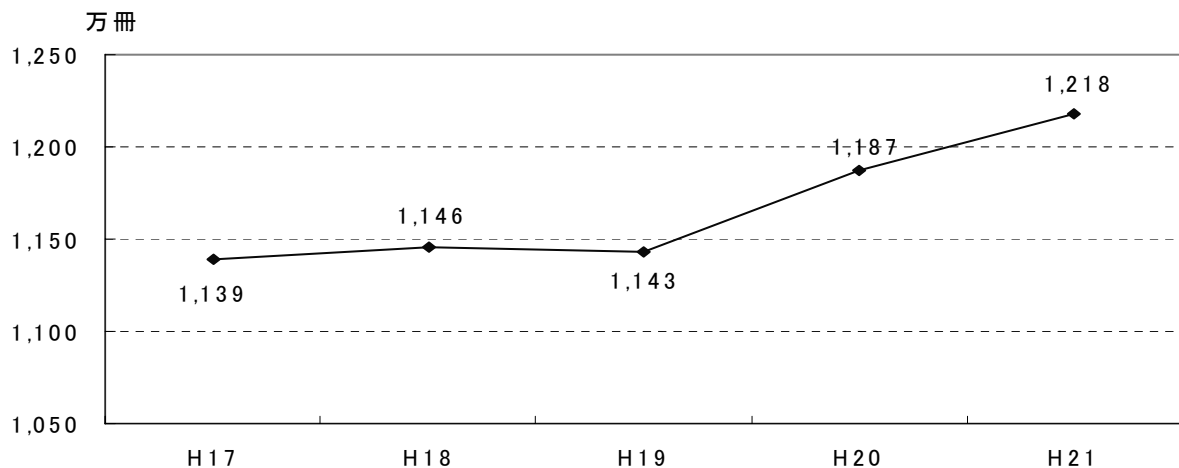
教育委員会 (344 か所)



<出典>校務情報化の現状と今後の在り方に関する研究報告書(平成 18 年度/文部科学省委託事業)

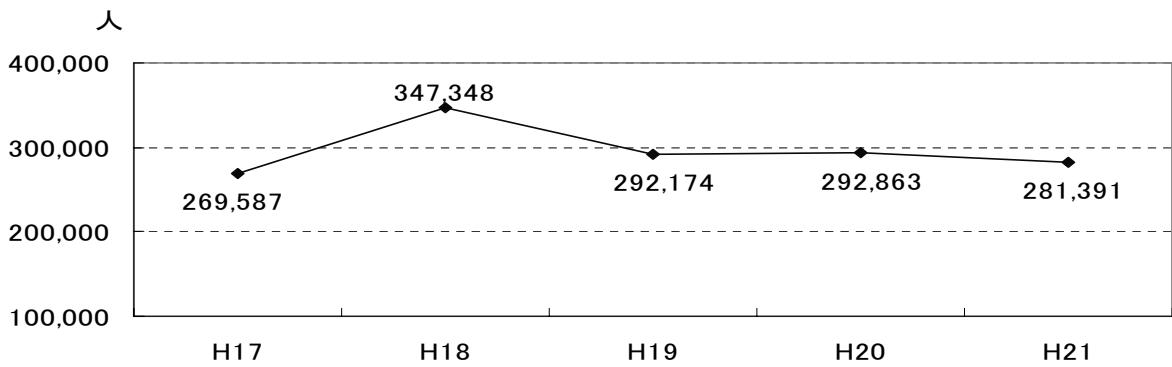
## 重点施策 14 市民の学習活動の支援

### ■横浜市立図書館の貸出冊数の推移



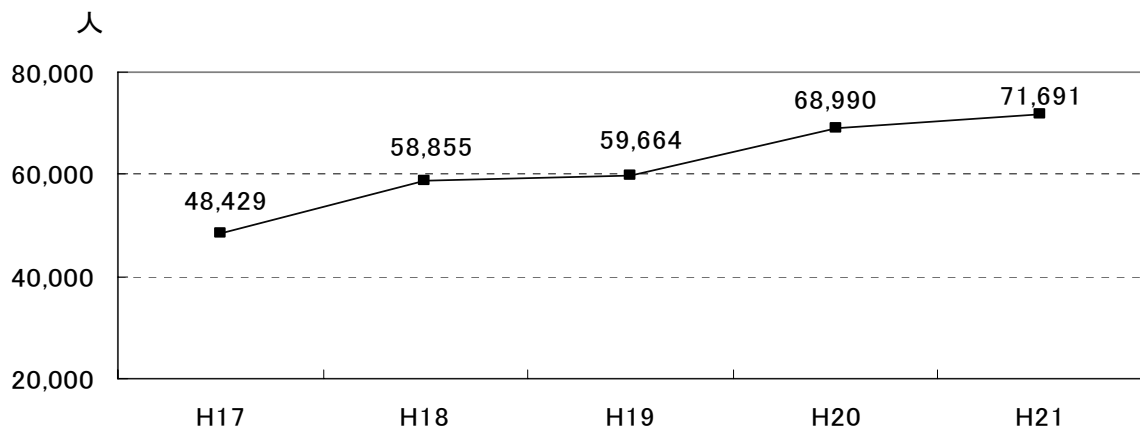
<出典>横浜市教育委員会調べ

■横浜市歴史博物館の入館者数の推移



<出典>横浜市教育委員会調べ

■横浜開港資料館の入館者数の推移



<出典>横浜市教育委員会調べ

■横浜市内指定・登録文化財数

平成 22 年 11 月 1 日現在

( ) の数は国宝で内数

種類	種別	市指定	市登録	県指定	国指定	国登録	計	
有形文化財	建造物	一般建造物	30	1	4	17	39	91
		石造建造物	6	2	1			9
	美術 工芸	絵画	16		14	11 (1)		41
		彫刻	27		15	9		51
		工芸品	12		15	16		43
		書跡・典籍・文書	16		4	18 (1)		38
		考古資料	7	1	8	2		18
		歴史資料	4	2		3		9
無形文化財	芸能・工芸技術						0	
史跡名勝 天然記念物	史跡	6	70	3	5		84	
	名勝				2	3	5	
	天然記念物	12		7	1		20	
民俗文化財	有形民俗文化財	4	13	2			19	
	無形民俗文化財	6	1	4			11	
計		146	90	77	84 (2)	42	439	

<出典>横浜市教育委員会調べ

## その他

### ■小学校卒業予定者の私立中学校進学予定者比率

各年度2月15日現在

	小学校 卒業予定者数 (人)	私立中学校 進学予定者数 (人)	私立中学校 進学予定者の割合 (%)
H17年度	30,158	5,622	18.6%
H18年度	31,683	5,922	18.7%
H19年度	30,671	5,819	19.0%
H20年度	31,604	5,882	18.6%
H21年度	32,261	5,830	18.1%

<出典> 小学校等卒業予定者の進路状況調査(横浜市教育委員会)

### ■就学援助認定者数及び就学援助率

在籍児童生徒数は、各年度5月1日現在

		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
在籍児童 生徒数 (A)	小学校	188,110人	190,534人	191,127人	192,959人	193,390人
	中学校	71,454人	72,239人	74,038人	75,004人	76,260人
	合計	259,564人	262,773人	265,165人	267,963人	269,650人
認定者数 (B)	小学校	20,736人	21,210人	21,311人	21,449人	23,059人
	中学校	9,293人	9,804人	10,288人	10,511人	11,309人
	合計	30,029人	31,014人	31,599人	31,960人	34,368人
援助率 (B/A)	小学校	11.02%	11.13%	11.15%	11.12%	11.92%
	中学校	13.01%	13.57%	13.90%	14.01%	14.83%
	合計	11.57%	11.80%	11.92%	11.93%	12.75%

<出典> 横浜市教育委員会調べ

#### ※ 就学援助

子どもを小中学校に通学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して、学用品費、修学旅行費、給食費などを援助し、子どもの就学を奨励する制度

### ■横浜市奨学制度（横浜市奨学条例）

#### 支給の目的

教育の機会均等を得させるため、経済的理由により高等学校の修学困難な者に対し、奨学金を支給し、有用な人物を育成する。

#### 応募資格

- ①保護者の住所が横浜市内にある方
- ②高等学校に在学し品行方正な方
- ③学業成績が、前年度の全履修科目の評定平均値が5段階評価で4.00以上の方
- ④家計の収入状況が年間800万円以下程度（目安）で経済的理由により修学が困難な方

※ 平成22年度より公立高校の授業料が無償化されましたが、奨学制度を継続し、平成23年度から奨学金支給額の上限額を月額5,000円に改定し、支給対象者の増員を図ります。

### 3 意見募集の結果

平成22年9月13日に公表した計画素案の内容について、市民の皆様及び教職員からの意見募集を実施しました。

#### (1) 概要

- ア 実施期間 平成22年9月17日（金）～平成22年10月20日（水）  
 イ 素案冊子等の配布 22,000部（素案冊子 約2,500部、概要版 約19,500部）  
 ウ 配布場所・配布先 各区役所、市民情報センター、図書館、市立学校、PTA、主要鉄道駅等

#### (2) 募集結果

市民の皆様から170通・541件のご意見が寄せられました。また、教職員から50通・299件の意見がありました。

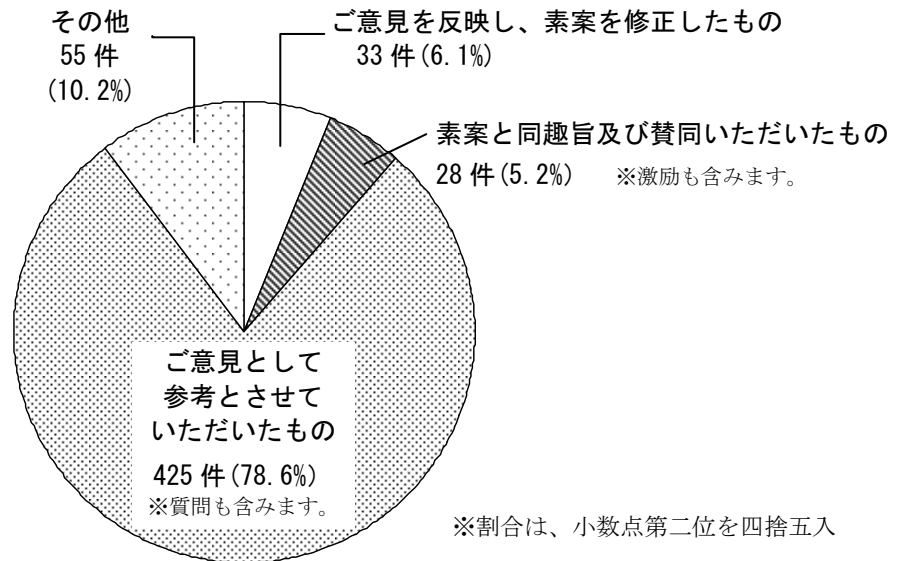
※ この他、全体校長会議（平成22年10月5日）で計画素案の内容について説明し、アンケートを実施した結果、102通・120件の意見がありました。

#### 【施策体系別意見数】

施策体系		市民	教職員
第1章	横浜市教育振興基本計画について	3	0
第2章	横浜が目指すこれからの教育	23	8
第3章	今後5か年で重点的に取り組む施策	15	6
	重点施策 1 横浜らしい教育の推進	34	5
	重点施策 2 確かな学力の向上	46	24
	重点施策 3 豊かな心の育成	19	9
	重点施策 4 健やかな体の育成	39	15
	重点施策 5 特別なニーズに対応した教育の推進	72	32
	重点施策 6 魅力ある高校教育の推進	24	9
	重点施策 7 優れた人材の確保	7	11
	重点施策 8 教師力の向上	31	25
	重点施策 9 学校の組織力の向上	26	7
	重点施策 10 適確・迅速・きめ細かな学校支援	4	17
	重点施策 11 家庭教育への支援	10	2
	重点施策 12 地域と学校との連携	10	0
	重点施策 13 教育環境の整備	53	28
	重点施策 14 市民の学習活動の支援	19	1
第4章	計画の推進にあたって	34	31
資料編		1	0
計画全体		16	2
その他		55	67
合 計		541	299

### (3) 市民意見への対応状況

「普通教室等への空調設備の設置」(24件)や「図書館サービス」(2件)に関するご意見など33件(約6.1%)について、ご意見の趣旨を踏まえ、計画素案を修正しました。



#### 【市民意見に基づく修正】

項目	いただいたご意見(概要)	考え方・対応
重点施策1	日本の伝統文化について学校でしっかりと教えてほしい。	伝統文化に関する教育については、“横浜の子ども”で【開】国際社会に寄与する開かれた心(日本の伝統や文化を尊重しながら国際社会の平和と発展に貢献する子どもの育成)を示しており、その重要性を認識しています。このため、重点取組「2(4)地域や日本の伝統・文化を学び、世界へ目を向ける教育の推進」を追記しました。
重点施策8	これまでの計画にはない「教職員の心の健康づくり」が新たに設けられたことは評価できる。ここに掲載されている資料「休職者推移」の表を2段にし、下段に「うち精神疾患」として人数を記載してほしい。	ご意見の趣旨を踏まえ、「休職者の推移」の表に「うち精神疾患」として、データを追加しました。「横浜市教職員メンタルヘルス計画」に基づき、メンタルヘルス不調の早期発見、早期対応に向けて、相談体制の整備や学校への出張カウンセリングを実施し、教職員の心の健康づくりに取り組んでまいります。
重点施策9	虐待や貧困などで、学校生活というスタートラインに立てない子どもたちが増えてきている。これらの子どもたちをどう救っていくのか。具体的な取組として計画に盛り込んでほしい。また、児童支援専任教諭やカウンセラーの表記はあるが、養護教諭の関わりが見えてこないのが明確にしていきたい。 (ほか同趣旨のご意見 1件)	重点施策9に関連施策として、児童虐待防止に向けた取組についての記載を追加するとともに、養護教諭の関わりについても記載しました。また、第4章1に、児童虐待や保護者の生活困窮などの対応に全市的に取り組む必要があるという趣旨の記載を追加しました。



項目	いただいたご意見（概要）	考え方・対応
重点施策 12	地域交流室を計画的に整備してほしい。	ご意見の趣旨を踏まえ、26 年度までの設置目標について明記しました。今後も、地域と学校の連携・交流を進めるための場として地域交流室の設置を進めてまいります。
重点施策 13	エアコンの設置をお願いしたい。 (ほか同趣旨のご意見 23 件)	ご意見の趣旨を踏まえ、「現状と課題」に教室の暑さ対策に取り組む必要があることや、重点取組「1 より良い教育環境の整備」に、空調設備の設置に取り組むことを追記しました。 また、第2章2「目標5」にも空調設備の設置に取り組むことを追記しました。
重点施策 14	「図書サービス」では、本＝資料の提供に限定されるイメージがある。市民の学習活動を支援するのは、「図書館サービス」が適切だと考える。 (ほか同趣旨のご意見 1 件)	図書館は資料の貸出だけでなく、司書が専門性を発揮しながら幅広いサービスを行っているところです。ご意見の趣旨を踏まえ、「図書館サービス」に修正しました。
重点施策 14	横浜の教育振興基本計画に、鎌倉の世界遺産登録を入れるのに違和感を覚える。	「武家の古都・鎌倉」については、横浜市内の2つの国指定史跡(称名寺境内、朝夷奈切通)が含まれており、関係自治体が協力して世界遺産登録の実現に向け取組を進めてまいります。 ご意見の趣旨を踏まえ、現状と課題において、横浜市内の文化財が含まれている旨、明示しました。
第4章	必要な予算はきちんとつけるべき。「計画の推進にあたって」の章に明記する必要がある。	非常に厳しい財政状況ではありますが、未来を担う子どもたちを育成するため、教育予算の充実に努めてまいります。ご意見の趣旨を踏まえ、「3 進捗管理」の中に、「教育予算の充実に努め、」という文言を追加しました。

※ 市民の皆様からいただいたご意見の概要と本市の考え方・対応については、「横浜市教育振興基本計画（素案）に関する市民意見募集等の実施結果」としてとりまとめ、平成23年2月上旬に、横浜市教育委員会のホームページなどでご紹介します。（市民情報センター及び図書館で冊子を閲覧できます。）

(URL : [http://www.city.yokohama.jp/me/kyoiku/vision/pdf/kyoshin\\_iken.pdf](http://www.city.yokohama.jp/me/kyoiku/vision/pdf/kyoshin_iken.pdf))

※ 横浜市では、「横浜市中期4か年計画」の策定にあたって、パブリックコメントを実施しました。「横浜市中期4か年計画」には、教育に関する内容が含まれており、「横浜市教育振興基本計画」とも連動していることから、パブリックコメントで寄せられたご意見も参考とさせていただきます。

## 4 横浜市中期4か年計画との関連

横浜市中期4か年計画		横浜市 教育振興基本計画	
項目	掲載ページ	関連する項目	掲載ページ
第4章 横浜版成長戦略			
戦略2 観光・創造都市戦略 【主な施策】 ・「武家の古都・鎌倉」世界遺産登録	28	重点施策14	57
戦略3 「未来の人材」子ども戦略 【主な施策】 〈個性や能力を伸ばす魅力的な教育〉 ・児童支援専任教諭などによるきめ細かな指導 ・特別な支援が必要な児童生徒への支援の充実 ・横浜型小中一貫教育の推進 中高一貫教育校の設置 ・小中一貫英語教育の推進 ・キャリア教育の推進 ・食育の推進 〈地域で育て・子どもの力で地域に活力を与える〉 ・地域力を活用した学校支援	30・31	重点施策3 重点施策9 重点施策5 重点施策1 重点施策6 重点施策1 重点施策1 重点施策6 重点施策4 重点施策12 重点施策10	24 45・46 31～33 14 36 14 16 37 28・29 52 48
第5章 基本政策			
3 計画期間中の事業費の姿 ・取組事業の実施に伴う追加必要財源の見込みについて	47	第4章	61
施策3 学齢期から青年期の子ども・青少年育成 【主な事業】 4 職場体験を中心とするキャリア教育の推進	57	重点施策1 重点施策6	16 37
施策4 未来を担う子どもたちを育成するきめ細かな教育の推進 【主な事業】 1 横浜型小中一貫教育などの推進 ・小中学校9年間の連続性のある教育活動 ・中高一貫教育校 ・市立高校と大学との連携 ・特別支援学校の専門性を生かした支援 2 学力・体力の向上と豊かな心の育成 ・「学力向上アクションプラン」の作成 ・「体力向上1校1実践運動(仮称)」等による体力向上 ・「『豊かな心の育成』推進プログラム(仮称)」の作成 3 児童支援専任教諭等の配置 4 地域の教育力を生かした学校運営の支援 5 学校空調設備設置事業	58・59	重点施策1 重点施策6 重点施策5 重点施策2 重点施策4 重点施策3 重点施策3 重点施策9 重点施策12 重点施策10 重点施策13	14 36・37 31・32 19 28 23 24 45・46 52 48 54

横浜市中期4か年計画		横浜市 教育振興基本計画	
項目	掲載ページ	関連する項目	掲載ページ
施策13 スポーツや学びで育む豊かなくらし <b>【現状と課題】</b> 図書館などにおける、市民に身近な学びの場や 機会の充実の必要性 <b>【コラム】</b> 図書館を活用した市民の自主的な活動事例の紹介	80・81	重点施策14	57
施策18 公共施設の保全と有効活用 <b>【主な事業】</b> 1 市民生活の安全、企業活動の維持等に直結する保全の着実 な実施 2 より効率性の高い保全計画の策定と推進	92・93	重点施策13	54
施策20 国際交流・多文化共生の推進 <b>【主な事業】</b> 3 日本語学習の支援	96・97	重点施策5	34
コラム③～人と人のつながりの基本は「人権尊重」です～ 人権施策への取り組み。社会問題の一例として「学校裏サイト」 等、子どもを巻き込む問題について記載	100	重点施策3 重点施策2	24・25 21
施策30 地球温暖化対策の推進 <b>【主な事業】</b> 4 エネルギー効率のよい建築物・設備の普及	125	重点施策13	54
施策32 水とみどりにあふれる都市環境 <b>【達成指標】</b> ②園庭・校庭の芝生化 所管局:環境創造局	130・131	重点施策13	54
第6章 行財政運営			
行政運営2 (1)行政改革と適正な事務処理の推進 所管局:総務局、全区局 <b>【主な取組】</b> 1 民営化・委託化の推進 「具体的な取組」及び「直近の現状値」(21年度の取組)として、 「学校給食調理業務の民間委託化」を記載	143	重点施策13	55
財政運営4 保有資産の戦略的な有効活用 所管局:財政局 5 用途廃止施設や未利用地の活用・処分推進 学校施設や市民利用施設の後利用の例示として「用途を廃止し た旧日向山小学校、23年3月閉校予定の鶴見工業高等学校」を 記載	164・165	—	—
〈参考1〉 計画策定における市民意見			
6 パブリックコメントにおける意見 (2)実施結果	170・171	資料編 3 意見募集の 結果	80～82

\* 「所管局」は、平成23年度の局再編成実施後の新たな組織名称で表記しています。



平成 23 年 1 月発行  
横浜市教育委員会事務局 教育政策推進室

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1

電話 045-671-3243

FAX 045-663-3118

URL <http://www.city.yokohama.jp/me/kyoiku/>

